

さっぽろ

子ども未来プラン

札幌市次世代育成支援対策推進行動計画



平成16年(2004年)9月

札幌市

はじめに



札幌市では、明日を担う子どもたちが、未来に夢を持ち、思いやりと豊かな心を持って生きいきと育ててほしいとの思いから、平成16年4月に子ども未来局を新設し、子どもに関する施策のより一層の推進に努めています。

近年、急速に進行する少子化は、札幌市においても例外ではなく、子どもたち自身や子どもたちを取り巻く社会環境に、様々な影響を及ぼすことが予測されています。

このような中、国、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な少子化対策への取組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことに伴い、札幌市においても、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援する「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画ーさっぽろ子ども未来プランー」を策定いたしました。

この計画では、「子どもの輝きが全ての市民を結ぶまち」を基本理念として、未来の札幌のまちづくりを担う子どもたちが、こころ豊かで健やかに育つために、市民・企業・行政など社会のすべての構成員が、子どもたちを支えあうまちづくりを目指しています。

今後は、国や北海道をはじめ、市民、地域、企業や関係機関・団体などとの役割分担と相互の連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めてまいります。

最後に、この計画の策定に当たり、札幌市次世代育成支援対策推進協議会委員にご尽力いただいたほか、多くの市民の皆様や関係機関、団体の方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成16年9月

札幌市長 **上田 文雄**

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
①策定の背景と目的	2
②計画期間	3
③計画の対象	3
2 札幌市の現状と課題	4
①少子化の動向	4
①人口の推移	4
②出生の動向	5
③婚姻及び出産等の動向	6
②家族や地域の状況	8
①世帯の動向	8
②就業状況	8
③産業の状況	10
④生活環境の状況	10
③子どもの状況と子育ての実態	11
①子どもの日常と健康	11
②子育ての実態	13
③青少年の現状	14
④現状分析のまとめと基本的な課題	18

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点	20
①子どもの視点	20
②次世代を育成する長期的な視点	20
③社会全体で支援する視点	20
2 基本理念	21
3 基本目標	22
①健やかに生み育てる環境づくり	22
②子育て家庭を支援する仕組みづくり	22
③豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり	23
④次代を担う心身ともにたくましい人づくり	23
⑤子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	23
4 計画の体系	24
体系図（個別事業を除く）	

第3章 計画の内容（基本施策と個別事業）

基本目標1 健やかに生み育てる環境づくり

基本施策1 安全な妊娠・出産への支援	26
基本施策2 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援	28
基本施策3 子どもと母親への健康支援	30
基本施策4 小児医療の充実	34

基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり

基本施策1 地域・区・全市の三層構造による子育て支援の展開	35
①協働型で進める子育てサロン等の拡充〔地域〕	36
②(仮称)区子育て支援センターを核とした支援事業の展開〔区〕	38
③子育て支援総合センター等における多様な事業の展開〔全市〕	40
基本施策2 経済的な支援の取組み	41
基本施策3 家庭生活と職業生活の充実	43
基本施策4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実	45
①増大する保育ニーズへの対応	46
②多様な保育ニーズへの対応	47
③保育サービスの質の向上	49
④放課後における児童の健全な育成	50
基本施策5 特別な援助を要する家庭への支援	52
①ひとり親家庭への支援	52
②障がい・発達に遅れのある子どもへの支援	54

基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

基本施策1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成	58
基本施策2 子どもを見守る地域の連携	60
基本施策3 子どもに関する相談・支援体制の充実	62

基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

基本施策1 多様な体験機会の拡大（体験を広げる）	64
基本施策2 自立を促す企画・参画型事業の充実（挑戦する）	68
基本施策3 思春期の心と身体健康づくり	70
基本施策4 子どもの活動を支援する環境の整備	73
基本施策5 魅力ある学校教育の推進	76

基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

基本施策1 快適な生活空間の整備	80
基本施策2 子どもの安心・安全の確保	82

第4章 計画の推進に向けて

1 市民や関係機関などとの連携	86
2 社会・経済情勢や厳しい財政状況への適確かつ柔軟な対応	86
3 次世代育成支援対策のより一層の推進 —社会全体による子育ての実現に向けて—	87

付属資料

1 次世代育成支援に関係した主な動き	90
①本市の策定経過と国の動き	90
②札幌市次世代育成支援対策推進協議会	92
①委員名簿	92
②開催経過	93
③札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査	94
①調査概要	94
②調査結果	94
④計画素案に対する市民意見の募集	107
①実施概要	107
②募集結果	107
2 参考データ「札幌市の現状と課題」（第1章－2）関連データ	108



計画の策定にあたって

平成14年1月、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因と言われてきた晩婚化に加え、夫婦間に生まれる子どもの数が少なくなっているという新たな現象（夫婦の出生力そのものの低下）が指摘され、現状のままでは少子化は今後一層進行すると予想されています。

急速な少子化の進行は、社会・経済全体に極めて深刻な影響を与えられことから、国は総合的な取組みを推進するため、平成15年7月、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

これまで、札幌市では、「札幌市子育て支援計画」（平成8年7月策定）及び「札幌市青少年育成計画」（平成9年5月策定）に基づいて子育て環境の整備や子どもの健全な育成に努めてきました。また、「健康さっぽろ21」（平成14年12月策定）に基づき、母親と乳幼児の健康の保持増進を目指すとともに、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりに取り組んでいます。

しかしながら、経済の低迷、一人ひとりの価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの変容などにより、札幌市における平成14年の合計特殊出生率※は1.06と、全国平均（1.32）を大きく下回っています。また、近年、子育てに対する親の不安感が高まっており、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策の再構築に早急に取り組む必要があります。

このような状況から、国の動向や札幌市の現状、さらには平成14年3月に札幌市社会福祉審議会から提出された答申「札幌市の少子化への具体的な対策について」を踏まえるとともに、本市における他の既存計画との整合性も図りながら、次代を担う子どもと子育て家庭への支援策として、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援するための「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画 ―さっぽろ子ども未来プラン―」を策定しました。

※合計特殊出生率：

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

2

計画期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な次世代育成支援対策の取組みを促進するために制定されました。このことにより全国の市町村などにおいては、平成17年度を初年度とした次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定が義務付けられました。

札幌市は、行動計画の先行策定市町村として、平成16年度を初年度とした平成21年度までの6年間を前期、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期とする2期11年間を計画期間とします。

なお、行動計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検・公表するとともに、後期計画については、前期計画に係る必要な検証を行ったうえで策定します。

3

計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

すべての個人・団体



2

札幌市の現状と課題

1

少子化の動向

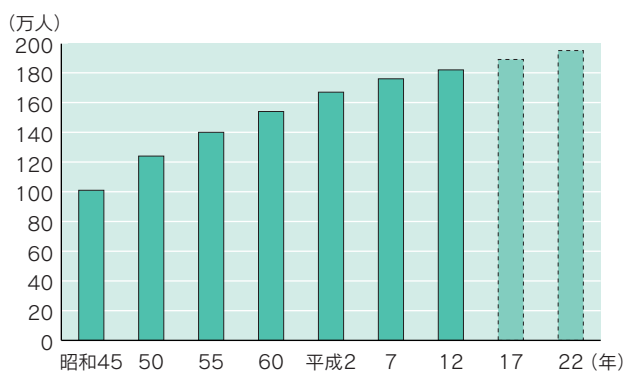
①

人口の推移

札幌市の人口は、北海道開拓の拠点として創建されて以来ほぼ一貫して増加を続け、昭和45年に100万人を突破しました。その後も、人口の規模は依然拡大しているものの、出生率の低下などにより人口増加数や人口増加率の低下傾向が顕著になってきています。

平成15年10月1日現在（国勢調査ベースの人口）は1,859,035人で、今後も微増を続け、平成22年には約195万人になると推計されます。（図1）

図1 総人口の推移



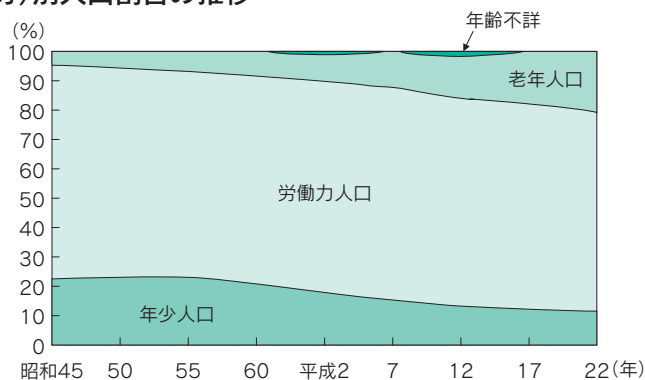
〈資料〉平成12年までは国勢調査、平成17年以降は札幌市子ども育成部が推計した各年10月1日時点の推計値

また、年齢別（3区分）で見ると、年少人口（0～14歳）は、平成7年には273,276人と、総人口（1,757,025人）の15.6%でしたが、平成12年には248,405人と総人口の13.6%まで減少しています。

この傾向は今後も一層進行すると考えられ、平成22年には約230千人と、総人口の11.8%にまで減少するものと推計されます。

一方、65歳以上の老年人口は、平成12年は262,751人と総人口の14.4%でしたが、今後も増加傾向で推移し、平成22年には約393千人と総人口の20.2%になると推計されており、札幌市の少子高齢化が急速に進展していくことが推測されます。（図2）

図2 年齢(3区分)別人口割合の推移



〈資料〉平成12年までは国勢調査、平成17年以降は札幌市子ども育成部が推計した各年10月1日時点の推計値

② 出生の動向

人口の規模は拡大傾向にあります。出生数は昭和49年の24,525人をピークに、その後はほぼ一貫して減少しており、平成14年には、15,577人とピーク時の6割程度となっています。(図3)

図3 出生数の推移

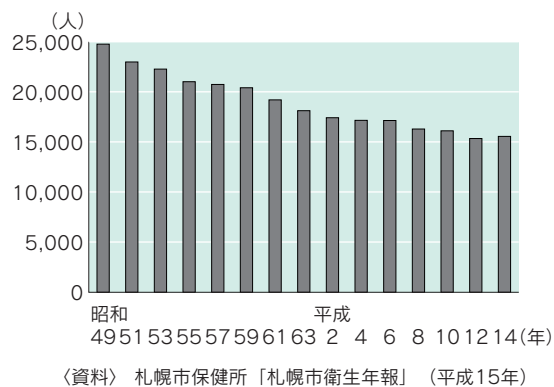


表1 政令指定都市の合計特殊出生率（平成14年）

市	合計特殊出生率
札幌市	1.06
仙台市	1.17
千葉市	1.22
横浜市	1.16
川崎市	1.27
名古屋市	1.19
京都市	1.15
大阪市	a) 1.23
神戸市	1.22
広島市	1.30
北九州市	1.35
福岡市	a) 1.17

注：a) 平成12年10月1日現在

〈資料〉大都市統計協議会「大都市比較統計年表」（平成14年）

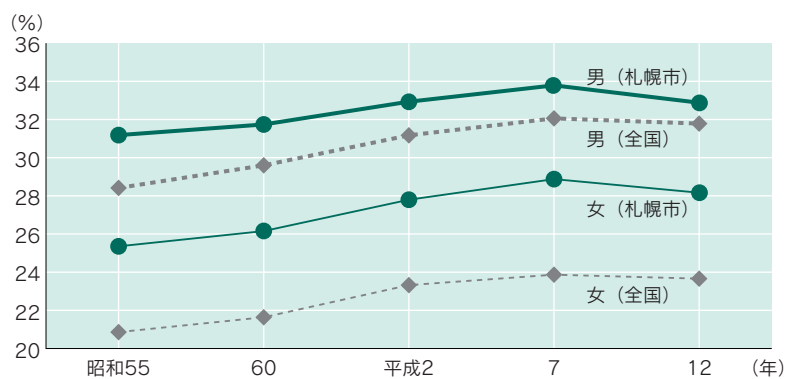
さらに、「少子社会に対する問題意識」については、8割以上の人々が、少子化は「非常に問題である」又は「多少問題である」と考えており、「非常に問題である」とする人の割合は年代とともに高くなっています。（「札幌市の少子化に関する調査（市民全体調査）」平成11年）

③ 婚姻及び出産等の動向

少子化の要因の1つとされている未婚率は、平成12年には平成7年と比べて若干下回っていますが、長期的に見ると、上昇傾向にあります。

男女別に見た場合、平成12年の札幌市の男性の未婚率（32.9%）は全国（31.8%）をわずかに上回る程度ですが、女性の未婚率（28.2%）は、全国平均（23.7%）より4.5ポイント上回っています。（図5）

図5 未婚率の推移（15歳以上人口）



〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

また、札幌市の男女別の平均初婚年齢は、平成14年には男性が29.1歳で、全国と同水準となっています。

札幌市の女性は、常に全国平均を0.4歳ほど上回っており、平成14年では全国平均27.4歳に対し、札幌市27.8歳となっています。（図6）

札幌市における平成14年の婚姻及び離婚の状況（人口千対）について見ると、婚姻率は6.6と、全国（6.0）よりも高く、離婚率も2.85と、全国（2.30）を上回ってい

ます。（「人口動態統計」平成15年）

図6 初婚年齢の推移

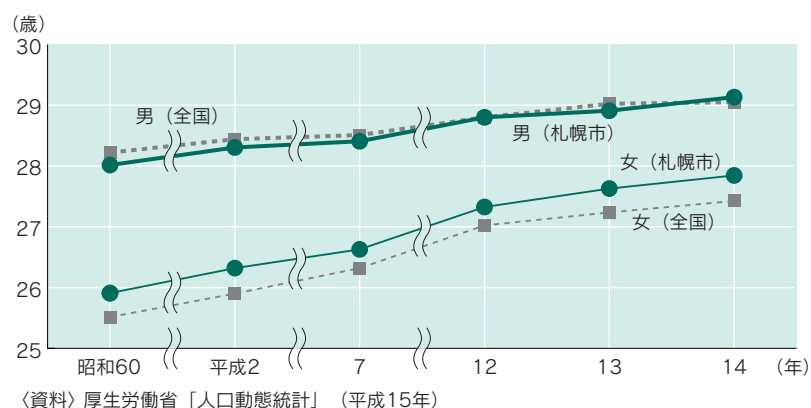


表2 母の年齢(5歳階級)別有配偶出生率¹⁾

	札幌市	全 国
20～24歳	297.5	351.5
25～29歳	187.1	228.2
30～34歳	118.7	134.9
35～39歳	38.0	39.7

注：1) 有配偶出生率＝嫡出生数／日本人女子の有配偶人口×1,000
 〈資料〉厚生労働省「出生に関する統計（人口動態統計特殊報告）」（平成13年）

また、札幌市における有配偶出生率は、20歳から39歳まで（年齢（5歳階級）別）の各階級いずれにおいても全国平均を下回っています。（表2）

札幌市民の「家族や家庭に対する価値観」（「札幌市の少子化に関する調査（若年層調査）」平成11年）については、若い世代（20歳から34歳までの男女）が、「結婚は個人の自由なので、してもしなくてもよい」（93%）、「国や自治体が支援して、社会全体で子育てを支えていく必要がある」（90%）、「子どものことも大事だが、自分自身の生活も大事にしたい」（86%）、「結婚しても、必ずしも子どもを持たなくてもよい」（76%）、「未成年の子どもがいても、事情によっては離婚もやむをえない」（76%）と答えています。（複数回答）

2

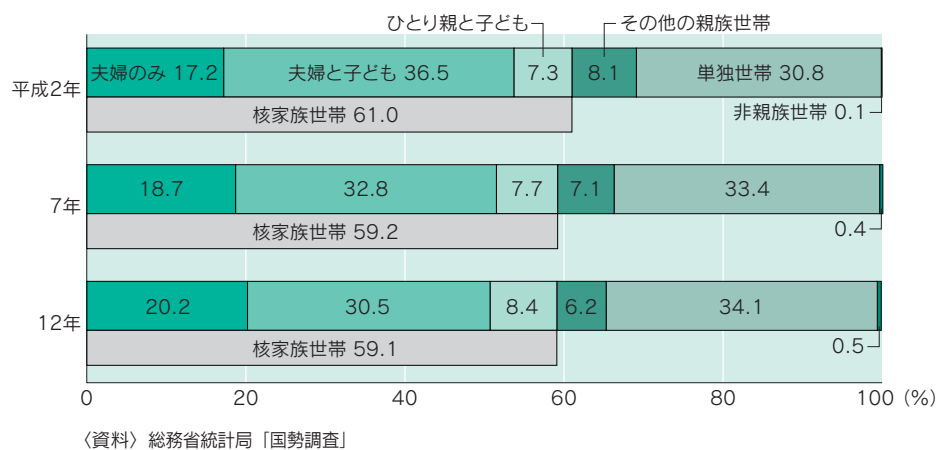
家族や地域の状況

① 世帯の動向

札幌市における一般世帯数の推移を見ると、平成2年（640,005世帯）以降、一貫して増加しており、平成12年には759,338世帯と、平成7年の713,461世帯に比べて45,877世帯増加しています。（「国勢調査」）

また、家族類型別に見ると、「単独世帯」や「夫婦のみ」の世帯の割合が増加している一方、「夫婦と子ども」からなる世帯の割合は年々減少しています。（図7）

図7 一般世帯の家族類型別割合の推移



② 就業状況

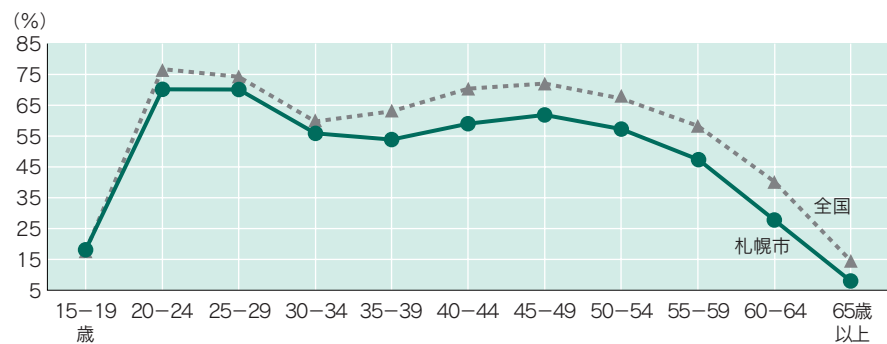
札幌市における平成12年の就業者数、851,060人のうち、女性が349,761人と就業者数全体の41.1%を占めています。

平成7年と比べると、男性就業者数が10,099人（2.0%）の減少となっているのに対し、女性の就業者数が15,346人（4.6%）増加しており、女性の就業が進んでいます。

なお、女性就業者の増加は第3次産業への就業のみであり、産業の分類別で見ると、主に「サービス業」、「運輸・通信業」において増加しています。

また、平成12年の15歳以上の女性の年齢別就業状況を年齢（5歳階級）別労働力率で見ると、15～19歳では、「在学者」の割合が高いため就業者数が少ないが、20～24歳で急増したのち、25～29歳でピークを迎え、30歳台で「出産・育児等」の要因で落ち込み、その後、子育てが一段落した45～49歳で次のピークを迎えるといういわゆるM字型の労働力曲線を描いています。（図8）

図8 女性の年齢別就業状況



〈資料〉総務省統計局「国勢調査」(平成12年)

夫婦ともに働いている世帯の割合は、全国、札幌市とも、「子どものいる世帯」(38.1%)が「子どものいない世帯」(30.4%)を上回っていますが、「子どものいる世帯」のうち「末子が6歳以下の世帯」(21.5%)では、「子どものいない世帯」を下回っています。

札幌市の夫婦ともに働いている世帯の「子どもがいない世帯」の割合は、全国に比べて6.4ポイント、「子どもがいる世帯」では、末子の年齢にかかわらず約11ポイント低くなっています。

表3 母親が働くための改善要素
(複数回答：上位6項目) (%)

子育てに対する職場の理解不足	52.4
職場の支援体制が不十分	49.4
保育施設数の不足	42.9
雇用・再就職が困難な状況	38.6
育児休業が取りにくい雰囲気	32.2
働きづらい職場の雰囲気	32.2

〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市の少子化に関する調査(若年層調査)」(平成11年)

札幌市の子育てをしている女性は、子どもをもつ女性が働き続けるための職場や家庭・地域の改善すべき要素として、「子育てに対する職場の理解不足」(52.4%)や「職場の支援体制が不十分」(49.4%)を挙げており、「保育施設数の不足」(42.9%)を上回っています。(表3)

一方、札幌市における男性の就業状況を見ると、「年間就業日数が250日以上」の割合が全体の53.0%で、政令指定都市(平均46.7%)中、北九州市(53.2%)に次いで高く、さらに「1週間あたりの就業時間が60時間以上」の割合が全体の21.2%で、政令指定都市(平均18.9%)中、最も高くなっています。(表4)

表4 男性の就業状況

市	男性の年間就業日数の割合(%)			男性の週間就業時間の割合(%)				
	200日未満	200～249日	250日以上	19時間以下	20～29	30～42	43～59	60時間以上
札幌市	14.5	32.5	53.0	2.7	2.4	24.5	49.2	21.2
仙台市	13.7	38.6	47.7	3.1	2.5	29.3	47.3	17.8
千葉市	14.9	42.6	42.5	3.2	3.1	28.4	45.9	19.3
横浜市	13.0	44.6	42.4	2.6	2.8	26.8	49.9	18.0
川崎市	15.2	45.3	39.5	3.8	3.2	28.2	48.5	16.3
名古屋市	13.7	39.5	46.8	3.0	2.5	25.7	49.5	19.3
京都市	16.0	34.5	49.5	4.7	3.0	23.3	49.0	19.9
大阪市	17.3	35.3	47.4	3.6	2.9	22.8	51.3	19.4
神戸市	16.5	38.6	44.9	3.6	2.8	28.0	48.8	16.8
広島市	13.3	37.8	48.9	3.0	2.4	27.7	47.5	19.3
北九州市	15.2	31.6	53.2	1.6	2.9	26.9	49.1	19.5
福岡市	14.6	34.0	51.4	3.5	2.6	24.4	48.9	20.5

〈資料〉総務省統計局「就業構造基本調査」(平成14年)

このことから、他の政令指定都市と比較した場合、札幌市は、子育てや家事の多くを女性が負担しているという見方もできます。

③ 産業の状況

札幌市の産業構造の特徴としては、サービス業、卸売・小売業、飲食店を主体とした第3次産業の割合が極めて高くなっており、平成13年10月現在、全事業所数に占める割合は87.3%となっています。

表5 産業(大分類)別事業所数の推移

産業(大分類)	平成8年	13年	増加数
総数	82,794	77,605	△5,189
第1次産業	47	54	7
第2次産業	11,045	9,834	△1,211
第3次産業	71,702	67,717	△3,985
うちサービス業	22,135	22,506	371

〈資料〉総務省統計局「事業所・企業統計調査」

また、平成8年と比較すると、第3次産業全体では事業所数が減少していますが、サービス業のみが増加しています。(表5)

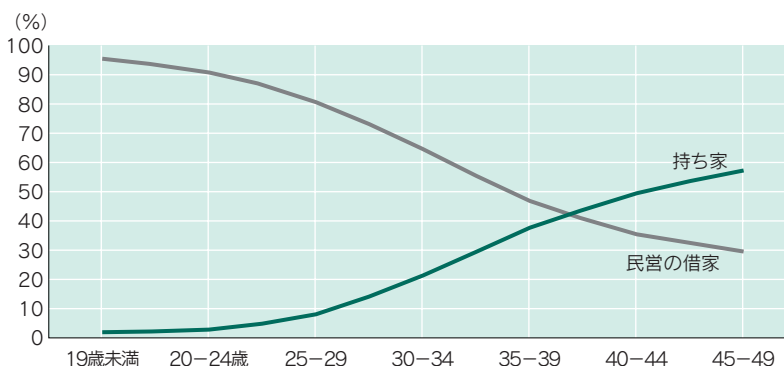
④ 生活環境の状況

札幌市の住宅所有関係の割合を見ると、「持ち家」(361,897世帯)に住む世帯が全体の48.2%と最も多くなっており、次いで「民営の借家」(305,641世帯)に住む世帯が全体の40.7%となっています。([国勢調査]平成12年)

さらに、世帯主の年齢(5歳階級)別に住宅の所有関係別の割合を見ると「持ち家」世帯については、年齢階級が高くなるにしたがってその割合が上昇し、「40～44歳」で50%を超えています。

なお、「民営の借家」世帯の割合は、「持ち家」世帯の割合の上昇を受けて、年齢階級が高くなるにしたがって低下し、「40～44歳」で両者の割合が逆転しています。(図9)

図9 世帯主の年齢別持ち家世帯と民営の借家世帯の割合



〈資料〉総務省統計局「国勢調査」(平成12年)

札幌市の住宅の規模を居室別の住宅割合で見ると、「持ち家」では「5室」が最も多く、「持ち家」全体の30.6%を占めています。

これに対して、「借家」では「3室」(35.2%)が最も多く、次いで「2室」(25.3%)となっており、「持ち家」に比べて居室数の少ない住宅の割合が高くなっています。(「住宅・土地統計調査」平成10年)

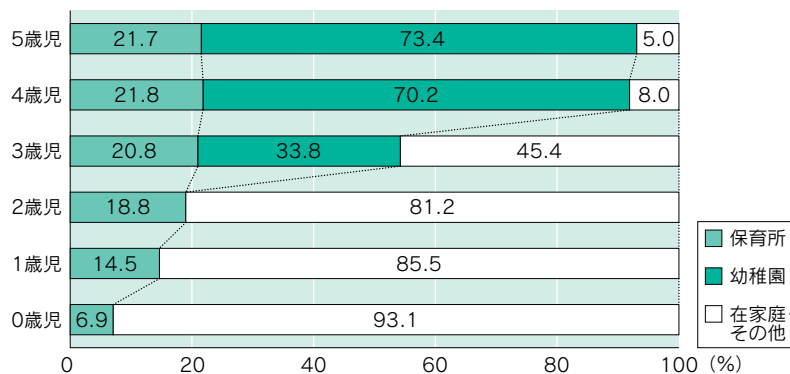
3

子どもの状況と子育ての実態

① 子どもの日常と健康

札幌市の就学前の子どもが日中過ごす場を見ると、3歳未満の子どもの80%以上が家庭などで過ごしており、その後、年齢が上がるにつれて保育所又は幼稚園に通うようになり、5歳児では保育所と幼稚園をあわせると90%を超えています。(図10)

図10 札幌市の就学前児童の状況



〈資料〉札幌市子育て支援部(平成16年)

次に、小学校低学年(1~3年生)の子どもの放課後における日常的な過ごし方を見ると、午後4時までは「学校や公共施設」「公園など」で過ごす割合が高くなっています。午後6時以降は、90%以上の子どもは「家で保護者等と一緒に」過ごしていますが、約3%の子どもが午後8時まで「家で子どものみ」で過ごしています。(表6)

表6 放課後の日常的な子ども（小学校1～3年生）の過ごし方

(%)

	14～16時	16～18時	18～20時	20時以降
学 校 や 公 共 施 設	24.9	2.2	0.3	0.3
放課後児童クラブや地域活動等	11.1	11.3	0.3	0.3
家 で 保 護 者 等 と 一 緒	21.6	46.9	90.1	91.8
家 で 子 ど も の み	2.0	4.7	3.1	1.1
公 園 な ど	33.6	18.0	—	—
学 習 塾 な ど	3.8	13.5	0.8	0.1
そ の 他	2.9	3.3	2.3	6.6

〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成15年）

また、札幌市の小学生、中学生、高校生が、日常の生活の中で一番楽しいと思うときは、「買い物や遊びに行くとき」（28.6%）、「学校にいるとき」（16.9%）、「習い事やスポーツをしているとき」（16.8%）という順になっています。

この割合を年齢別に見ると、年齢が高くなるにつれて「家にいるとき」や「家の外で遊んでいるとき」の割合が減少するとともに、「買い物や遊びに行くとき」や「学校にいるとき」の割合が増加しています。（「札幌市青少年基本調査」平成15年）

中学生及び高校生の「早く大人になりたいと思う」意識について見ると、札幌市、全国とも、中学生と高校生はほぼ同じ割合となっています。

また、札幌市の「そう思う」及び「そうは思わない」の割合は、いずれも全国に比べて下回っており、「そうは思わない」では、25ポイント以上も下回っています。

一方、「どちらとも言えない」、「わからない」、「無回答」の合計割合は、全国に比べて札幌市が40ポイント以上も上回っています。（表7）

表7 早く大人になりたいと思うか

(%)

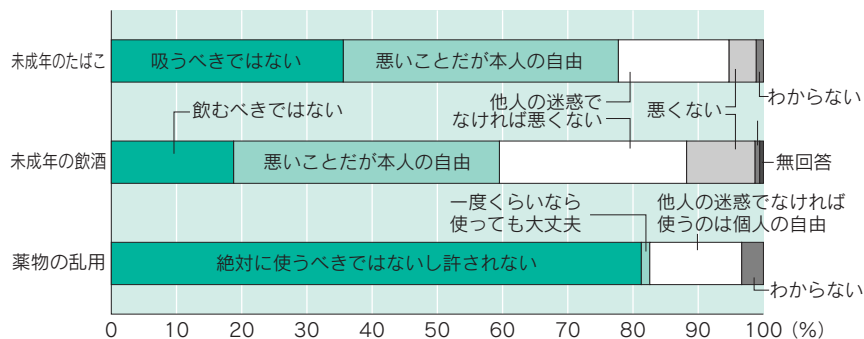
		札幌市 ¹⁾	全 国 ²⁾
そ う 思 う	中学生	19.9	33.1
	高校生	19.9	34.3
そうは思わない	中学生	29.4	57.7
	高校生	31.3	56.6
どちらとも言えない、 わからない、無回答	中学生	50.7	9.2
	高校生	50.3	9.1

〈資料〉1) 札幌市子ども育成部「札幌市青少年基本調査」（平成15年）

2) NHK放送文化研究所「中学生・高校生の生活と意識調査」（平成14年）

16歳から19歳までを対象とした札幌市の市民意識調査によると、未成年者の喫煙と飲酒に対して容認する人（「悪いことだが本人の自由」「他人の迷惑でなければ悪くない」「悪くない」）の割合は、それぞれ63.5%、80.3%にもものぼるとともに、未成年者の薬物の乱用に対して肯定的な人（「一度くらいなら使っても大丈夫」「他人の迷惑でなければ使うのは個人の自由」）も15.1%となっており、子どもの健康への悪影響が懸念されます。（図11）

図11 子どもの健康

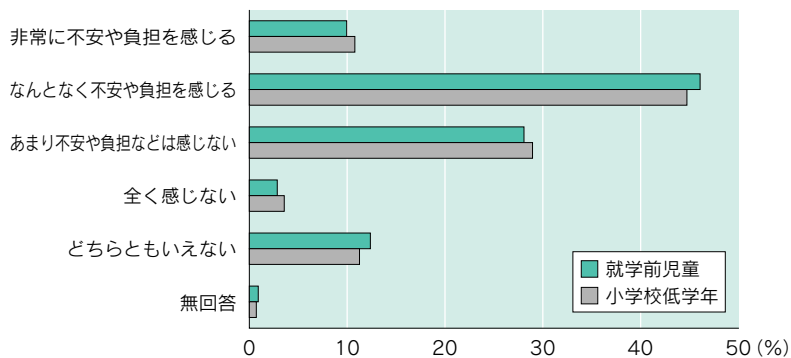


〈資料〉札幌市健康衛生部「思春期に関する市民意識調査」(平成13年)

② 子育ての実態

札幌市の就学前の子どもと小学校低学年の子どもの保護者のうちの半数以上が、子育てに関して「非常に不安や負担を感じる」あるいは「なんとなく不安や負担を感じる」と答えています。(図12)

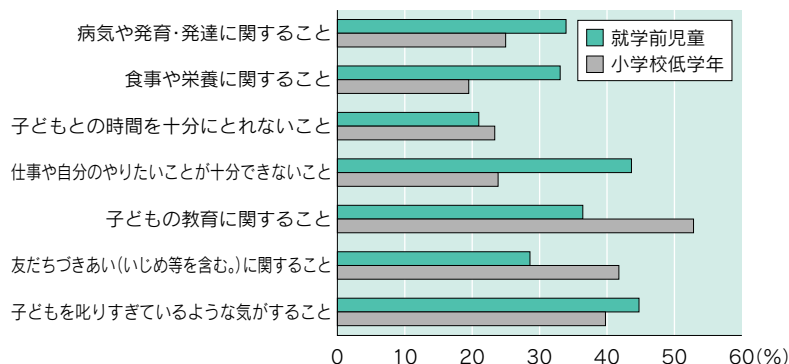
図12 子育てに関する不安・負担感



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」(平成15年)

子育てに関して、日頃悩んでいることや気になることとしては、就学前の子どもの保護者は「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」や「子どもを叱りすぎているような気がする」といった保護者自身に関する割合が高いのに対して、小学校低学年の子どもの保護者は「子どもの教育に関すること」や「友だちづきあい(いじめ等を含む。)に関すること」といった、子どもの成長に関する事柄の割合が高くなっています。(図13)

図13 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること（複数回答）



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成15年）

札幌市の20歳から69歳までの市民は、子育てにより生じる問題として、「経済的に負担が大きい」（53.7%）、「精神的・肉体的に負担が大きい」（39.6%）、「余暇の時間が持てない」（36.7%）などを挙げる人の割合が高くなっています。

なお、「経済的に負担が大きい」については男女間で大きな差はありませんが、「精神的・肉体的に負担が大きい」、「余暇の時間が持てない」、「仕事をするチャンスが減る」、「仕事に全力投球できない」については、男性に比べて女性の方が問題と感じている割合が高くなっています。（表8）

表8 子育てにより生じる問題・デメリット（複数回答）

項 目	全体	男	女
経済的に負担が大きい	53.7	56.6	52.4
精神的・肉体的に負担が大きい	39.6	26.9	45.7
余暇の時間が持てない	36.7	25.6	42.1
仕事をするチャンスが減る	28.6	9.1	38.0
仕事に全力投球できない	26.2	8.8	34.6
行動範囲が狭まる	26.0	21.5	28.2
人と交流する機会や時間が減る	15.7	10.8	18.1

〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市の少子化に関する調査(市民全体調査)」（平成11年）

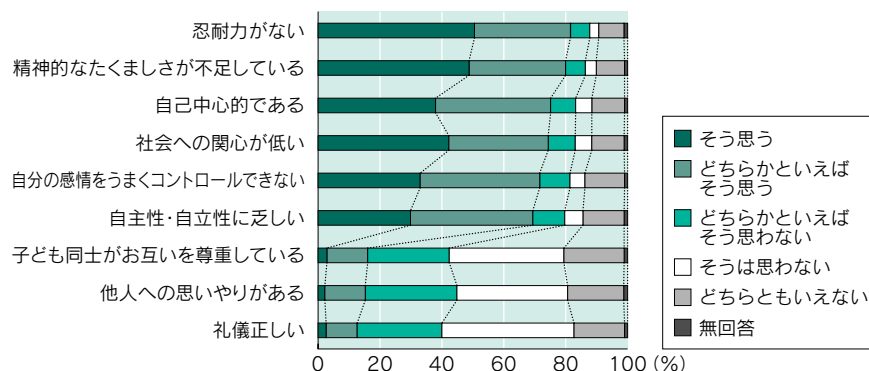
③ 青少年の現状

札幌市民の「小・中・高校生に対する印象」についてみると、「忍耐力がない」（81.6%）、「精神的なたくましさが不足している」（80.0%）、「自己中心的である」（74.9%）、「社会への関心が低い」（74.4%）、「自分の感情をうまくコントロールできない」（71.9%）、「自主性・自立性に乏しい」（69.6%）において、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合が高くなっています。

一方、「礼儀正しい」（13.1%）、「他人への思いやりがある」（15.2%）、「子ども同士がお互いを尊重している」（16.1%）は、いずれも10%台にとどまっています。

これらのことから、多くの人が子どもに対する印象として自主性・社会性を身につけていないと感じています。（図14）

図14 今の小・中・高校生に対する印象
 (「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」：上位6項目、下位3項目)



〈資料〉札幌市広報部「札幌市市政世論調査」(平成15年)

表9 子どもが健やかに育つための
 体験の必要性 (%)

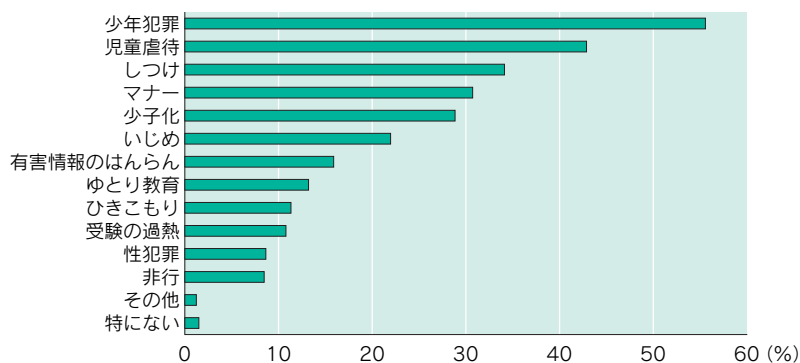
必要であると思う	73.9
どちらかといえば必要であると思う	20.7
どちらかといえば必要でないと思う	0.9
必要でないと思う	0.4
わからない	4.2

〈資料〉札幌市広報部「札幌市市政世論調査」(平成15年)

また、70%以上の方が「小学生程度の子どもが健やかに育つため、多様な体験が必要であると思う」と答えています。(表9)

「最近の子どもを取り巻く課題で関心のあること」では、「少年犯罪」(55.5%)、「児童虐待」(42.9%)、「しつけ」(34.1%)などの割合が高くなっています。(図15)

図15 最近の子どもを取り巻く課題で関心のあること (上位14項目)



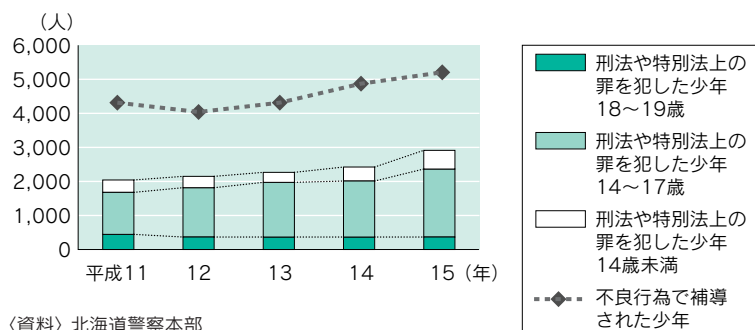
〈資料〉札幌市広報部「札幌市市政世論調査」(平成15年)

※札幌管内8警察署：

中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別（一部札幌市と隣接する石狩、当別、厚田、北広島の地域を含む）

少年の非行や犯罪については、平成15年札幌管内8警察署※統計によると「刑法や特別法上の罪を犯した非行少年」(2,842人)は前年より24.1%増加し、「飲酒や喫煙などで補導された不良行為少年」(5,151人)は前年より7.8%増えています。(図16)

図16 刑法や特別法上の罪を犯した少年・不良行為で補導された少年



〈資料〉北海道警察本部

札幌市における児童虐待の受理件数についてみると、平成15年度（205件）は前年度（226件）に比べ減少したものの、平成12年度以降年間200件を超える高い数値となっています。（表10）

表10 児童虐待の受理件数の推移

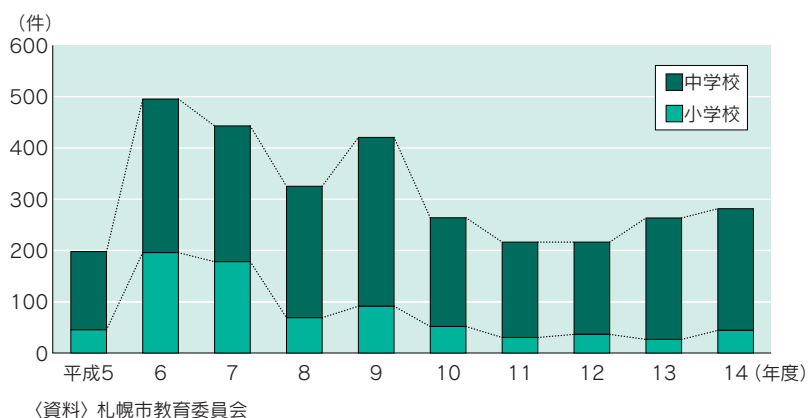
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
全 国	11,631	17,725	23,274	23,738	26,573
北 海 道	274	638	895	711	671
札 幌 市	137	252	301	226	205

注）北海道の件数には札幌市分を含んでいます 〈資料〉札幌市児童福祉総合センター

児童虐待は、家庭という密室で起きているため、表面化したときには既に大きな問題となっていることが多く、早期発見による早期対応が最も重要となっています。そのため、地域住民や学校等関係機関の協力が必要不可欠と言えます。

札幌市における「いじめ」について、平成14年度の1校あたりの発生件数を全国と比較してみると、小学校では全国と同じ1校あたり0.2件であるのに対し、中学校では全国の1.7倍（全国1.4件、札幌市2.4件）にも達しています。（図17）

図17 いじめの発生件数の推移



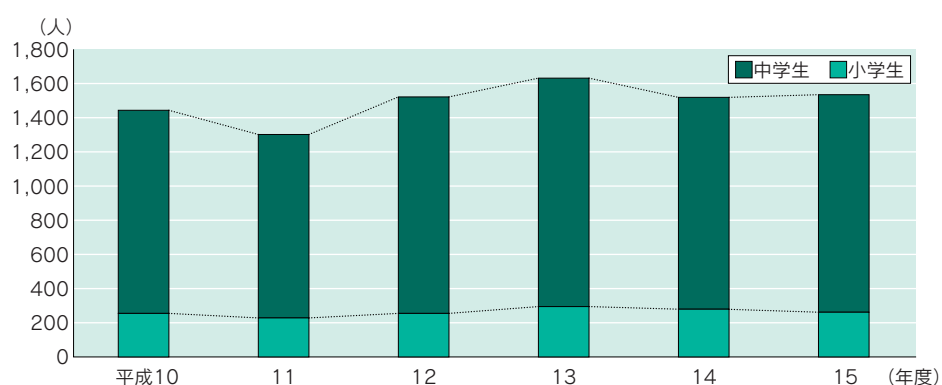
〈資料〉札幌市教育委員会

※不登校：何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（病気や経済的な理由によるものを除く。）をいう。学校基本調査における「不登校児童生徒」とは、このような状況にある者のうち、年間30日以上欠席した者としている。

発生件数は、小学校から学年が進むにつれて多くなり、中学1年でピークに達した後、徐々に減少しています。いじめの態様では、小・中学校とも「冷やかしのからかい」が最も多く、次いで「言葉での脅し」、「仲間はずれ」が続いています。

不登校※生徒数についてみると、平成14年度（1,525人）、平成15年度（1,514人）と2年連続して、小・中学校とも減少しましたが、依然として1,000人を超える数値で推移しています。（図18）

図18 不登校児童生徒数の推移



〈資料〉札幌市教育委員会

不登校のタイプとしては、「様々な要因が重なったもの」が一番多く、「不安などを中心とした情緒的混乱によるもの」、「無気力で何となく登校しないもの」も増加しています。

現状分析のまとめと 基本的な課題

子どもを健やかに生み育てるためには、保健・医療・福祉の連携による母親及び乳幼児等の健康の確保・増進を図ることが求められています。

特にこれから親となる若い世代が心身ともに健全に成長するための環境づくりと、男女が共に子育てを担うことへの意識啓発を図ることが求められています。

子育て中の家庭、特に多くの女性が、子育てに対する4つの負担感（経済的負担感、精神的負担感、時間的拘束の負担感、肉体的負担感）により、不安やストレスを感じるが多くなっています。

子育てと仕事の両立を志向する家庭の多くが、「子育てに対する職場の理解と支援」や「保育施設」を求めています。

すべての子育て家庭が安心して子育てできる社会に向けて、子育て家庭を地域社会全体で支えあう市民意識の醸成と子育て支援システムが求められています。

少子化をはじめとする現代社会の様々な変化により、子どもたちが「ゆとり」のない環境に置かれるとともに、子どもが本来持つべき自主性や社会性が育まれにくくなっていることが指摘されています。

子どもが調和のとれた一人の人間として、将来に向け自己を確立するには、子どもが成長する場として欠かすことのできない家庭や学校、地域社会が連携するとともに、成功や失敗などの様々な体験を成長段階に応じて豊かに積み重ねていくことが必要です。

家庭、学校、地域社会の関係の希薄化や、モラル・社会規範の低下などにより、非行、いじめ、虐待、不登校や少年犯罪の凶悪化・低年齢化など、子どもをめぐる様々な問題が深刻化しています。

次代を担う子どもを守り、大人と同じ人間としてその利益を最大限に尊重されるよう配慮することが求められています。

子どもを安心して生み育てるための、子どもと子育て家庭に配慮した住環境の充実とともに、安全で快適に暮らせるまちづくりが求められています。



計画の基本的な考え方

本計画の策定及び個別事業の実施にあたっては、次の3つの視点を基本とします。

1

子どもの視点

※子どもの権利条約：

外務省訳では「児童の権利に関する条約」。18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年（平成元年）11月20日に国連総会で全会一致で採択。我が国は1990年（平成2年）9月21日に条約に署名、1994年（平成6年）4月22日に批准した。

わが国が平成6年に批准した「子どもの権利条約[※]」では、締結国は子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進し、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重することが求められています。

そこで本計画では、次代を担う、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組みを進めます。

2

次世代を育成する 長期的な視点

子どもは次代を担うという認識の下に、中・長期的な視点に立って、子どもを健やかに育む環境づくりを進めていくことが必要です。

特に少子化問題は、その時々国民意識や社会背景・経済情勢によって、大きく影響されるものであり、また、次の世代へと順次引き継がれることによって改善される問題であるといえます。

本計画は、集中的・計画的な次世代育成支援対策を進めようとするものでありますが、次代を担う子どもの育成は、まさに“人づくり”であり、その成果は短期的に現れるものばかりではないことから、長期的な視点に立った取組みを進めます。

3

社会全体で 支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。すべての子どもが社会を構成する重要な一員として、心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体が、様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力をもって子どもの健全育成にかかわっていく必要があります。

また、子育てを行ううえでの男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、すべての子どもや子育て家庭の支援にあたっては、“札幌らしさ”を生かした、質の高い、多様なサービスの提供が求められています。このような対応を確かなものにするためにも、社会全体で支援する視点に立った取組みを進めます。

札幌市の次世代育成支援対策の目指す方向性として、次の基本理念を定めました。

子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち

急速な少子化が進行する中で、家庭及び地域を取り巻く環境に変化が生じ、改めて地域の人と人とのふれあいを大切にすることが求められています。

明日を担う子どもたちが、こころ豊かで健やかに育つことは、将来の社会が発展するためにも欠かせないものであり、そのためにも子どもたちを社会全体で支えていくことが求められています。

札幌市では、地域の人びとの温かいまなざしと支えのなかで、子どもたちの成長していく輝きが、世代を越えたすべての市民を結び、未来を照らすまちを目指します。



3

基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1

健やかに生み育てる
環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、男女が共に子育てを担うことへの意識啓発や、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

さらに、現在の高い母子保健医療水準を維持するとともに、思春期保健対策や育児不安・育児困難に対する早期対応を充実させ、児童虐待の発生予防への取組みを推進します。

2

子育て家庭を支援する
仕組みづくり

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意識の醸成を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることにより、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりをより一層推進します。

さらに、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じることができる環境づくりや子育て家庭に関係する様々な地域資源のネットワークがその力を十分に発揮できる仕組みづくりを進めます。



3

豊かな子ども時代を 過ごすための社会づくり

札幌市では、「子どもの権利条約」にうたわれている「子どもの“最善の利益”を確保することが大人の義務である」をもとに、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現を目指します。

そのために「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定に向けて、子どもの権利を守り育てるために何が必要なのかを子どもを含めた市民と議論しながら取り組み、条例制定後も広く市民への子どもの権利に関する普及・啓発を進めます。

また、子どもの健全な成長を地域全体で見守る活動の推進を図るとともに、被害にあった子どもの保護や子どもに関する相談・支援を行う体制の充実に努めます。

4

次代を担う心身ともに たくましい人づくり

子どもが自己を確立し、調和のとれた人間として総合的に成長するため、幼児教育の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域が連携し本来持っている教育力の活性化を図ります。

家庭においては、将来の人格形成の場であることを踏まえ、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実するとともに、子どもと共通の体験をし、豊かな時間を共有するためのふれあい体験などの取り組みを進めます。

学校においては、基礎・基本の確実な定着と個性を生かす学校教育の充実に図り、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育てていきます。また、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

地域においては、現在の子どもたちに不足しがちな自然体験や社会体験、生活体験などを、地域の教育資源等を活用しながら、子どもが自らの意思で挑戦する機会を広げます。

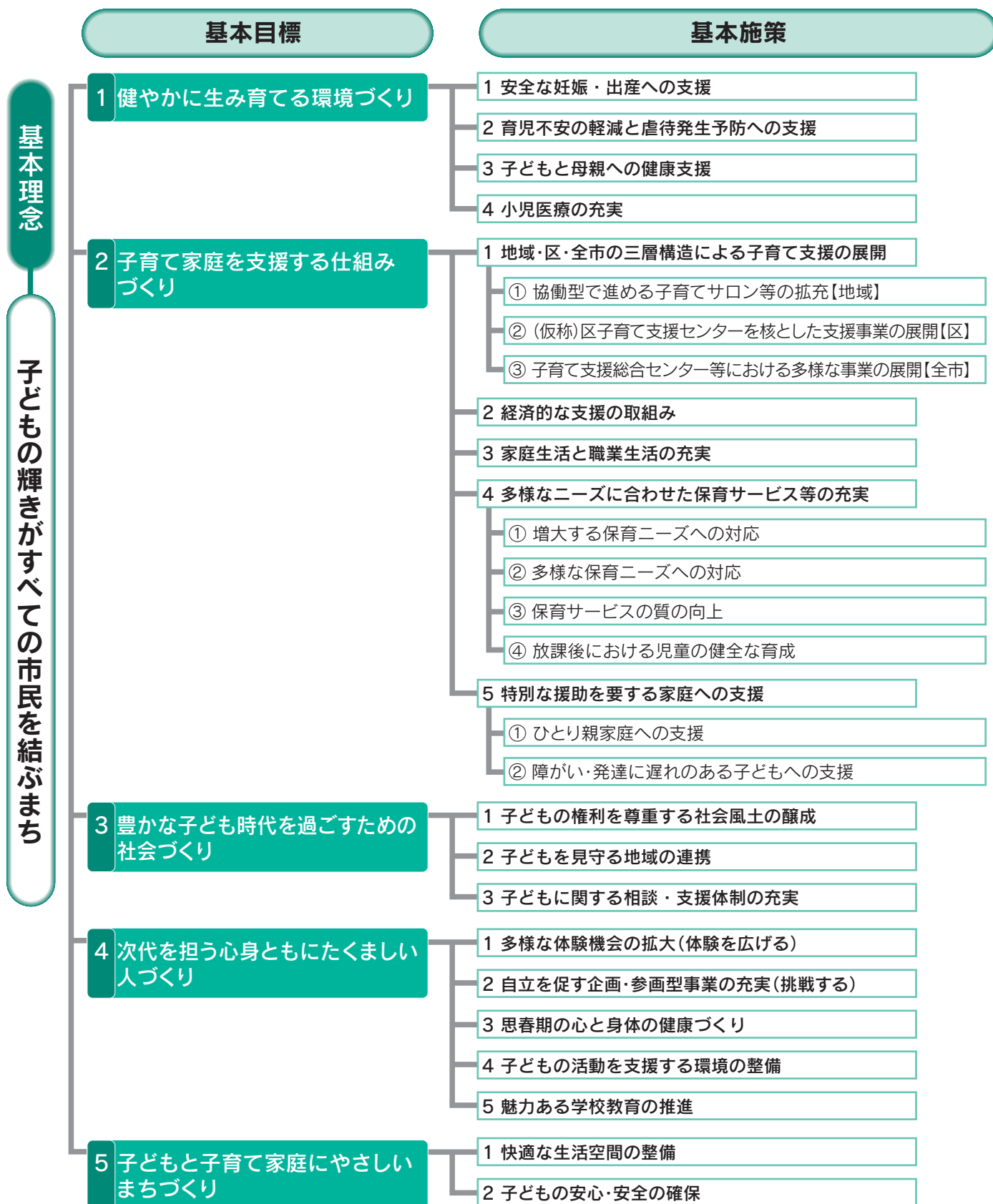
また、これから親となる若い世代に対して、心身の健全な成長を支援する思春期保健対策の充実に努めます。

5

子どもと子育て家庭に やさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるためには、快適な居住空間や安心してのびのびと活動できる都市空間が必要となることから、子どもや子育て家庭に配慮した住環境の充実に努めるとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。





第3章

計画の内容 (基本施策と個別事業)

健やかに生み育てる環境づくり

1 基本施策

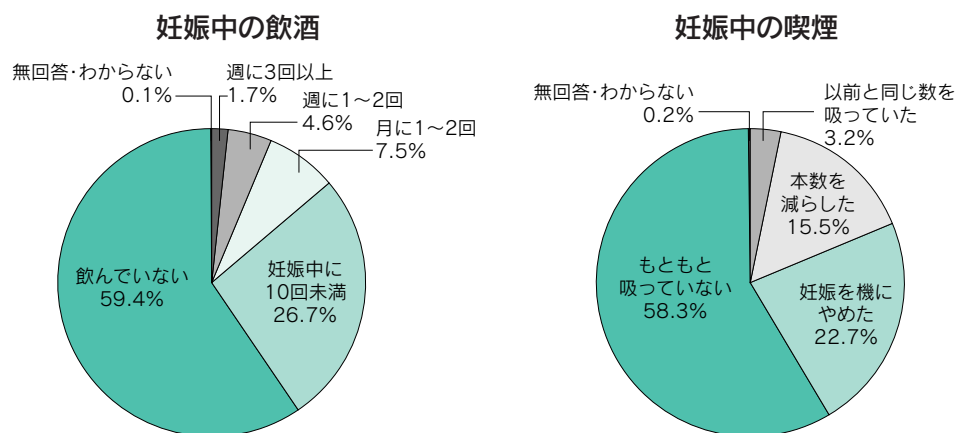
安全な妊娠・ 出産への支援

女性にとって妊娠・出産は、短期間で心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに始まる「子育て」という責任を担うことなどから、不安や悩みを生じやすいものです。

このため、安全で快適な出産に向けた「日常生活全般にわたるきめ細かな健康管理への支援」をはじめ、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減を図る「こころのケア」、さらに、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供など、親になるための準備として「育児について学ぶ機会」の確保が重要となります。

また、現在、医療の進歩などにより、妊産婦や新生児の死亡率は世界で最も低く、高い母子保健医療水準を維持していますが、より一層安全な妊娠・出産を支援するためには、流・早産や低出生体重児の出産などの危険因子となる「喫煙や飲酒」への対策が重要になります。

特に札幌市は、妊娠中も喫煙・飲酒する人の割合が高く、いずれも全国平均の約2倍となっています。



〈資料〉札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」（平成13年）

一方、現在、全国では約10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいるといわれています。子どもをもつことは、個人や夫婦のライフスタイルの選択によるものでありますが、不妊治療を行っている夫婦の中には、経済的な理由などから治療の継続をあきらめざるを得ない場合もあり、このような人たちへの精神的・経済的支援についても検討を進めます。

こうした状況を踏まえ、札幌市では、従来から実施している妊婦一般健康診査や母親教室などの健康教育及び妊産婦・女性の健康相談等を一層充実させることにより、新しく芽生えた生命を大切に育み、安心して子育てが始められるように環境を整備します。

個別
事業

※生活習慣病：長年の好ましくない生活習慣によって引き起こされる慢性の病気。糖尿病、高血圧症、高脂血症、がん、脳卒中、心臓病などがある。

妊婦一般健康診査 健康衛生部

妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」を目指し、妊婦に対する健康診査を無料で1回実施する。

【受診率】平成15年度：93.7%▶平成21年度：増やす

母親教室・両親教室・ワーキングマタニティスクール 健康衛生部

初めての出産を迎える夫婦に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と親としての意識の醸成を図るために、各区保健センターにおいて「講義・実習・交流会」等を行う。

【教室参加者数】平成15年度：7,568人▶平成24年度：増やす

【妊婦の飲酒率】平成13年度：40.5%▶平成24年度：なくす

【妊婦の喫煙率】平成13年度：18.7%▶平成24年度：なくす

【妊婦の受動喫煙に配慮する人】平成13年度：32.3%▶平成24年度：100%

マタニティクッキング教室 健康衛生部

初妊婦（配偶者）を対象に、妊娠中の食生活の重要性を普及・啓発するとともに、生活習慣病*を予防する食生活について学ぶ料理教室を各区保健センターで行う。

【実施回数】平成15年度：31回▶平成21年度：増やす

妊産婦・母性・女性の健康相談 健康衛生部

安全で快適な「いいお産」の普及や生涯を通じた女性の健康づくりを支援するために、妊娠中や産後の健康管理、思春期のからだところの変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談を各区保健センターにおいて実施する。

【相談利用者延件数】平成15年度：4,342件▶平成24年度：増やす

【妊婦の飲酒率】平成13年度：40.5%▶平成24年度：なくす

【妊婦の喫煙率】平成13年度：18.7%▶平成24年度：なくす

【人工妊娠中絶率(人口千対)】10代 平成13年度：24.0▶平成24年度：なくす
20～24歳 平成13年度：41.6▶平成24年度：半減
25～29歳 平成13年度：26.5▶平成24年度：半減
30～34歳 平成13年度：20.9▶平成24年度：半減

妊婦甲状腺機能スクリーニング 衛生研究所

妊娠初期に甲状腺機能の検査を行い、適切に治療することにより、流産や早産、妊娠中毒症等の未然防止、出生児の甲状腺機能などへの影響を未然に防止する。

【受検率】平成15年度：56.4%▶平成21年度：70%

特定不妊治療費助成事業 健康衛生部

不妊で悩む夫婦に対する精神的・経済的支援体制を整備するために、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要する治療費の一部を助成するとともに、各区保健センターにおける相談体制の充実を図る。

2 基本施策

育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化や育児情報のはん濫などを背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において様々な不安を抱え、悩み続けているといわれています。

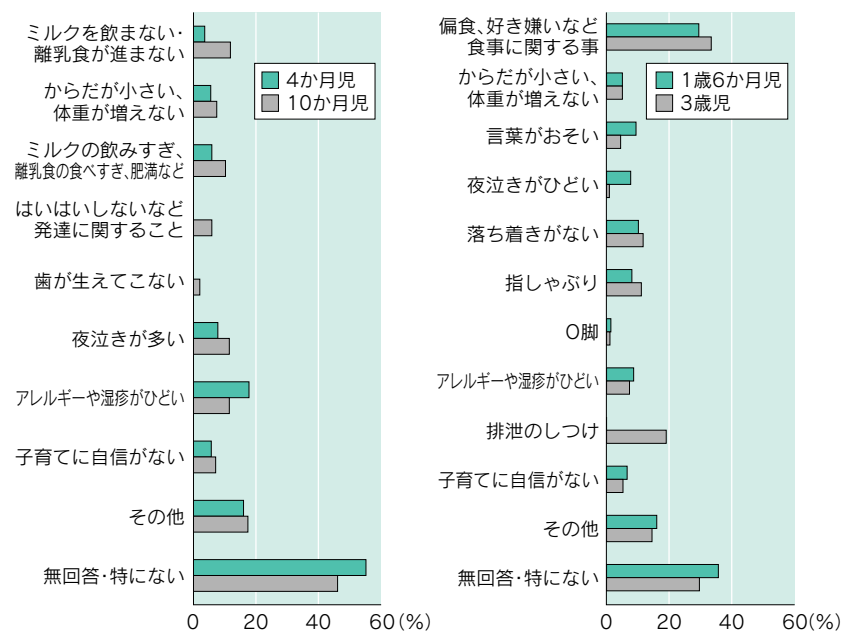
さらに、親自身の精神的な問題や生活上のストレス、また、子どもの育てにくさなどの様々な要因が複雑に絡み合い、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。

子どもの健全な発育・発達を促すためには、乳幼児期において良好な親子関係・愛着関係を確立することが何より重要です。

特に、乳幼児期の子どものこころの健康は、一番身近な親のこころの状態と密接な関係があり、親子に対する支援の充実が必要となります。

札幌市は、これまでも妊産婦・新生児等のいる家庭に対し家庭訪問による育児支援や、乳幼児の健康診査及び精神発達相談などを通し、育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努めてきました。

子育ての心配事（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児、複数回答）



〈資料〉札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」（平成13年）

今後とも、母子保健訪問指導事業や保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（育児支援家庭訪問事業）の充実を図り、育児不安を抱える親などを早期に把握し「妊娠期」や「出産後間もない時期」から保健師・助産師等の専門職によるきめ細かな育児支援を推進します。

また、親自身が子どもの発達過程を理解し、自らの育児方法を確認し育児力を高めるための学習の場として、乳幼児健康診査が機能できるようにするとともに、「親子の心の健康」を重視した相談体制の充実を図ります。

個別
事業

母子保健訪問指導事業 健康衛生部

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による家庭訪問指導を行う。

【新生児訪問実施率（第1子）】平成13年度：74.3% ▶平成24年度：増やす

【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】平成13年度：88.9% ▶平成24年度：増やす

【育児に参加する父親の割合】平成13年度：94.8% ▶平成24年度：現状を維持

【虐待していると思うことがある親の割合】平成13年度：10.2% ▶平成24年度：減らす

保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（育児支援家庭訪問事業） 健康衛生部

市内の医療機関において、「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために家庭訪問等による育児支援を行う。

【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】平成13年度：88.9% ▶平成24年度：増やす

【育児に参加する父親の割合】平成13年度：94.8% ▶平成24年度：現状を維持

【虐待していると思うことがある親の割合】平成13年度：10.2% ▶平成24年度：減らす

乳幼児健康診査の充実 健康衛生部

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を各区保健センターで実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図る。

【受診率】4か月児 平成15年度：98.1% ▶平成21年度：増やす

1歳6か月児 平成15年度：89.1% ▶平成21年度：増やす

3歳児 平成15年度：86.7% ▶平成21年度：増やす

【乳幼児の健康診査に満足している者の割合】平成13年度：81.6% ▶平成21年度：増やす

【子育てに心配事がある母親の割合】4か月児 平成13年度：45.5% ▶平成24年度：減らす

10か月児 平成13年度：53.9% ▶平成24年度：減らす

1歳6か月児 平成13年度：64.4% ▶平成24年度：減らす

3歳児 平成13年度：70.1% ▶平成24年度：減らす

【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】平成13年度：88.9% ▶平成24年度：増やす

【育児に参加する父親の割合】平成13年度：94.8% ▶平成24年度：現状を維持

絵本の読み聞かせ事業 健康衛生部

親子のコミュニケーションの促進を図るため、10か月児健診に来所した親子に対し、ボランティアによる絵本の読み聞かせを行う。

【読み聞かせに関心を持つ親の数】平成21年度：増やす

乳幼児精神発達相談 健康衛生部

言語・情緒発達に心配のある乳幼児とその親に対し、子どもの発育・発達を促すとともに、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減を図るため、各区保健センターにおいて個別の発達相談を行う。

赤ちゃんの育児相談室 中央区保健福祉部

子育てに関する不安や悩みを抱えている親に対し、相談を通じて子育ての支援を行う。

【実施回数】平成15年度：年12回 ▶平成21年度：年12回

3 基本施策

子どもと母親への健康支援

近年の社会環境や生活様式の変化により、食習慣などの子どもの生活リズムが乱れ、学童期の肥満や若い女性のやせすぎ等の問題が大きく取り上げられています。

乳幼児期の食生活や生活リズムは、心身の発育・発達や健康状態に大きな影響を与えるとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤になるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけていくことが大切です。

特に、乳幼児期は家庭生活が中心であり、親の生活習慣が子どもに大きく影響することから、親自身の健康づくりに対する働きかけも必要です。

また、札幌市における0歳児の死因のうち「不慮の事故」が3番目に多くなっています。このような子どもの事故の多くは、周囲の大人が注意することにより未然に防ぐことができるにもかかわらず、事故予防対策を十分に行っている家庭や心肺蘇生法を知っている親の割合は少ない現状となっています。

子どもが健やかに成長するためには、こころの健康づくりに加え、「疾病の予防」、「生涯にわたる健康的な生活習慣の確立」、「不慮の事故防止」、「親の健康づくり」などへの支援が重要です。

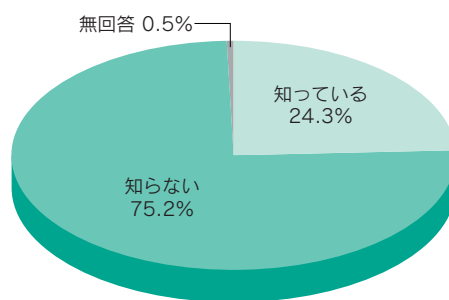
このため、疾病の予防対策として従来から実施している予防接種や新生児マス・スクリーニング※を推進するとともに、子どもの事故防止や心肺蘇生法に関する普及・啓発の強化を図ります。

また、乳幼児期から始める生活習慣病の予防対策として、生活リズムの確立への支援などを進めるとともに、望ましい食習慣や心身の健全育成を図るため、「食育」を推進します。

※マス・スクリーニング

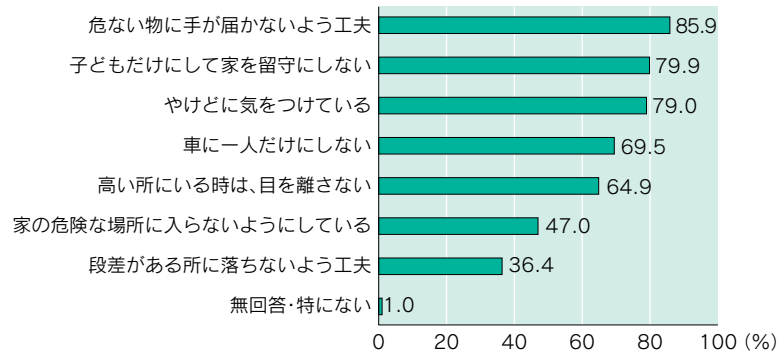
ある一定の集団を対象に、稀な疾患であっても早期に発見し適切な治療を行うことで、その後の心身障がいなどを未然に防止したり、軽減したりすることが可能な疾患について、ふるい分けを行う検査をいう。

乳幼児心肺蘇生法に関する認知度



〈資料〉札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」（平成13年）

子どもを事故から未然に防ぐ方法



〈資料〉札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」（平成13年）

個別
事業

乳幼児健康診査の充実 健康衛生部 〈1-2再掲〉

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を各区保健センターで実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図る。

【受診率】4か月児 平成15年度：98.1% ▶ 平成21年度：増やす

1歳6か月児 平成15年度：89.1% ▶ 平成21年度：増やす

3歳児 平成15年度：86.7% ▶ 平成21年度：増やす

【乳幼児の健康診査に満足している人の割合】平成13年度：81.6% ▶ 平成21年度：増やす

【子育てに心配事がある母親の割合】4か月児 平成13年度：45.5% ▶ 平成24年度：減らす

10か月児 平成13年度：53.9% ▶ 平成24年度：減らす

1歳6か月児 平成13年度：64.4% ▶ 平成24年度：減らす

3歳児 平成13年度：70.1% ▶ 平成24年度：減らす

【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】平成13年度：88.9% ▶ 平成24年度：増やす

【育児に参加する父親の割合】平成13年度：94.8% ▶ 平成24年度：現状を維持

予防接種の推進 健康衛生部

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、結核の発生及びまん延を防止するため、主に乳幼児を対象として定期予防接種を実施する。

【三種混合の予防接種を受けた1歳6か月児】平成13年度：91.2% ▶ 平成24年度：95%以上

【はしかの予防接種を受けた1歳6か月児】平成13年度：84.3% ▶ 平成24年度：95%以上

【BCG接種を受けた1歳児】平成13年度：97.5% ▶ 平成24年度：現状を維持

離乳期講習会 健康衛生部

生後3～7か月児を持つ親を対象に、離乳食を与える時に必要な知識の普及により、子どもの発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図るために離乳食についての講習会を各区保健センターで行う。

【実施回数】平成15年度：167回 ▶ 平成21年度：増やす

チャレンジむし歯ゼロセミナー 健康衛生部

3歳児のむし歯有病率の減少を目的として、1歳児を対象に、歯磨き習慣の形成や良い食習慣についての集団指導を、各区保健センターにおいて行う。

【むし歯のない3歳児の割合】平成13年度：70.3%▶平成24年度：80%以上

子どもの事故予防、心肺蘇生法の普及啓発強化 健康衛生部

乳幼児の家庭内における事故予防及び心肺蘇生法等に関する正しい知識の普及啓発を強化する。

【不慮の事故の死亡率（人口10万対）0歳 平成13年度：41.2▶平成24年度：なくす

1～4歳 平成13年度：1.6▶平成24年度：なくす

【心肺蘇生法を知っている親の割合】平成13年度：24.3%▶平成24年度：100%

【事故防止の工夫をしている家庭の割合】平成13年度：19.4%▶平成24年度：100%

乳幼児期から始める生活習慣病予防啓発 健康衛生部

生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために、乳幼児、児童、生徒を持つ親等を対象に、子どもの生活リズムや食生活、歯の健康等に関する啓発を強化する。

【むし歯になるおそれがある1歳6か月児の割合】平成13年度：28.8%▶平成24年度：20%以下

【未成年の喫煙率（15～19歳）】平成12年度：15.8%▶平成24年度：なくす

【未成年の飲酒率（15～19歳）】平成12年度：38.9%▶平成24年度：なくす

【毎日朝食をとる中・高校生の割合】平成12年度：79.5%▶平成24年度：100%

【児童の肥満の割合（ローレル指数）】男子 平成15年度：19.36%▶平成21年度：減らす

女子 平成15年度：15.01%▶平成21年度：減らす

【生徒(中学生)の肥満の割合（ローレル指数）】男子 平成15年度：13.97%▶平成21年度：減らす

女子 平成15年度：16.75%▶平成21年度：減らす

「食育」の推進事業 健康衛生部

望ましい食生活の取組みを具体的に示した「札幌市食生活指針」を策定し、食育の普及啓発のための各種事業を行う。

親子料理教室 健康衛生部

幼稚園児・小・中学生とその保護者を対象として、親子が健康づくりのための食生活を学ぶ料理教室を夏・冬休みの期間に各保健センターや学校等で行う。地域のボランティア団体である食生活改善推進員協議会等と共催で実施する。

【実施回数】平成15年度：19回▶平成21年度：増やす

たのしい保育所給食の推進 子育て支援部

子どもの健やかな心身の発達を促すため、たのしい保育所給食を通して、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの“食べる力”を豊かに育むための支援を行う。内容としては、「札幌市保育所給食献立の作成」、「食育に関する情報提供」、「食材の安全性についての啓発」、「保育所に対する食教育教室開催の支援」がある。

【食教育教室実施保育所の割合】平成15年度：70%▶平成21年度：100%

新生児マス・スクリーニング 衛生研究所

札幌市内で出生した全新生児を対象として、先天性代謝異常疾患を早期に発見し心身障害の発生を防止する目的に検査を実施する。今後は、乳児突然死やインフルエンザ脳症などの未然防止も含めて対象疾患の追加を検討する。

【受検率】 平成15年度：100%▶平成21年度：100%

【対象疾患数】 平成15年度：6疾患▶平成21年度：30疾患

神経芽細胞腫マス・スクリーニング 衛生研究所

1歳2か月児を対象として、小児がんの神経芽細胞腫（小児がんの一種）の早期発見、死亡率の低下を目的に検査を実施する。

【受検率】 平成15年度：84.8%▶平成21年度：90%

胆道閉鎖症スクリーニング 衛生研究所

早期発見早期手術により胆道閉鎖症の軽快と重症化による死亡を未然に防ぐため、生後1か月の乳児を対象に、便の色を母子健康手帳にとじ込まれたカラーカードで検査する。保護者が1か月健診の産科・小児科担当医に検査用紙を提出し、衛生研究所で判定を行う。

【受検率】 平成15年度：100%▶平成21年度：100%

女性のフレッシュ健診 健康衛生部

18歳から39歳までの女性を対象に、生活習慣病の予防を図るための健康診断を実施する。

【受診者数】 平成15年度：1,273人▶平成21年度：増やす

乳がん検診 健康衛生部

30歳以上の女性を対象に、乳がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、乳がん検診を実施する。

【受診率】 平成15年度：14.6%▶平成24年度：30%

子宮がん検診 健康衛生部

30歳以上の女性を対象に、子宮がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、子宮がん検診を実施する。

【受診率】 平成15年度：24.5%▶平成24年度：30%

4 基本施策

小児医療の充実

※小児慢性特定疾患：

小児慢性特定疾患治療研究事業においては、悪性新生物、慢性腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原(こうげん)病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経・筋疾患の10疾患群を対象としており、必要な医療費の助成を受けることができる。

個別事業

※初期救急医療：外来診療による救急患者の医療。一方、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を二次救急医療、二次救急医療では対応できない重篤救急患者の総合的高度医療を三次救急医療という。

少子化が進行する社会において、生まれた子どもが健やかに育つよう支援することは、小児医療の主要な課題となっています。

小児医療では、かかりつけ（小児科）医において、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など幅広い対応が求められています。

小児救急医療については、24時間・365日の対応が求められていることから、休日における受入れ体制の強化と、平日の夜間に重症患者を受け入れる医療体制の整備を行い、平成16年度に新体制を開始させました。

また、心身の障がい疑われる子どもの発達を支援するためには、保健センター、児童福祉総合センター、医療機関などの関係機関が連携を更に深めることにより、障がいの早期診断・療育のシステムを充実するとともに、その家族に対しての相談及び支援体制の整備も不可欠となっています。

さらに、治療が長期にわたる小児慢性特定疾患※児とその家族が安心して療養生活が続けられるように、医療費などの経済的支援を行うとともに、相談窓口の設置や訪問指導の実施などの保健・福祉サービスの充実が求められています。

子育てしやすい環境を整備するために、いつでも安心して質の高い医療サービスを受けられるように、小児医療体制の一層の充実を図ります。

小児慢性特定疾患対策の充実 健康衛生部

小児慢性特定疾患児の療養支援のため、「小児慢性特定疾患治療研究事業」を実施し、子育て家庭の医療費の軽減を図るとともに、福祉サービスを提供し、療養支援を行う。また、継続支援の必要な小児慢性特定疾患児に対しては、訪問指導を行う。

障がい児医療訓練事業 児童福祉総合センター

障がいのある乳幼児及び運動発達遅滞や運動障がいのある児童に対し、医学的診断と治療、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施する。

【受診件数(実数)】平成15年度：1,161人

夜間急病センター事業 健康衛生部

夜間急病センターの新築移転に伴い、土日祝日の準夜帯（19～24時）の小児科医の増員などにより、体制の充実を図る。

休日救急当番運営事業、二次救急医療機関運営事業 健康衛生部

小児救急医療について、平成16年度から、初期救急医療※体制の休日における当番施設数を増やすとともに、二次救急医療体制を土曜日及び休日のみの体制から年間全日に移行し、充実・強化を図る。

【当番施設数】休日 平成15年度：2～4施設▶平成16年度：2～5施設

二次 平成15年度：土・休日各1施設▶平成16年度：年間全日各1施設

子育て家庭を支援する仕組みづくり

1 基本施策

地域・区・全市の 三層構造による 子育て支援の展開

近年、地域における子育て家庭の孤立化により、子育てに対する負担感の増大とともに、特に家庭において子育てをしている専業主婦などの育児不安が指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

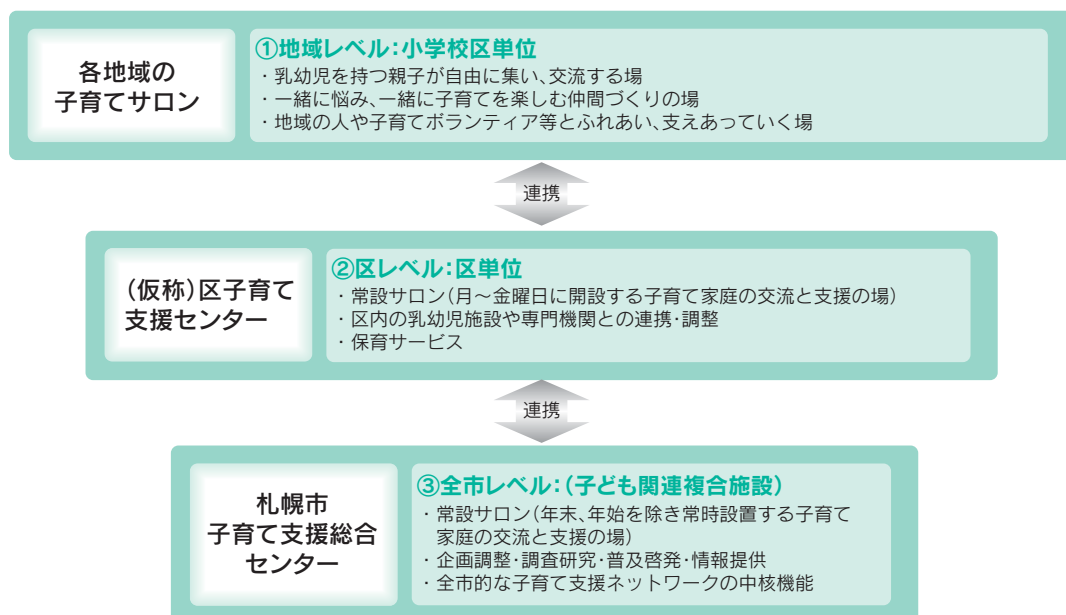
これまでも、札幌市では、平成9年度から、子育ての仲間づくりや情報提供などの子育て家庭への支援に加えて、子育てボランティアの育成や関係機関へのネットワークづくりを中心に、地域で楽しく子育てができるよう、子育て家庭のための支援体制を整えてきました。

このような中、今後の札幌市における子育て支援のあり方について、札幌市社会福祉審議会から「最低限、平日の日中時間帯は、各地域に常時、子ども連れで行ける子育て支援のための場所を確保すること」、「各区に常設の交流スペースと事務部門を備えた子育て・子育て支援センターを設置すること」及び「これらを統括調整する子育て・子育て支援中央センターを設置すること」が望ましいとの答申（「札幌市の少子化への具体的な対策について」平成14年3月）を受けました。

さらに、平成15年7月の児童福祉法の改正により、法の趣旨が「要保護及び保育に欠ける児童対策」中心から「すべての子育て家庭への支援」に改められました。

これらのことを踏まえ、札幌市では、地域・区・全市の三層構造による子育て支援体制により、すべての子育て家庭を対象とした全市的な子育て支援の展開を図ります。

三層構造による子育て支援体制（イメージ図）



① 協働型で進める子育てサロン等の拡充〔地域〕

札幌市では、乳幼児をもつ親同士が自由に交流するための場として、地域子育て支援事業などにより、行政が実施する子育てサロンなどを市内の児童会館や公立保育所に106か所開設し、更には、情報の提供、子育てボランティアの育成、関係機関とのネットワークづくりなど、子育て家庭を支える地域の仕組みづくりを進めてきました。

このような中、地域での自主的な子育て支援の気運が高まり、地域主体の子育てサロンが平成16年3月末現在では46か所開設されています。

これらの地域主体の活動を支えるために、子育て講座の講師派遣や子育てボランティアの派遣、研修会の開催などを進めています。また、私立保育所などでも保育所地域活動事業※をはじめとした、地域における子育て家庭への支援の取組みが広がっています。

今後は、地域住民団体、社会福祉協議会、子育てNPO※などの様々な団体が協力し合い、幼稚園・保育所などとも連携しながら、地域での協働型による子育て支援に取り組む仕組みづくりを広めることが課題となっています。

このため、地域主体の子育てサロンを、小学校区単位に拡大を図るとともに、児童会館等の利用による常設の交流の場の確保についても検討を進めます。

※保育所地域活動事業（特別保育科目設定事業）

「育児講座・育児と仕事両立事業」、「地域の特性に応じた保育需要への対応」、「保育所体験特別事業」などのことで、入園児以外の乳幼児とその親を受け入れている。

※NPO：ノンプロフィット・オーガニゼーション（Non-Profit Organization）の略。民間の非営利組織のことを言う幅広い概念。一般的には、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称として使われている。平成10年の特定非営利活動促進法成立により、簡便に法人格を取得できるようになった。

地域主体の子育てサロン（設置年度・主催団体・会場等の状況）

設置年度	設置数	累 計
平成10年度	2	2
11年度	3	5
12年度	3	8
13年度	7	15
14年度	8	23
15年度	23	46

実施会場	会場数
児 童 会 館	8
町 内 会 館	22
地 区 会 館	7
地 区 セ ン タ ー	3
小 学 校	1
そ の 他	5
合 計	46

〈資料〉札幌市子育て支援部

主催団体	団体数
町 内 会	10
ボランティアグループ	4
民生児童委員協議会	11
福祉のまち推進センター	21
合 計	46

開催数	団体数
週 2 回	1
週 1 回	8
月 3 回	2
月 2 ～ 4 回	3
月 2 回	9
月 1 回	20
年 3 ～ 1 0 回	3
合 計	46

個別
事業

地域型子育てサロン 子育て支援部

親子同士などの交流を深めるため、子育て家庭が自由に集い、遊び等を通して地域の人たちとのふれあいの場（子育てサロン）を提供する。現在は106か所の直営の子育てサロンのほか、地域住民組織、市民団体、NPO、乳幼児施設などで展開されている。今後は地域協働型の運営による「地域型子育てサロン」を小学校区単位に拡充していく。

【設置済の小学校区の割合】平成15年度：58%▶平成21年度：100%

さっぽろ子育てサポートセンター事業 子育て支援部

子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域の人の子育て家庭を支援していくことを目的としている。

現在は、センター事務局が、月1回各区に出向いて説明会と受付け等を行っているが、今後、各区及び子育て支援総合センターにおいて受付け等を行う体制に強化し、利用件数の拡大を図る。

【利用件数】平成14年度：1,936件▶平成21年度：3,500件



② (仮称)区子育て支援センターを核とした支援事業の展開〔区〕

各区においては、これまで子育てサロンなどの地域子育て支援事業を展開してきたところであり、この中でも地区民生委員児童委員協議会などの乳幼児に関係する地域の機関・団体及び行政で構成する区子育て支援検討会議や連合町内会単位のブロック会議の開催により、地域での子育て支援の必要性が多く各区民に認識されるようになってきました。

さらに、子育てボランティアの養成・派遣、子育て講座の開催などにより、区における子育て支援の人材育成を図るとともに、子育て相談への対応も行っています。このうち、子育て相談については、育児不安や養育困難、障がいの疑いなど、広範かつ複雑な相談事例が多くなっています。このため、保健師や家庭児童相談員、児童福祉総合センターなどの専門機関との連携・調整等といったコーディネート機能の強化が課題となっています。

今後は、保育に欠ける児童を受け入れる「保育機能」のほか、常設の子育てサロンの中で様々な相談に応じるなどの「子育て支援機能」、そして、区内の乳幼児施設や保健センター・児童福祉総合センターなどとの「コーディネート機能」を有する（仮称）区子育て支援センターの設置を推進し、すべての子育て家庭に対する支援の充実・強化を図ります。

地域子育て支援事業の実施状況

事業名	平成12年度	13年度	14年度
子 育 て 仲 間 づ く り			
子育てサロン参加組数	114,881組	123,955組	135,011組
サークル支援件数	485件	264件	239件
サークル交流会	652サークル	453サークル	299サークル
サークル研修会参加者数	138人	218人	188人
子 育 て 情 報 の 提 供			
子育て講座受講者数	714人	972人	837人
子育て相談件数	760件	869件	820件
子育て情報室利用者数	10,127件	11,624件	16,714件
子育てボランティアの育成支援			
子育てボランティア講習会受講者数	1,232人	368人	357人
子育てボランティア登録者数	971人	1,117人	1,160人
託児ボランティア派遣数	835人	1,138人	1,113人
子育て支援ネットワークづくり			
子育て支援検討会議			
区 全 体	12回	10回	11回
地 区 別	99回	100回	118回
地域の親子のふれあい交流			
屋 内 年 8 回	55,405人	57,656人	40,187人
屋 外 年 6 回	13,201人	15,735人	20,088人

〈資料〉札幌市子育て支援部

個別
事業

(仮称)区子育て支援センター設置事業 子育て支援部

通常の保育サービスのほか、常設の子育てサロンの運営や区内の乳幼児施設、保健センター・児童福祉総合センターとの連絡調整などを通じて、すべての子育て家庭に対し、きめ細やかな支援を行う「(仮称)区子育て支援センター」の設置を推進する。

【設置か所数】平成21年度：5か所

地域子育て支援事業 子育て支援部

各区において、子育て家庭の孤立化の防止や子育て家庭の環境の充実を図るため、子育て家庭への情報提供、講座の開催、サークル支援、子育てボランティアの育成と地域のネットワークづくりなどの取組みを行う。

【実施か所数】平成15年度：10か所▶平成21年度：10か所

地域子育て支援センター事業 子育て支援部

育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、地域の子育て家庭への育児相談・発達相談、施設開放によるサークル支援、保育所行事への参加など、育児不安の解消や子育ての指導などの支援を実施する。

地域交流支援事業 健康衛生部

妊婦、生後1～3か月の乳児、多胎児、障がい児などがいる親同士が、地域での交流を深めながら育児などの問題を自ら解決する力をつけられるように、保健センターの保健師・栄養士等の専門職が、育児や親の健康管理についての知識・情報を提供するとともに、親同士が継続的・自主的に交流できる体制整備への支援を行う。

【実施か所数】平成15年度：20か所▶平成21年度：増やす

図書館(室)における読み聞かせ事業 中央図書館

子どもが本と出会い読書に親しむことは、子どもが健やかに成長していくうえで重要な意味を持つことから、その重要性や本の魅力を理解してもらうため、保護者や乳幼児に対して、絵本や紙芝居の読み聞かせを体験する機会を提供する。

【参加者数】平成15年度：7,626人▶平成21年度：7,900人

個別事業

③ 子育て支援総合センター等における多様な事業の展開〔全市〕

地域及び区での子育て支援の広がりの中で、全市的なネットワークの構築が必要となっており、札幌市の子育て支援の拠点施設である「札幌市子育て支援総合センター」が平成16年4月に開設されました。

この施設は、年末年始を除く毎日開館する運営形態とし、「常設の交流の場（つどいの広場）の提供」、「子育て支援情報の提供や各種相談の実施」、「子育て講座の開設」、「子育て支援者の育成研修」などの多様な事業を展開し、父親や共働き家庭など、区の事業への参加が難しい市民ニーズにも積極的に対応します。

また、近年、地域団体やNPOなどの民間団体の子育て支援活動が広がり始めていることから、これら子育て支援のための人的資源を有機的に結びつける全市レベルでの子育て支援検討会議を開催し、子育て機能を支えるネットワークづくりを強力に推進します。

さらに、この施設は、小学校、ミニ児童会館、保育所との複合施設であることから、小学生や保育園児、来館する親子、さらには地域の人々の参加による合同イベントの開催など、複合施設の特徴を生かした各種交流事業を展開します。

なお、子育て支援総合センターにおける事業展開のほかにも、男女共同参画に係る子育てボランティアの育成や、読書の普及のための市民意識の啓発などに関する事業を実施します。

子育て支援総合センター事業 子育て支援部

全市の子育て支援事業の拠点施設として、年末年始以外は毎日開館し、就業家庭やひとり親家庭などを含むすべての家庭を対象に、常設の交流の場の提供、子育て講座の開催、子育てボランティア等の人材育成などを行うとともに、子どもに関わる行政機関や地域の団体等による、全市的子育て支援検討会議を開催し、ネットワークづくりを進める。

【実施か所数】平成21年度▶1か所

子育てサポートボランティア事業 男女共同参画推進室

男女共同参画センターの主催事業において託児を行うことを目的に、子育てサポートボランティアを養成しており、託児技術の向上や活動PR及び子育て環境等に関する意見交換、スキルアップの事業を行うとともに、子育て中の親との交流の場として親子サロンを実施する。

【男女共同参画センター主催事業での託児実施率】平成15年度：100%▶平成21年度：100%

「お話の百貨店」（子ども読書の日特別行事） 中央図書館

「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子ども読書の日」制定を記念し、子どもの読書普及に対する市民の意識啓発を図るため、読書普及活動を行っているボランティア団体による活動内容の発表等を実施する。

【参加者数】平成15年度：550人▶平成21年度：800人

2

基本施策

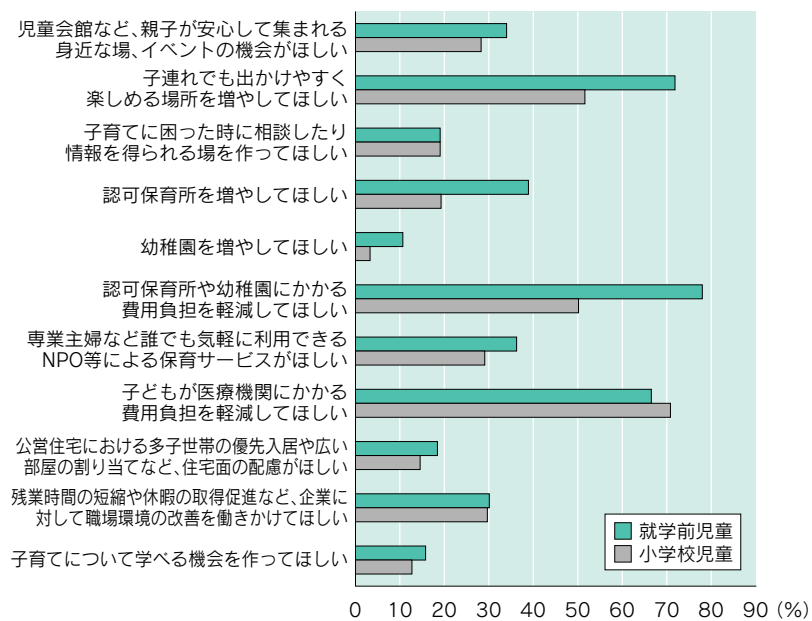
経済的な支援の
取組み

失業率の上昇や地域経済の低迷が続く中、家計に占める子育てに係る経済的負担の割合が増えてきています。平成13年に内閣府が行った出生率の低下原因に関する調査では、「子育て費用の負担が大きいから」との回答が一番多く挙げられています。また、札幌市が平成15年に実施した調査でも、子育て支援の充実のために「認可保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」という回答が最も多くなっており、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

札幌市では、子育て家庭への経済的支援のため、児童手当、乳幼児医療費の助成、保育所保育料の軽減、幼稚園等の私学助成をはじめ各種の制度を実施しています。

今後とも、子育て家庭への経済的支援を実施していくとともに、国や北海道の制度について改善を求め、子育て費用を幅広く社会全体で負担するための社会保障制度の充実について要望します。

子育て支援環境の充実のために望まれる支援策



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成15年）

個別事業

児童手当 子育て支援部

家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、9歳到達後最初の年度末までの児童（小学校第3学年修了前までの児童）を監護し、かつ、児童と一定の生計関係にある父又は母等に手当を支給する。

助産施設 子育て支援部

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。

【実施か所数・利用可能床数】平成15年度：4施設・16床▶平成21年度：4施設・16床

特別奨学金 子育て支援部

生活が困難となっている世帯の児童に対し、技能修得に要する学資を支給し、その世帯の経済的自立を図ることを目的に、児童からの申請に基づき、奨学生を選定し、奨学金を支給する。

災害遺児手当 子育て支援部

災害による遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長することを目的として、災害による遺児を扶養している者に災害遺児手当及び災害遺児入学又は就職支度資金を支給する。

保育所保育料の軽減 子育て支援部

子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の徴収金基準額より低額に設定する。また、国に対して、徴収金基準額の改善・見直しを要望する。

乳幼児医療費助成 健康衛生部

乳幼児に対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。

平成16年10月1日から、助成対象年齢を入院・通院とも就学前まで拡大する。

私学助成 教育委員会総務部

幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部について助成するほか、私立学校教育の健全な発展と振興に加えて、保護者負担の公私格差の緩和を図るため、幼稚園、小中学校、高等学校の教材教具の購入費等に対して補助を行う。

就学援助 学校教育部

学校教育法第25条に基づき経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。

奨学金 学校教育部

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に返還義務のない奨学金を支給することにより、有用な人材を育成する。

学資に乏しいながら学業優秀な生徒を援助する本事業の趣旨から、大学生と比較し自ら学費を稼ぐことが困難である高校生の支給人員を増やすなど、事業のより一層の充実を図る。

3 基本施策

家庭生活と
職業生活の充実

子育て期の親を取り巻く課題の1つとして、仕事を持つ多くの人が、仕事を中心とした生活を送ることにより、家族とともに過ごす時間を自由にとることができないといった状況が指摘されています。このような状況が、これまで育児や家事の多くを担うことになりがちだった女性の子育てに対する負担感や孤立感を増す結果を生み、子育てがより困難なものとなっています。さらに、子どもの生活時間の夜型化や生活習慣の乱れといった、子ども自身の育ちの面においても、こうした「働き方」が影響を与えていると推測されます。

しかし、近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルについての価値観の多様化に伴い、札幌市においても、望ましい男性の生き方として、「家事・育児や地域活動は尊重するが、あくまで仕事を優先させる」よりも「家事・育児や地域活動を妻と分かち合い、仕事と家庭を両立させる」ことを望む市民の割合が、ここ数年で多くなっています。

今後、男女が共に家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、男性を含めたすべての人が家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、これを妨げる職場慣行やその他の諸要因の緩和に向けて、労働者、事業主、地域住民等の社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などについて関係団体との連携を図りながら推進します。

また、近年の厳しい経済情勢から、特に若い世代の安定的な就労が難しい状況となっています。これら若い世代が、安心して家庭を築き、子どもを生み育てることができるようになるためにも、経済的に自立した生活への支援が求められていることから、安定就労を促進するための施策を推進します。

仕事と家庭についての男性の生き方

(%)

	平成9年	平成13年
家事・育児や地域活動を妻と分かち合い、仕事と家庭を両立させる	39.9	57.1
家事・育児や地域活動は尊重するが、あくまで仕事を優先させる	45.9	35.6
家事・育児や地域活動は妻に任せ、仕事に専念する	7.0	2.3
どちらかといえば、仕事よりも、家庭や地域活動などを優先させる	1.9	1.2
仕事は妻に任せ、家事・育児や地域活動に専念する	3.8	0.1
わからない・その他・無回答	1.6	3.9

〈資料〉札幌市広報部「札幌市政世論調査」（平成9年）
札幌市男女共同参画推進室「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成13年）

個別事業

少子化対策普及啓発事業 子ども育成部

少子化問題や子育て支援の必要性に対する市民や企業の理解の促進と社会的関心が高まるよう、少子化に関する講演会等の開催により、国及び札幌市における少子化の現状や子育て支援策に関する情報の提供を行う。

【開催回数】平成16年度：年1回▶平成21年度：年1回

仕事と家庭の両立を促進するための啓発 男女共同参画推進室

次世代を育むにあたっては、家庭内で家事・育児などの家庭責任を男女が共に担い、支えあうとともに、結婚・出産時においても継続して働き続けることができ、さらにこれらの事由により仕事を中断した女性がスムーズに社会復帰できるような職場づくりを行うなど、男女を問わず仕事と家庭の両立を促進するための啓発を行う。

【仕事と家庭の両立を志向する人の割合】平成13年度：57.1%

育児休業法等の普及啓発 市民生活部

市内各所でポスターの掲示及びパンフレット等の配布を行うとともに、育児休業・介護休業制度について掲載したパートタイマーハンドブックをホームページで公開することにより、企業や市民に対する育児休業法等の普及の推進を図る。

市内企業に対する啓発事業 産業振興部

仕事と出産・育児の両立が可能な職場環境づくりに向けて、企業に対して長時間労働の是正、育児休業の取得促進、子育て後の再就職システムの確立などに関する理解と協力を求めるため、企業向け情報誌「経済情報さっぽろ」等において、効果的な広報活動を実施する。

【周知企業数】平成15年度：0社▶平成18年度：7,000社

若年層就職支援事業 雇用推進部

25歳未満の求職中の人や新規卒者などの若年層を対象に、適職検査及び面接訓練などの就職支援に関するセミナーを行う。

【受講者数】平成15年度：年320人▶平成18年度：年320人

再就職支援事業 雇用推進部

25歳から34歳までのフリーターなどの若年者を対象に、就職活動に必要な知識などを習得するためのセミナー、職場体験、カウンセリングを組み合わせたプログラムにより再就職活動の支援を行う。

【受講者数】平成15年度：年100人▶平成18年度：年100人

女性就職支援事業 雇用推進部

(仮称) 就業サポートセンターにおいて、再就職を目指す女性に対する就職活動の支援として、セミナー、職場体験、カウンセリングなどを組み合わせた職業相談・職業紹介を行う。

【受講者数】平成16年度：年300人▶平成18年度：年400人

起業家講座 雇用推進部

(仮称) 就業サポートセンターにおいて、雇用によらない就労形態の支援・促進を図るため、起業を目指す人に対して、体験研修、起業家になるために求められる基礎知識や事業活動に必要な情報等を提供する。【受講者数】平成16年度：年20人▶平成18年度：年20人

4 基本施策 多様なニーズに合わせた 保育サービス等の充実

※保育所待機児童：認可保育所の入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

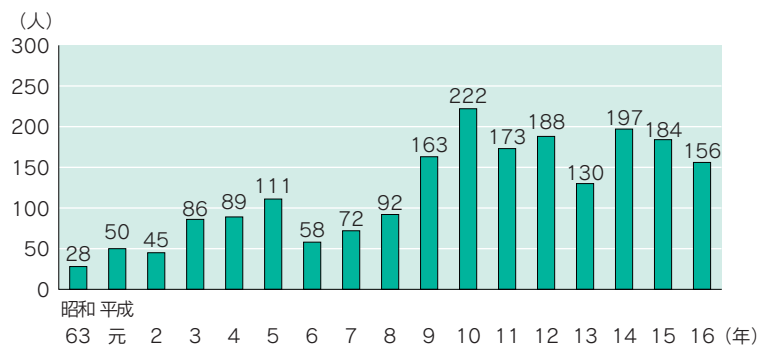
近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、出産後も保育所などを利用して就労を継続する傾向が強くなっており、社会経済の状況とあいまって保育所への入所希望が年々増加し、多くの保育所待機児童※が発生しています。

札幌市では従来から国庫補助事業を活用した認可保育所の新設や既存の保育所の増改築を行うとともに、平成14年度から導入した市単独事業による認可移行促進事業など、積極的な定員の拡充に努めています。また、児童会館などにおける放課後児童対策（児童クラブ）の拡充など、安心して就労できる子育てしやすい環境の整備に取り組んでいます。

女性の就労意欲は今後もますます高まることが予想されることから、子育てと仕事が両立しやすい就労環境づくりが重要な課題であり、今後も引き続き取り組む必要があります。

さらに、就労形態も多様化していることから、日曜・祝日の勤務や長時間勤務、あるいは週3回程度の短時間勤務などの人が利用できる多様な保育サービスが求められており、通常保育の定員の拡大と合わせて、休日保育、延長保育、一時保育などの特別保育事業の充実を図る必要があります。

札幌市の待機児童数の推移（各年4月）



〈資料〉札幌市子育て支援部

① 増大する保育ニーズへの対応

札幌市では、就学前児童が減少を続け、過去5年間の平均では年800人程度減少しているにもかかわらず、保育所への入所を希望する児童は過去5年間で平均すると年400人程度増加しています。

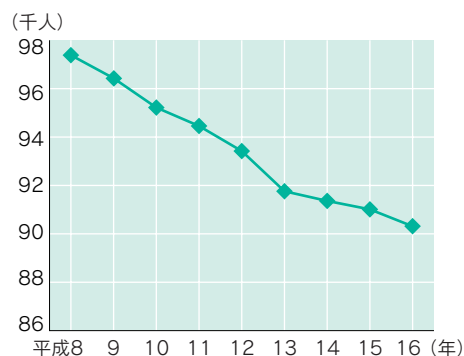
このように増大する保育ニーズに対応するために、国庫補助を活用した認可保育所の新設や既存施設の増改築を行うとともに、平成14年度から導入した市単独事業による認可保育所移行促進事業により、積極的な保育所の定員拡充に努めてきました。

しかしながら、平成15年4月時点においても、184人の待機児童が生じ、入所定員14,579人に対し入所児童数は15,055人（入所率103パーセント）となっており、476人の超過入所が発生しています。

また、平成16年4月の定員は15,195人となっていますが、次世代育成支援に関するニーズ調査（平成15年度）に基づいて推計した通常保育事業の平成21年度におけるニーズ量は16,734人となっており、待機児童と超過入所の解消のためには、1,500人程度の定員増が必要です。

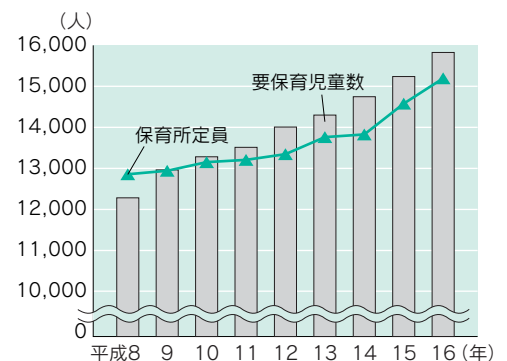
札幌市では、平成19年4月における待機児童と超過入所の解消を目指し、平成16年度から18年度までの3年間で1,530人の定員増を図るとともに、保育環境の改善に努めます。

就学前児童数の推移（各年4月）



〈資料〉札幌市子育て支援部

要保育児童数及び定員の推移（各年4月）



〈資料〉札幌市子育て支援部

個別事業

認可保育所整備事業 子育て支援部

新設6か所、改築13か所、認可保育所への移行10か所により、認可保育所を整備する。

【保育所定員数】平成16年度（4月）：15,195人▶平成21年度：16,725人

② 多様な保育ニーズへの対応

女性の社会進出が進み、また、就労時間も多様化していることから、延長保育、夜間保育、休日保育など、多様な保育サービスの拡充が求められるようになりました。

延長保育は、昭和57年度に5か所で実施し、平成16年度には131か所に拡大していますが、通勤圏が広域に及ぶ札幌市の実情を踏まえると、今後もできるだけ多くの保育所で実施することが必要です。

夜間保育は、平成16年度に新たに1か所で開設したことにより、現在、3か所で実施しており、休日保育は平成14年度から1か所で試行的に実施しています。夜間保育や休日保育は、今後の需要の動向を見極めながら、拡充に向けた検討を進めていきます。

また、近年、近隣の親戚や知人に子どもを預けることが難しくなっているといわれており、短時間勤務や出産・疾病などの際に、一時的に安心して子どもを預けられる施設が求められています。こうした中、平成16年度には49か所で一時保育を実施するとともに、市内5か所の児童養護施設で子育て支援短期利用事業（ショートステイ）を実施しています。

さらに、共働きの家庭などにとっては、子どもの突然の病気により何日間も仕事を休まなければならないことが仕事と子育てを両立させるうえでの障害となっています。このため、病気回復期の就学前児童を保護者に代わって一時的に預かる乳幼児健康支援デイサービス事業を平成11年度から医療施設併設型で開始し、平成16年度には3か所で実施しています。

今後は、保育所併設型での実施も含めた事業の拡大に努めるとともに、家庭的保育事業※などについての検討を進めます。

※家庭的保育事業：地域によっては、増大する低年齢児の保育需要に対し、保育所の受入れの運用拡大や保育所の増設・新設だけでは追いつかない等の場合があることから、応急的入所待機対策として、保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う事業及び保育所等が保育者に対し相談・指導を行う等の連携を図る事業。

個別事業

延長保育事業 子育て支援部

通常の開所時間（午前8時～午後6時）より早朝1時間早い開所を促進し、さらに夕刻の1時間又は2時間の延長保育を実施し、乳幼児の福祉増進を図る。

【実施か所数】平成15年度：120か所▶平成21年度：172か所

夜間保育事業 子育て支援部

就労形態の多様化に伴い夜間の保育を必要とする児童のために、午前11時から午後10時までの夜間の保育を認可保育所において実施する。

【1日あたりの利用可能人数】平成15年度：70人▶平成21年度：100人

休日保育事業 子育て支援部

日曜・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの需要に応えるため、休日の保育を認可保育所において実施する。

【実施か所数】平成15年度：1か所▶平成21年度：5か所

一時保育事業 子育て支援部

保護者の断続的・短時間就労等や傷病、冠婚葬祭等、又は育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の、通常の保育所では対象とならない児童に対し、認可保育所において一時的に保育サービスを行う。

【実施か所数】平成15年度：42か所▶平成21年度：83か所

子育て支援短期利用事業(ショートステイ) 子育て支援部

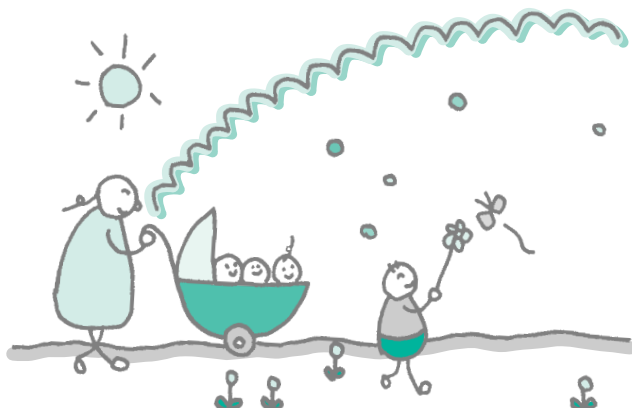
児童の保護者が社会的理由及び身体的若しくは精神的理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合、施設に宿泊することを前提に児童を一時的に預かり、養育の支援を行う。

【実施か所数】平成15年度：5か所▶平成21年度：5か所

乳幼児健康支援デイサービス事業 子育て支援部

病気回復期にあつて、集団での保育が困難な就学前児童を、就業などによって家庭で保育できない保護者に代わつて、医療機関等に付設した施設で一時的に預かる。

【1日あたりの利用可能人数】平成16年度：12人▶平成21年度：20人



③ 保育サービスの質の向上

保育所は、安心して子どもを預けられる施設であることはもとより、多様化する保育ニーズへのきめ細かな対応などが期待されていることから、保育サービスの質の向上がますます求められています。

これに応えるためには、保育所職員個々の専門性を高めることが必要であることから、今後も札幌市が主催する研修会を開催するほか、社会福祉協議会、私立保育所連合会、日本保育協会などが主催する研修会への参加を促進します。

また、保育所の運営面においても、①利用者が必要とする様々な情報の積極的な提供、②苦情に対する客観的かつ適切な対応を行うための体制の確立、③保育サービスの質についての公正かつ適切な評価のための仕組みの導入などが、保育施設の質の向上を図るうえで重要です。

札幌市は各保育所と緊密な連携を図り、これらのことが着実に進展するよう努めます。

さらに、認可外保育施設（事業所内を含む。）を設置する場合は、札幌市への届出が必要となっていることから、札幌市は、届出を受けた施設について保育の実施状況などを調査し、指導監査基準に基づく指導を実施しています。今後、更に認可外保育施設との連携を密接にすることにより、利用する子どもの保育環境の向上を図ります。

個別 事業

保育所等の職員の研修 子育て支援部

保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を目的として実施する。研修会は、社会福祉協議会・私立保育所連合会・日本保育協会主催・札幌市などが主催して実施する。

【研修回数（札幌市主催）】平成15年度：年5回▶平成21年度：年5回

苦情処理体制の確立 子育て支援部

保育サービスに伴う利用者からの苦情の解決のため、保育所における苦情処理体制の充実を図るとともに、適切な運用を推進する。

認可外保育施設立入調査（巡回指導） 子育て支援部

認可外保育施設に対して一層の指導監督が必要とされるため、立入調査（巡回指導）及び認可外保育施設立ち上げに対する事前指導等を行うとともに、運営状況の実態把握及び指導を通して保育サービスの質の向上を図る。

【巡回指導数】平成15年度：123回

④ 放課後における児童の健全な育成

都市化による子どもたちの遊び場の不足や女性の就労の増加により、子どもを取り巻く環境が時代とともに大きく変化しています。さらに少子化等の進展により子どもたち同士の地域で遊ぶ機会が少なくなってきました。

こうした中、放課後に子どもたちが年齢の異なる友達と遊び、また、その遊びを通じて仲間づくりができるようにするためには、放課後における児童の健全な育成の推進がますます必要になってきています。

札幌市では、これまで子どもの放課後生活を豊かにし、異年齢間での集団の遊びを通して、地域における子どもたちの交流をより一層深めることを目的に、一般児童・留守家庭児童を区別しないで、児童会館に訪れるすべての子どもを対象とした放課後児童の健全育成のための各種事業を行ってきました。

このうち、保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない留守家庭児童のために、児童会館及びミニ児童会館※内で開設している「児童クラブ」、小学校の余裕教室を利用した「学校施設方式児童育成会」、地域の父母などが運営をする「民間施設方式児童育成会」の3方式により、適切な遊びや生活の場を確保し、健全な育成を図っています。

しかし、現在、市内には児童会館やミニ児童会館、学校施設方式・民間施設方式児童育成会がない小学校区（空白校区）が38か所あることから、この解消に向けてミニ児童会館の新規整備を推進します。

さらに、障がいのある子どもの豊かな放課後生活を実現するとともに、健常児との交流を促し、安心して子育てができる環境を整えることにより、地域での障がいのある子どもの自立支援の促進を図ります。

※ミニ児童会館：小学校の余裕教室等に開設する児童会館の呼称

個別事業

留守家庭児童対策事業(児童クラブ) 子ども育成部

「札幌市留守家庭児童対策実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を、児童会館及びミニ児童会館において、一般来館児童との交流を保持しながら遊びなどの指導を行うことで、留守家庭児童の健全な育成を推進する。

【児童クラブ数】 平成15年度：115か所 ▶ 平成21年度：140か所

学校施設方式児童育成会 子ども育成部

「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を、小学校内に開設する児童育成会において遊びなどの指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を推進する。なお、今後は平成11年の社会福祉審議会の答申に基づき、順次、ミニ児童会館への転換を図る。

【児童育成会設置数】 平成15年度：14か所 ▶ 平成21年度：7か所

民間施設方式児童育成会助成金 子ども育成部

民間の児童育成会に対し、「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、登録児童数等に応じた助成金を交付する。

【助成施設数】 平成16年度：57か所 ▶ 平成21年度：57か所

児童会館・ミニ児童会館整備事業 子ども育成部

放課後児童の健全育成のために、児童会館や小学校施設内に児童会館機能を備えたミニ児童会館を整備する。

【整備済施設数】平成16年度：125館▶平成21年度：145館

児童会館・ミニ児童会館事業 子ども育成部

児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動（一輪車、卓球、工作など）、野外活動（キャンプ、ハイキングなど）、自主活動（自由遊び、各種ゲームなど）を行う。

【利用児童数】平成15年度：2,205,729人▶平成21年度：2,206,000人

私たちの児童会館づくり事業 子ども育成部

屯田北地区に整備予定の児童会館をモデルとして、児童会館のハード・ソフト両面にわたり、子どもが自ら参加し、主体的に関わる仕組みをつくることによって意見の反映を図るとともに、地域活動等に対する関心を育む。また、既存の児童会館の運営等にも順次子ども版運営委員会の導入を図り、子どもたちのための児童会館づくりも目指す。

【子ども版運営委員会実施施設数】平成16年度：1か所▶平成21年度：21か所

5 基本施策

特別な援助を要する 家庭への支援

① ひとり親家庭への支援

現在、わが国の経済情勢は非常に厳しく、特に母子家庭の母親は就業面で不利な状況に置かれており、その生活は極めて厳しいものとなっています。札幌市は、他の政令指定都市と比べて離婚率が高く、母子家庭は増加傾向にありますが、父子家庭は減少傾向にあります。さらに、児童扶養手当を受給する世帯が多いことから、経済基盤が確立されていないひとり親家庭の実態がうかがえます。

また、母子家庭については、平成14年度に児童扶養手当の所得制限が見直され、その就業を確保することが一層強く求められています。

平成10年度に実施された「全国母子世帯等調査」によると、ひとり親家庭が困っていることとして、母子家庭では「家計」、「仕事」、「住居」が、一方、父子家庭では「家事」、「家計」、「健康」が上位を占めています。

この結果からも、母子家庭に対しては就業支援が、また父子家庭に対しては日常生活支援が特に求められています。

札幌市では、母子家庭に対して、平成15年10月に開始した「母子家庭等就業支援センター事業」により、就業を支援します。

また、「母子家庭等自立促進計画」を策定し、具体的な自立支援策について検討するとともに、父子家庭については、利用しやすい日常生活支援策や経済支援の方法について、調査研究を行います。

ひとり親家庭の子どもに対しても、これらの支援策によって、一般家庭の子どもと同様に福祉の充実を図るように努めます。

政令指定都市の児童扶養手当受給割合と離婚率

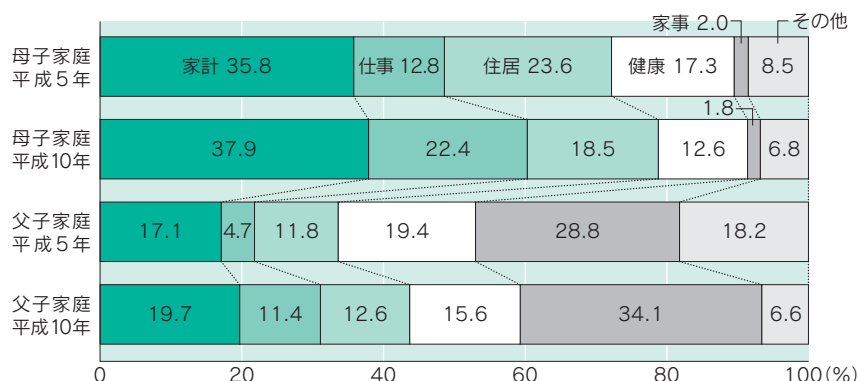
市	児童扶養手当受給割合 ¹⁾	離婚率 ²⁾
札幌市	2.23%	2.85
仙台市	1.45%	2.24
千葉市	1.46%	2.31
横浜市	1.18%	2.30
川崎市	1.08%	2.44
名古屋市	1.59%	2.38
京都市	1.76%	2.40
大阪市	2.26%	3.18
神戸市	1.81%	2.53
広島市	1.60%	2.34
北九州市	2.47%	2.79
福岡市	2.10%	2.84

注：1) 各市の児童扶養手当受給者数（平成15年）／各市の世帯総数（平成12年）

2) 年間離婚届出件数／10月1日現在（日本人）人口×1,000（平成14年）

〈資料〉厚生労働省「福祉行政報告例」・「人口動態統計」、総務省統計局「国勢調査」により作成。

ひとり親等本人が困っていること



〈資料〉厚生労働省「全国母子世帯等調査」（平成10年）

個別
事業**母子家庭等自立促進計画の策定** 子育て支援部

母子家庭等の経済的自立を促進するため、母子家庭等の現状を把握するとともに、生活の安定と向上のための具体的な対応策等に関する計画を策定する。

母子家庭等就業支援センター事業 子育て支援部

母子家庭等の経済的自立を促進するため、就業相談や就職のための資格取得講習会の実施、さらには就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施する。

【開設か所数】平成16年度：1か所▶平成21年度：1か所

母子緊急一時保護事業 子育て支援部

夫等からの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護する事業で、避難者に対し居室及び日常生活用品を提供するとともに、相談・指導を行い自立へ向けての支援を行う。

【実施か所数・利用可能室数】平成15年度：1施設・2室▶平成21年度：1施設・2室

母子生活支援施設 子育て支援部

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、生活・住宅・就職等の解決困難な問題を抱え、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のための生活を支援することを目的とする施設。入所している母子に対しては、生活の場を提供するとともに、自立のための支援・相談・指導を行う。

【実施か所数】平成15年度：6施設▶平成21年度：6施設

母子家庭等日常生活支援事業 子育て支援部

母子・父子家庭及び寡婦が、修学等の自立促進のために必要な事由や疾病等により、一時的に生活援助が必要な場合に、その生活を支援する者を派遣し、生活の安定を図る。

母子福祉資金貸付事業 子育て支援部

母子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な資金（13種類）を貸付ける。

児童扶養手当 子育て支援部

父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する母又は養育者に、児童が満18歳に到達した年度末まで支給する。

母子家庭等医療費助成 健康衛生部

母子家庭等の母と子に対し、保健の向上と福祉の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。

今後、男女平等の観点から、父子家庭を助成対象とすることについて、補助主体である北海道の動向や他都市の取組状況等を勘案しながら検討する。

② 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援

障がいや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制の充実が求められています。

現在、乳児期の疾病や異常を早期に発見するため、発達の状況に関する相談や保健指導などを行っています。早期療育の観点からは医師の診断に基づき、身体や知的面での発達状況に応じた対応をはじめ、言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種の相談及び療育支援事業を行っています。

また、就学前の子どもの受入れ機関である、各種障がい児通園・入所施設に加えて、幼稚園や保育所においても障がいのある子どもの受入れに努めています。

また、学校教育においても、障がいの種類と程度に応じた教育の場を整備し、発達段階に応じた教育の充実に取り組んでいます。

このような中で、昨今は、障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の障壁を解消することが大切であるとの考えが急速に広まりつつあります。

障がいのある子どもにとって、今後の学校教育において課題となっているのは、社会参加・自立の基盤となる「生きる力※」を育成することを目指し、一人ひとりのニーズに応じた特別な教育的支援の充実を図ることです。

学校卒業後の進路については、福祉・教育関係機関などとの連携のもとに、社会へ円滑に移行するための適切な支援を行う必要があります。

乳幼児期から学校卒業後まで、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、一貫した相談支援体制を充実させるため、保健・医療・療育・福祉・教育関係機関などにおいて、連携の強化を図ります。

また、その子どもが、居住する身近な地域において、一人ひとりのニーズに応じた支援を受け、「生きる力」の育成を図り、他の子どもたちと共に互いを認め合い、地域社会の中で充実した生活を送ることができるよう支援します。

※**生きる力**：中央教育審議会では、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」と「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」を「生きる力」としている

個別事業

児童障害居宅介護事業 保健福祉局保健福祉部

障がいによって、日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、移動介護などホームヘルパーによる日常生活の支援を行う。

障害児(者)地域療育等支援施設事業 保健福祉局保健福祉部

在宅の障がい児(者)の地域生活を支援するため、身近な地域で相談や療育指導が受けられるよう、障がい児(者)施設等に専門の職員を配置し、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行う。

【実施か所数】平成15年度：4か所▶平成18年度：5か所

児童障害短期入所事業 保健福祉局保健福祉部

障がいのある児童を介護している方が、病気・出産・事故などによって、一時的に家庭で介護できない場合や介護疲れをいやす場合などに、障がいのある児童を一時的に施設で預かり、介護している方の負担の軽減等を図る。

在宅心身障害者(児)紙おむつサービス事業 保健福祉局保健福祉部

常におむつを使用している在宅の重度の障がいがある児童（原則3歳以上）に、紙おむつを支給することにより、本人及び介護にあたる家族等の日常生活における負担の軽減を図る。

障害者(児)日常生活用具給付等事業 保健福祉局保健福祉部

重度の障がいのある方や児童に対し、日常生活を容易にするため、浴槽、便器等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図る。

重度身体障害者(児)自助具給付事業 保健福祉局保健福祉部

在宅の身体に障がいのある方や児童に対し、日常動作を補う自助具を給付し、日常生活の便宜を図る。

障害児福祉手当 保健福祉局保健福祉部

在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給する。

特別児童扶養手当 保健福祉局保健福祉部

精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図る。

児童デイサービス事業 保健福祉局保健福祉部

障がいのある幼児に対し、通園の方法により日常生活動作における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

【実施か所数】平成15年度：5か所▶平成24年度：障害保健福祉圏域ごとに円滑に利用できるよう整備

重症心身障害児(者)通園事業 保健福祉局保健福祉部

在宅の重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行う。

【実施か所数】平成15年度：4か所▶平成18年度：6か所

自閉症・発達障害支援センター事業 保健福祉局保健福祉部

自閉症児（者）を支援するため、平成17年秋開設予定の自閉症者専門施設に当該センターを併設する。当該センターでは、高機能自閉症、アスペルガー症候群など発達障がいのある子どもから大人までを対象とし、本人、家族を支援するために相談、療育相談などを実施する。

障害児保育事業(障害児保育巡回指導含む) 子育て支援部

保育に欠ける心身に障がいのある児童を認可保育園に入園させ、健常児とともに集団保育を行うことにより、障がい児の成長発達の促進を図る。

【受入可能施設の割合】平成15年度：100%▶平成21年度：100%

肢体不自由児通園施設事業 児童福祉総合センター

就学前の肢体不自由児が保護者と共に通園し、療育機能訓練を行いながら、基本的な生活習慣の習得と心身の発達支援を促進する。また、保護者には家庭での育児と療育や就学等についての助言・援助を行う。なお、今後の方向性として、障がい種別の施設から「心身総合型通園施設」への移行を目指すことを検討する。

【実施か所数・定員数】平成15年度：3か所・100人

知的障害児通園施設事業 児童福祉総合センター

知的発達に心配のある就学前の児童を対象に療育指導を行い、日々の生活や遊びの中で人との関わりを通して情緒の安定を図り、早期療育の場として心身の発達を支援する。なお、今後の方向性として、障がい種別の施設から「心身総合型通園施設」への移行を目指すことを検討する。

【実施か所数・定員数】平成15年度：4か所・167人

療育支援事業(さっぼ・こども広場) 児童福祉総合センター

発達に心配のある子どもへのグループ指導による療育支援事業を市内17会場で行う。

【実施人数】平成15年度：872人

重度重複障害児等外来保育事業(のびのび広場) 児童福祉総合センター

発達医療センターの小児リハビリテーションに通う重度重複障がいなどの乳幼児に対し、週1回の外来保育を行う。【利用人数】平成15年度：25人

先天性障害児早期療育事業 児童福祉総合センター

ダウン症などの先天性疾患がある乳幼児へ早期に療育を行うことにより発達を促すとともに、保護者の障がいに対する受容及び早期療育の必要性への理解を深め、不安の軽減を図るために実施する。

【実施人数】平成15年度：28人

難聴幼児療育事業 児童福祉総合センター

軽度・中度の難聴幼児への早期の相談療育を実施しているほか、「聞こえ」と発達の相談、医療相談を実施し、聾学校や通級指導教室等を紹介する。

【実施人数】平成15年度：29人

重度心身障害者医療費助成 健康衛生部

重度の障がい者に対し、保健の向上と福祉の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。

養護学校看護師配置モデル事業 学校教育部

養護学校における医療的ケア体制の今後のあり方を検討・実証するためのモデル事業を行う。

特別支援教育基本計画に基づく学びの支援プランの推進 学校教育部

乳幼児期から社会人への移行期までの継続的な相談・支援が行えるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図り、「学びの手帳」を発行するなど、学びを支援するための総合的な取組みを「学びの支援プラン」として推進する。

特別支援教育基本計画に基づく地域学習の推進 学校教育部

盲・聾・養護学校等に在籍する児童生徒が、自分の暮らす地域での学習活動等を通じて地域の子どもたちとふれあうことを目的とした「地域学習校」の取組みを行うとともに、「地域学習モデル事業」を実施し、「地域学習校」を中心とした支援のあり方について調査・研究を行い、その充実を図る。

【取組み学校数】平成15年度：151校

特殊学級の整備推進 学校教育部

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに応じた指導を行う特殊学級の整備を推進する。

【設置学校数の割合】平成16年度：33%▶平成18年度：40%



豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

1 基本施策

子どもの権利を尊重する 社会風土の醸成

「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的に、1989年（平成元年）に国連で採択されました。この条約では、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という4つの権利を定め、「子どもの最善の利益」の確保、すなわち、子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものに決めるということが大人の義務としてうたわれています。

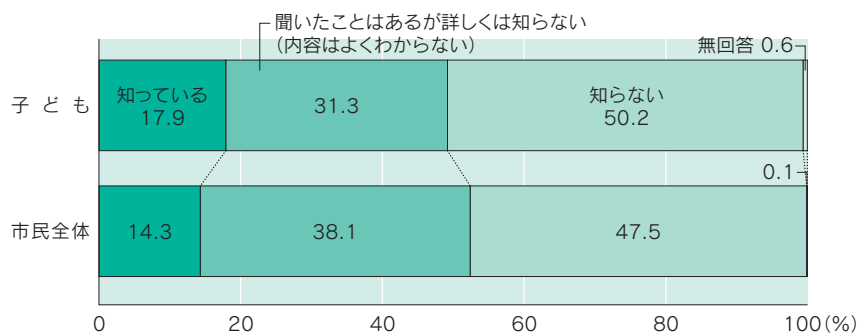
しかし、いまだに世界各地では、貧困や飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取などが頻発し、また、日本においても、いじめや不登校、援助交際、児童の性を露骨に表現したポルノグラフィーなど、子どもを取り巻く問題はますます深刻化しています。

わが国は、1994年（平成6年）の批准・発効以後、立法措置や行政措置などにより子どもを守るための対策を進めてきています。また、札幌市においても、啓発パンフレットを作成・配付するなど多くの市民に「子どもの権利条約」を知ってもらうための各種事業を実施してきました。

しかし、平成15年度に実施した「札幌市青少年基本調査」において、「子どもの権利条約」について半数が「知らない」と回答していることから、今後より一層の普及啓発に努めていく必要があります。

そこで、未来を担う子どもたちを守るために「（仮称）札幌市子どもの権利条例」を制定し、「子どもの権利」を擁護する体制についても定めるとともに、市民の意識の向上に努めます。

「子どもの権利条約」の認知度



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市青少年基本調査」、
札幌市広報部「札幌市政世論調査」（平成15年）

個別
事業

「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定及び推進 子ども育成部

札幌の未来を担う子ども一人ひとりの権利を守り育むため、「子どもの権利条約」について広く市民議論を高めるとともに「子どもの権利条例」を制定（平成18年度制定予定）し、子どもの権利擁護の推進を図る。

【子どもの権利条約に関する認知度】平成15年度：14.3%▶平成21年度：40%

「子どもの権利条約」啓発事業 子ども育成部

18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重の促進を目的としている「子どもの権利条約」に関して、各種啓発事業を推進することにより、市民の認識を深め、問題意識の醸成を図る。

【子どもの権利条約に関する認知度】平成15年度：14.3%▶平成21年度：40%

子ども議会 子ども育成部

未来を担う子どもたちに札幌のまちづくりについて考えてもらい、市政への参加と理解を促進する機会とするとともに、子どもが主体となる議会とし、議会を通じて子どもの権利条約の意見表明権などを体现する場として、権利条約について市民への啓発、議論の喚起を促す。

【参加者数】平成15年度：65人▶平成21年度：70人

私たちの児童会館づくり事業 子ども育成部 〈2-4-④再掲〉

屯田北地区に整備予定の児童会館をモデルとして、児童会館のハード・ソフト両面にわたり、子どもが自ら参加し、主体的に関わる仕組みをつくることによって意見の反映を図るとともに、地域活動等に対する関心を育む。また、既存の児童会館の運営等にも順次子ども版運営委員会の導入を図り、子どもたちのための児童会館づくりも目指す。

【子ども版運営委員会実施施設数】平成16年度：1か所▶平成21年度：21か所

2 基本施策

子どもを見守る 地域の連携

札幌市では、次代を担う子どもたちの社会性や主体性などを育むため、学校や町内会をはじめとする関係団体と連携し、各地区に青少年育成委員会を設け、健全育成に向けた各種事業や青少年が健やかに育つ環境づくりに取り組んでいます。

また、心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動により、「青少年を見守る店」の登録を促進し、子どもにとって有害な商品の陳列方法の改善や酒・たばこ等の販売規制を依頼するとともに、学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成・非行化防止を推進するため「中学校区青少年健全育成推進会」を設置してきました。

さらに、子どもに対する虐待が大きな社会問題になっていることから、地域ぐるみで予防・防止等の活動を展開するために、「児童虐待予防地域協力員」制度などを設けてきました。

こうした活動を推進するために、学校や行政などで組織する連絡会議を開催し、情報の共有化に取り組んでいます。しかし、育成者の不足、個人情報の取扱いなどの課題が指摘されており、広汎な連携づくりも求められています。

子どもが地域で健やかに暮らせるまちづくりを実現するためには、子どもを見守るための地域でのネットワークづくりが、ますます重要になっています。そのためにも社会環境の変化に対応した地域活動の実態を把握し、子どもにかかわる情報を適確に収集し、提供できる体制の整備を図るとともに、ボランティア団体や学校、行政、NPOなども含めた関係団体の連携のあり方についても検討を進めます。

個別 事業

青少年育成委員会事業 子ども育成部

地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置（90地区・1,800人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における環境対策事業を推進する。

心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動 子ども育成部

これまでの「非行化防止」から「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、全市的な取組としての「青少年を見守る店」の登録推進運動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を設置し、各地域での啓発活動を展開する。

【「青少年を見守る店」登録店数】平成15年度：6,388店▶平成21年度：7,200店

児童虐待予防・防止連絡会議 児童福祉総合センター

虐待予防・防止に関して活動を行っている関係機関を一堂に集め、情報の共有化、事例検討等を行い連携の強化を図る。

【開催回数】平成15年度：年2回▶平成21年度：年2回

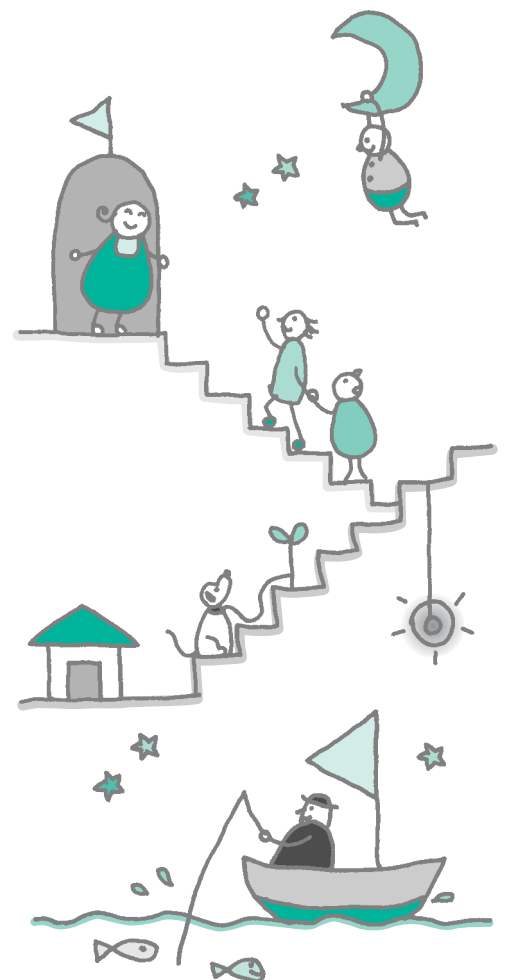
区児童虐待予防・防止ネットワーク事業 健康衛生部

各区保健センターにおいて、児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行う地域ネットワークを構築するために、関係機関代表者による連絡調整会議、事例検討会、研修会等を行う。

児童虐待予防地域協力員養成事業 児童福祉総合センター

児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、民生委員児童委員、主任児童委員、青少年育成委員等に対して、研修会により児童虐待予防地域協力員の養成を行う。

【児童虐待予防地域協力員数】平成15年度：4,384人▶平成21年度：7,000人



3 基本施策

子どもに関する相談・支援体制の充実

札幌市では、虐待、非行、不登校等様々な問題を抱えている子どもや家庭に対して、各種相談機関（区役所、保健センター、少年アシストセンター、児童福祉総合センター、精神保健福祉センター、教育センター等）が、電話、面談などにより相談・支援を行ってきました。

具体的には、当事者への助言、相談内容に応じた専門機関への紹介、子どもたちへの「声かけ」、「対話」を通して「相談」につなげる巡回指導、ひきこもりがちな子どもに対して「メンタルフレンド」として登録した学生の派遣、必要に応じた児童福祉施設への入所等の相談・支援事業などがあります。

しかし、子どもたちや保護者の悩みを少しでも解消するためには、問題行動の早期発見や適切な助言など、一層の支援体制を取る必要があります。

今後は、これらの相談・支援事業をより充実させるために、総合的に相談や支援ができる窓口の整備、相談者のプライバシーを保護するための環境の整備、相談員等の資質の向上、一次的な相談機関や専門的相談機関などがより一層の連携を取りながら相互に情報の収集・提供や協力依頼ができるネットワーク化の構築等を推進します。

主な相談機関の受案件数

名 称	(件)			備 考
	平成12年度	13年度	14年度	
少年アシストセンター	—	973	1,784	平成13年4月開始 (延件数)
児童福祉総合センター	3,869	4,368	4,418	相談種別受案件数
教 育 セ ン タ ー	3,491	3,174	2,230	一般教育、特別支援(障がい児)教育、幼児教育相談

〈資料〉札幌市

個別事業

思春期特定相談事業 保健福祉局保健福祉部

心の問題に悩んでいる青少年（概ね12～20歳）や家族に対して、電話や面接による相談を行うとともに、青少年に携わる専門職に対して、コンサルテーション（指導・助言）や研修会、講演会を企画する。

【相談件数】電話相談 平成14年度：321件

来所相談 平成14年度：114件

子どもアシストセンター相談・指導事業 子ども育成部

思春期の子どもたちの様々な課題に対処するために、電話・面談による相談や街頭における巡回指導などを実施する。

【相談・指導件数】相談 平成15年度：2,363件

指導 平成15年度：3,070件

家庭児童相談員の配置事業 児童福祉総合センター

児童問題の相談窓口として各区役所に家庭児童相談員1人を配置するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら問題解決にあたる。

【配置人数】平成15年度：10人（各区1人）▶平成21年度：10人（各区1人）

子ども電話相談事業 児童福祉総合センター

子ども本人や子育て等に悩む親からの電話相談に対し、適切な助言や他機関の紹介を行う。

【相談件数】平成15年度：1,346件

メンタルフレンド派遣事業 児童福祉総合センター

社会的不適応を示し、家庭に引きこもりがちな子どもを対象に、「メンタルフレンド」として登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通じて子どもの社会性や自主性の伸長を援助する。

【メンタルフレンド登録者数】平成15年度：27人▶平成21年度：30人

児童家庭支援センター運営費補助事業 児童福祉総合センター

児童相談所との連携のもとに、児童虐待の未然防止、非行防止、保護者の子育て不安解消など、複雑多様化する児童問題を扱う地域に密着した24時間対応可能な児童福祉施設に対し、運営費を補助する。

【実施か所数】平成15年度：1か所▶平成21年度：2か所

不登校児等グループ指導事業 児童福祉総合センター

不登校相談の児童を対象に、同年代の児童との交流を通じて、自主性や社会性を身につけることを目的としてグループ指導を行う。

【参加児童数】平成15年度：7人

里親育成事業 児童福祉総合センター

家庭で養育できない事情のある子どもを自宅で養育する里親を募集するとともに、里親への研修等を通じて里親制度の普及啓発を図る。

【登録里親数】平成15年度：109組▶平成21年度：130組

次代を担う心身ともにたくましい人づくり

1 基本施策

多様な体験機会の 拡大(体験を広げる)

今日の子どもたちは、少子化、都市化、情報化など、家庭や地域を取り巻く社会状況の様々な変化とともに、子どもにかかわる人々の意識やライフスタイルの変化などによる多くの影響を受けています。

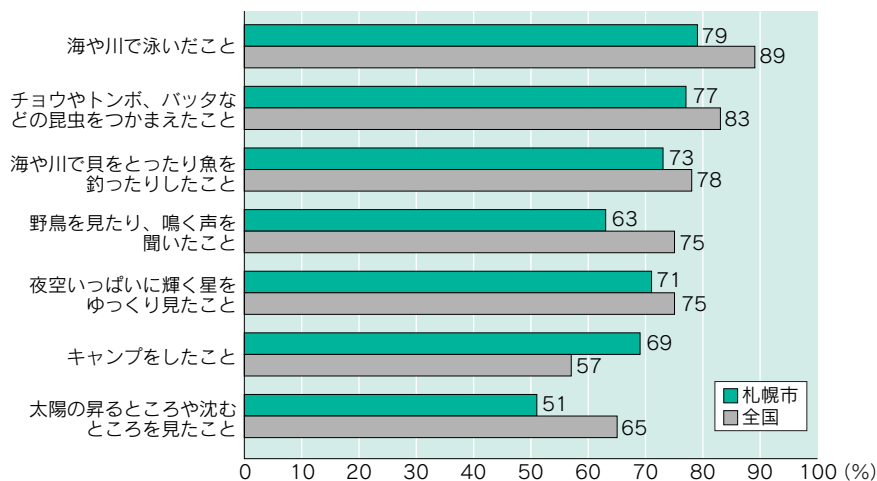
また、子どもたちは、物質的にも恵まれ、周囲の大人たちから以前にも増して大切にされるようになりましたが、その反面、望ましい人間関係をつくり上げていくために必要な直接的な体験の幅の広さや量が不足しているといわれています。

子どもの自然体験の有無について、全国と札幌市を比較すると、札幌市の子どもたちは、自然の中での体験機会が少ない傾向にあります。

一方、家族で過ごす機会や子ども同士が集団で過ごす機会が減少し、人間関係をつくる力が弱くなってきており、社会性の不足や規範意識が希薄になっていることが指摘されています。

子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、多くの人々とのかかわりの中で、自然体験や、芸術・文化体験などの遊びや学習を通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を提供します。

小・中学生の自然体験の有無



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市青少年基本調査」(平成15年)
青少年教育活動研究会「子どもの体験活動等に関するアンケート調査」(平成11年)

個別
事業

博物館体験事業 文化部

化石採取体験学習会、植物観察会、昆虫採集会などを実施する。

【満足度】平成21年度：85%

自然探求サポート事業 文化部

博物館計画推進方針の5大プロジェクトにおける科学奨励制度の一環として、博物館の基本テーマに即した児童の研究活動を支援、奨励する。

【応募者数】平成15年度：20人▶平成21年度：100人

夏休みネイチャークラフトフェスティバル 緑化推進部

夏休み期間中の子どもたちを対象に、木工の専門家の指導による公園管理で生じた資源を利用したクラフト活動を豊平公園で実施する。

【参加者数】平成15年度：700人▶平成21年度：1,000人

札幌市豊平川さけ科学館親子・子供採卵実習 緑化推進部

サケの生態等を学習するために、採卵受精作業や解剖・うろこなどの観察を行う。

【開催回数】平成15年度：年8回▶平成21年度：年8回

一日飼育係(夏及び冬) 円山動物園

公募による市内の小学校4～6年生が獣舎内の清掃やエサ作りなどといった飼育係の仕事を体験する。

【参加者数】平成15年度：夏・88人冬・48人▶平成21年度：夏・88人冬・48人

野外体験事業 生涯学習部

夏休み・冬休みの長期休業日に、子どもたちに林間学校等の野外体験の学習機会を提供する。

【参加者数(累計)】平成15年度：52,600人▶平成21年度：62,800人

博物館講座事業 文化部

博物館活動センター主催の各種講座や講演会を実施する。

【受講者の満足度】平成21年度：85%

ニッセイ名作劇場 文化部

感性豊かな小学校高学年を対象に劇団四季のミュージカルを観劇する体験機会を設ける。

【観劇者数】平成15年度：9,007人▶平成21年度：13,500人

Kitaraファーストコンサート 文化部

市内の小学校6年生を対象に、札幌コンサートホールKitara大ホールで、オーケストラ演奏を鑑賞する機会を設ける。

【鑑賞対象者】平成16年度：小学校6年生▶平成21年度：小学校6年生

ジュニア・ウィークエンドセミナー 生涯学習部

学校週5日制が完全実施されたことに伴い、子どもたちが充実した週末を過ごすことができる機会の提供を目的として、各種体験講座を実施する。

【受講者数】平成15年度：845人▶平成21年度：1,000人

図書館における子ども向け行事 中央図書館

図書館本来の奉仕活動の一環として、文化活動の機会と場の提供を図るため、各種行事を各館独自の計画に基づいて実施する。

特に、子ども向け行事は、映画会、工作会、人形劇など子どもに親しまれる内容とし、図書館に対する興味と関心を喚起することを目的として実施する。

【参加者数】平成15年度：5,831人▶平成21年度：6,800人

地域ふれあい体験事業 子ども育成部

地域の人々が習得している昔遊びや工芸、染め物などの伝承文化、体験談や暮らしの知恵など豊かな経験を広く子どもたちに継承し、多様な価値観を身に付けながら主体的に行動できる青少年の育成を図る。【参加者数】平成15年度：1,560人▶平成21年度：1,560人

親子夜の動物ウォッチング 円山動物園

夏休み期間中の2日間、公募による市内の小中学生とその親あわせて240人（一日あたり120人）が、飼育係の案内により普段見ることのできない動物の夜の生態についての学習の場として実施する。【参加者数】平成15年度：240人

下水道科学館フェスタ 下水道局総務部

下水道科学館において、小学生以下の子どもを主な対象とした下水道に関するイベントを実施し、楽しみながら下水道への理解を深める。

【事業実施回数】平成15年度：年1回▶平成21年度：年1回

夏休み親子水道施設見学会 水道局総務部

夏休み期間中に、小学3～6年生の児童及びその保護者を対象として、ダム、浄水場などの水道施設の見学を体験型の学習として実施し、水資源の有限性、水の貴重さ、水資源開発の重要性等を認識するとともに、水道事業への理解を深める。

【参加者数】平成15年度：184人▶平成21年度：240人

親子ものづくり教室 産業振興部

技能労働の現場における人材確保・育成、熟練技能の継承を目的として、小学校等を会場に、技能の大切さ、素晴らしさの啓蒙・普及につながる講座を実施する。

【実施回数・参加者数】平成15年度：3回・90人▶平成21年度：4回・120人

さっぽろ少年6団交流事業友遊KiD'Sランド 子ども育成部

市内で活動する少年6団体（子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団、鉄道少年団、海洋少年団）の相互交流や加入促進を目的に、一般の子どもたちにも広く参加を呼びかけ、団体の日頃の活動の発表や各種体験コーナーなどを実施する。

【来場者数】平成15年度：3,800人▶平成21年度：4,500人

国際親善ジュニアスポーツ姉妹都市交流 スポーツ部

各姉妹都市の提携記念年に市内中学生で編成した選手団を派遣する。また、提携記念年に該当しない年には全ての姉妹都市を札幌に招請し、姉妹都市間の親善を図る。なお、ノボシビルスク市への派遣については、提携記念年を2年繰り上げて実施する。

【実施回数】平成15年度：年1回▶平成21年度：年1回

札幌カップ国際アイスホッケー競技大会 スポーツ部

青少年の健全育成と国際交流などを目的として、札幌市の提唱により、北方都市会議参加都市、姉妹都市に参加を呼びかけ、1989年8月に第1回大会を札幌市において開催し、以後、隔年で開催している。

国際ユースネット21補助事業 子ども育成部

世界各国の青少年を招き、ホームステイ、社会見学や文化交流などの様々なプログラムを行うことにより、道内の青少年との交流を図る。

【参加者数】平成15年度：0人▶平成21年度：40人

環境プラザにおける環境学習の機会の提供 環境計画部

環境教育の拠点施設である環境プラザから、環境学習の機会等を提供する。
環境プラザを通じて、環境問題を正しく理解し、かつ行動を喚起することにより、環境に配慮した行動が普及・定着することを目標とする。

司法教育の推進 生涯学習部

司法制度への関心を高め、司法教育を充実させるため、学校教育等における司法に関する学習機会の提供を図る。

ファイターズ屋内練習場市民開放事業 スポーツ部

北海道日本ハムファイターズの屋内練習場の少年野球を中心とした市民開放を促進するため、施設を借上げて運営・管理を行うNPO法人に対して補助を行う。

芸術体験キッズプロジェクト事業 文化部

舞台芸術の普及振興と子どもたちの創造性を高めるため、教育文化会館において専門家によるアート講座・ワークショップを開催し、大人とともに舞台芸術を学び、その成果を発表したり、芸術の森の美術館、クラフト工房等の各施設の特性を活かして、子どもたちが美術、工芸、音楽などのさまざまな芸術を楽しみながら体感する事業を行う。

「教えて！ファイヤーマン」事業 予防部

小学4年生の児童を対象として、第一線で働いている消防職員が小学校の教壇に立ち、消防に関する知識を教えるほか、煙からの避難や119番通報、消防隊が現場で使用する資機材に触れてもらう等の体験を通じて、消防の仕事に対する興味・関心を高め、その役割を理解してもらうことを目的とする。

区における各種体験事業 各区市民部

各区役所において、自然とふれあうイベントやドッジボール大会、雪合戦、カルタ大会などの各種文化・スポーツ事業などを開催し、多様な体験を得る機会を提供する。

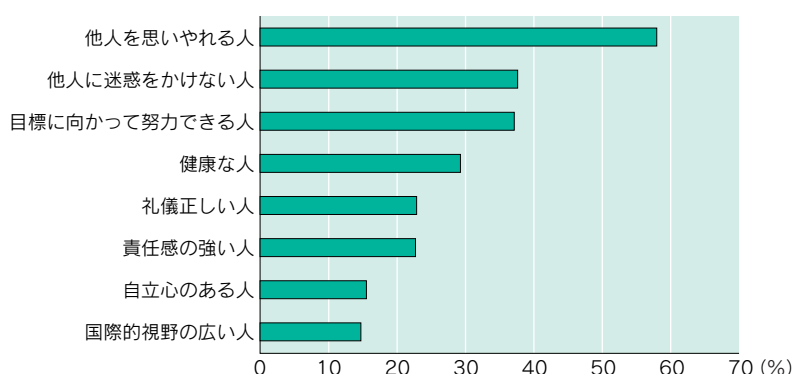
2 基本施策

自立を促す企画・ 参画型事業の充実 (挑戦する)

少子化によって子どもたちが大切にされる反面、家庭では、子どもの行動を抑制することで、知らず知らずのうちに成長の芽を摘み取ってしまう「過干渉」や「過保護」が見られ、子どもが「自らが考え、行動する」機会に欠ける状況に置かれています。

平成15年度の世論調査によると、「今の子どもたちが将来どんな大人になることを望むか」という問いに対しての札幌市民の回答は「他人を思いやれる人」、「目標に向かって努力できる人」が多くなっています。

今の子どもたちが将来どんな大人になることを望むか（上位8項目）



〈資料〉札幌市広報部「札幌市市政世論調査」（平成15年）

そこで、「多様な体験機会の拡大」につながる施策をさらに進めるとともに、それらを単なる体験にとどめず、自分の意思と責任で新たな挑戦へのステップとすることが大切です。また、このような体験の積み重ねを通じて、自己の達成感や、充実感、周りとの連帯感を感じることが必要であることから、子どもたちが主体的に自ら考え、参加し、行動できるような条件整備と、積極的な支援が求められています。

さらに、子どもたちが、それぞれの経験や能力を発揮しながら、自主的に新たな課題を発見し、その克服に向けて取り組むことが大切です。

そのために、子どもたちが自分自身への信頼感を高め、自信と意欲を抱けるような事業や自らの力で挑戦し、様々な体験を広げるボランティア活動などの企画・参画型事業の施策を展開します。

個別 事業

ボランティア体験事業 保健福祉局総務部

ボランティア活動の振興を図るため、札幌市社会福祉協議会が実施するボランティア体験事業に対して、補助を行う。

【参加者数】平成15年度：523人

さっぽろ夢大陸「大志塾(仮称)」事業 子ども育成部

サッポロさとらんど内の未整備地を会場に、子どもたちの自主性や創造性などを育むため、子どもたち自らが希望する活動内容の立案や準備を行い、グループで協力しながら継続的に取り組む参加型の体験活動事業を展開する。

【対象者数】平成15年度：48人▶平成21年度：200人

子ども議会 子ども育成部 (3-1再掲)

未来を担う子どもたちに札幌のまちづくりについて考えてもらい、市政への参加と理解を促進する機会とするとともに、子どもが主体となる議会とし、議会を通じて子どもの権利条約の意見表明権などを体现する場として、権利条約について市民への啓発、議論の喚起を促す。

【参加者数】平成15年度：65人▶平成21年度：70人

札幌市少年リーダー養成研修 子ども育成部

青少年の健全育成を推進するうえで、地域において大きな役割を果たす子ども会活動を円滑に進めるため、子ども会活動の中心役としてふさわしい知識と技能を持った少年リーダーを育成する。

【研修受講者数】平成15年度：1,318人▶平成21年度：1,500人

少年国際交流事業 子ども育成部

子どもたちの自主性を育み国際的視野を広げるため、ノボシビルスク市（ロシア）及びシンガポール共和国との相互交流事業において、参加者が意見や課題を持って取り組むプログラムを実施する。

【参加者数】平成14年度：64人▶平成21年度：80人

サタデー・テーリング 事業管理部

子どもたちが自主的に「ふるさと札幌」を学習して歩く手助けとなるとともに、公共交通機関の利便さや快適さを学んでもらい、併せて交通マナーを身につけてもらうことを目的に、小学校4～6年生を主な対象とした市内34か所のポイントを回るスタンプラリーを実施する。

3 基本施策

思春期の心と 身体健康づくり

※心身症：日本心身医学会では、「身体疾患のうち、その発症と経過に心理社会的因子が密接に関与し、器質的ないし機能的障害の認められる病態を呈するもの。ただし、神経症、うつ病などの精神障害に伴う身体症状は除外される。」としている。

思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。

近年、思春期における性行動が活発化していることを背景に、望まぬ妊娠・人工妊娠中絶や性感染症が増加しており、また、薬物乱用、喫煙・飲酒、さらに、家庭における食に関する教育力の低下により、朝食の欠食など不規則な食習慣や過剰なダイエットなど、子どもの食生活に関する問題も指摘されています。

あわせて、心身症※、不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化してきています。

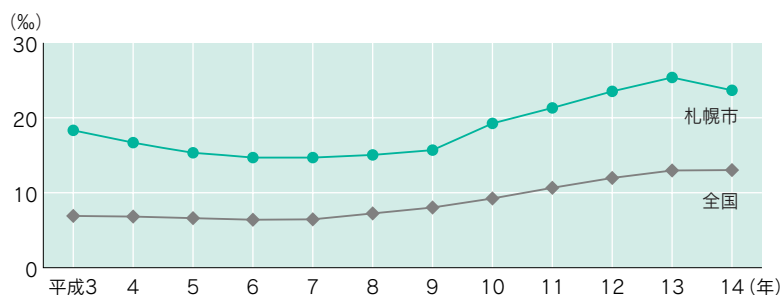
これらの問題は、生活習慣病の発症など本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響も心配されています。

札幌市では、これら思春期の子どもを蝕んでいる様々な健康問題に対して、子どもや保護者に対する相談・指導事業などを行うとともに、学校にスクールカウンセラーを配置して児童・生徒が抱えるストレスの解消やいじめ、不登校などの未然防止や改善に努めています。

学校教育においては、教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間で、健康な身体づくりについての学習を行い、児童・生徒が自らの健康問題を主体的に解決することができる取り組みを進めています。また、思春期の心と身体の発達や食に関する正しい理解を深めるための健康教育を母子保健や関係機関との連携により実施するとともに、家庭における教育力の向上を目指して、保護者に対する学習の機会を提供しています。

今後とも、思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康相談などの充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育の関係者の連携を一層強化し、家庭・学校・地域における支援システムを整備することが重要です。

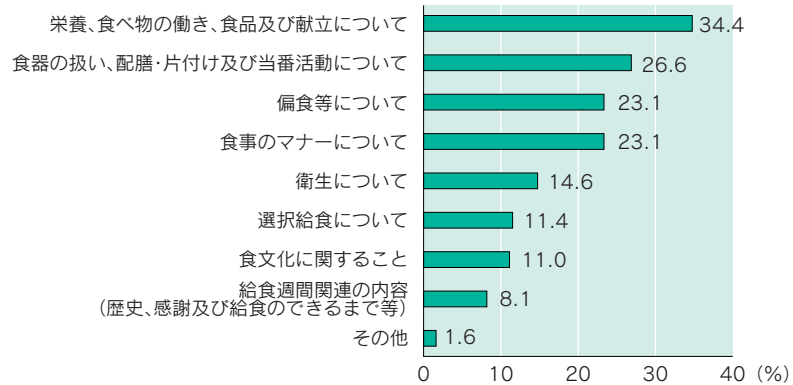
10代の人工妊娠中絶率¹⁾



注：1) 15～20歳未満の女子人口千対の率

〈資料〉札幌市保健所「札幌市衛生年報」
厚生労働省「母体保護統計」

給食時間指導内容（複数回答）



〈資料〉札幌市教育委員会「食に関する指導」実践報告（平成14年）

個別事業

思春期ヘルスケア事業 健康衛生部

小・中・高校生を対象として、自らの健康問題を主体的に解決する能力を育てるとともに、健全な父性・母性の育成を図るために、保健センターの専門職が学校に出向き「性等に関する健康教育」を行うほか、保健センターにおいて乳幼児とふれあう「体験学習」を行う。

【ふれあい体験学習事業の実施校】平成13年度：1校▶平成24年度：増やす

【未成年者の喫煙率（15～19歳）】平成12年度：15.8%▶平成24年度：なくす

【未成年者の飲酒率（15～19歳）】平成12年度：38.9%▶平成24年度：なくす

【10代の人工妊娠中絶率（人口千対）】平成12年度：24.0▶平成24年度：なくす

【避妊法を正確に知っている人（16～19歳）】平成12年度：28.0%▶平成24年度：100%

【正しい性感染症の知識を持つ人（16～19歳）】平成12年度：4.6%▶平成24年度：100%

【薬物への正しい知識を持つ人（16～19歳）】平成12年度：22.3%▶平成24年度：100%

子どもアシストセンター相談・指導事業 子ども育成部 〈3-3再掲〉

思春期の子どもたちの様々な課題に対処するために、電話・面談による相談や街頭における巡回指導などを実施する。

【相談・指導件数】相談 平成15年度：2,363件

指導 平成15年度：3,070件

若者の性に関する知識の普及啓発 健康衛生部

望まぬ妊娠や性感染症の予防を一層推進するため、産婦人科等の関係機関との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患患者に対する予防知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を充実する。

【10代の人工妊娠中絶率（人口千対）】平成12年度：24.0▶平成24年度：なくす

【避妊法を正確に知っている人（16～19歳）】平成12年度：28.0%▶平成24年度：100%

【正しい性感染症の知識を持つ人（16～19歳）】平成12年度：4.6%▶平成24年度：100%

思春期特定相談事業 保健福祉局保健福祉部 〈3-3再掲〉

心の問題に悩んでいる青少年（概ね12～20歳）や家族に対して、電話や面接による相談を行うとともに、青少年に携わる専門職に対して、コンサルテーション（指導・助言）や研修会、講演会を企画する。

【相談件数】 電話相談 平成14年度：321件

来所相談 平成14年度：114件

思春期精神保健ネットワーク会議 保健福祉局保健福祉部

思春期（概ね12～20歳）の精神保健に携わる保健福祉・医療・教育・司法の各関係機関が、相互に情報交換を行うとともに、複雑困難ケースについて検討を行うなど、思春期精神保健対策の円滑な推進を図ることを目的として開催する。

家庭教育学級事業 生涯学習部

家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育の知識・子どもの心理の理解・親の役割などについて、相互に計画的・継続的に学習する場として開設する。

【開設学級数】 平成15年度：180学級▶平成21年度：210学級

楽しさとゆとりのある給食推進事業 教育委員会総務部

近年の生活環境の変化や食環境の変化など将来的かつ今日的な課題を踏まえ、学校給食のより一層の充実のために、食事環境の整備、献立内容の充実、家庭との情報交換による連携強化の推進などを主な内容として実施する。

【食事環境整備校数】 平成15年度：246校▶平成17年度：305校

【ランチルーム用備品整備状況】 平成15年度：80%▶平成17年度：100%

4 基本施策

子どもの活動を支援する
環境の整備

子ども期は、人格の基礎を形成する時期であるとともに、今後の人生を左右すべき大切な時期でもあることから、子どもの生活の場・成長の場である家庭、学校、地域社会などにおいて、周囲の大人が支え、支援することが必要です。

平成15年度の世論調査によると、「近所の子どもとの関わり」について、約4割の市民は関わりがないと回答しています。さらに、関わりがない人の8割は、18歳未満の子どもがいないことから、自分の子どもを介する以外に、近所や地域の子どもと関わることは少ないことがうかがえます。

このため、子どもの育成にかかわる家庭・学校・地域の連携・協力を一層推進するとともに、それぞれが本来持っている役割について再点検し、その育成機能を向上させていきます。また、子どもの遊び場や居場所づくりの検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動しやすい環境整備を進めます。

個別
事業

家庭教育学級事業 生涯学習部 〈4-3再掲〉

家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育の知識・子どもの心理の理解・親の役割などについて、相互に計画的・継続的に学習する場として開設する。

【開設学級数】平成15年度：180学級▶平成21年度：210学級

学校開放地域活動モデル事業 生涯学習部

子どもを豊かに育ていくための地域教育力の向上を図り、学校と地域との連携を図ることを目的として、自然体験学習や社会体験活動、世代間交流など子ども向けのプログラムを企画・実施するほか、地域人材の情報収集と活用、学校施設利用のあり方の検討などを行う。

【実施校数】平成15年度：25校▶平成21年度：55校

学校図書館地域開放事業 生涯学習部

学校の図書室を地域における身近な文化施設として開放し、子どもや地域住民の読書活動を盛んにするとともに、読書を通じて子どもと大人、大人相互の交流の場を広げ、地域の教育力向上と子どもの健全育成を図る。

【開設校数】平成15年度：78校▶平成21年度：96校

福祉読本の発行 保健福祉局保健福祉部

小学校高学年を対象とした福祉読本を発行し福祉の啓発を図るとともに、障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解促進を図る。

地域ふれあい体験事業 子ども育成部 〈4-1再掲〉

地域の人々が習得している昔遊びや工芸、染め物などの伝承文化、体験談や暮らしの知恵など豊かな経験を広く子どもたちに継承し、多様な価値観を身に付けながら主体的に行動できる青少年の育成を図る。

【参加者数】平成15年度：1,560人▶平成21年度：1,560人

少年団体活動補助事業 子ども育成部

市内で活動する少年団体（子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団）の活動に対して、一部補助を行う。

【団体加入者数】平成15年度：45,331人▶平成21年度：46,000人

児童会館・ミニ児童会館整備事業 子ども育成部 〈2-4-④再掲〉

放課後児童の健全育成のために、児童会館と小学校施設内に児童会館機能を備えたミニ児童会館を整備する。

【整備済施設数】平成16年度：125館▶平成21年度：145館

児童会館・ミニ児童会館事業 子ども育成部 〈2-4-④再掲〉

児童の文化的素養を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動（一輪車、卓球、工作など）、野外活動（キャンプ、ハイキングなど）、自主活動（自由遊び、各種ゲームなど）を行う。

【利用児童数】平成15年度：2,205,729人▶平成21年度：2,206,000人

子どもに関する広報・啓発事業 子ども育成部

子どもに関する育成事業や相談窓口、非行の未然防止等に関する必要な情報を広報誌等により発信することにより、非行防止に関する啓発活動を実施する。

子どもに関する市民学習事業 子ども育成部

子どもの保護者、地域などで育成に関わる人などに、子どもの育成に必要な知識や情報などを提供するため、アシスト講座、アシスト出前講座及び少年問題を考える研修会を実施する。

【参加者数】平成15年度：3,100人▶平成21年度：4,000人

青少年指導者育成事業 生涯学習部

子どもたちの野外活動の指導やさまざまな実践活動を支援するボランティア人材を育成する。

【登録者数（累計）】平成15年度：1,600人▶平成21年度：2,260人

青少年育成委員会事業 子ども育成部 〈3-2再掲〉

地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における環境対策事業を推進する。

体育指導委員事業 スポーツ部

体育指導委員が各地域のスポーツ団体等と連携を保ちながら、市民の健康・体力づくりのために事業の企画・運営及び指導を行うとともに、市及び各区の体育事業へ参加・協力する。

PTA活動の支援事業 生涯学習部

青少年の健全育成や、学校、家庭、地域の連携を推進するPTAの指導者養成や諸事業についての支援を行う。

【セミナー参加者数】平成15年度：873人▶平成21年度：1,050人

子ども向け図書資料の充実 中央図書館

図書館（室）は、子どもたちにとっても地域の身近な情報拠点として、図書資料を通して社会・文化・知識・市民生活等への関心や教養を深め、また、必要とする情報を提供する施設であることから、必要な図書資料の充実を図る。

【蔵書冊数】平成15年度：515,842冊▶平成21年度：540,000冊

市民スキー山及びスケート場設置運営補助事業 緑化推進部

小・中学生の健全育成を図るため、町内会等が冬期間のレクリエーションの場として設置するスキー山、スケート場の造成・運営に要する経費の一部を助成する。

青少年科学館管理運営事業 生涯学習部

日進月歩の科学技術と未来社会に対応するため、青少年の科学に対する関心を高めるとともに、科学する心を培い、創造性豊かな青少年の育成を目的として各種事業を実施する。

【観覧者数】平成15年度：362,066人▶平成21年度：388,000人

野外教育施設管理運営事業 生涯学習部

札幌市の恵まれた自然を生かした自然体験活動施設である、国営滝野すずらん丘陵公園内の青少年山の家と支笏洞爺国立公園内の定山溪自然の村において、青少年の野外活動に関する様々な事業を実施する。

【利用者数】平成15年度：41,872人▶平成21年度：75,000人

青少年科学館管理運営事業 生涯学習部

青少年の健全な育成などを目的として青少年センターや勤労青少年ホーム（5館）において、各種講座やサークル活動の支援・指導、相談業務、青少年のグループ活動の場の提供などを行う。

【利用件数】平成15年度：16,754件▶平成21年度：18,000件

（仮称）札幌市子どもの読書活動推進計画策定 中央図書館

すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的な読書活動ができる環境整備を推進するため、平成17年度を目途に「子どもの読書活動の推進に関する法律」の目的・基本理念に沿った総合的な計画を策定する。

5 基本施策

魅力ある 学校教育の推進

平成15年度の市内小中学校の児童・生徒数は、約14万6千人となっており、ピーク時である昭和60年代と比較すると、約5万人も減少しています。

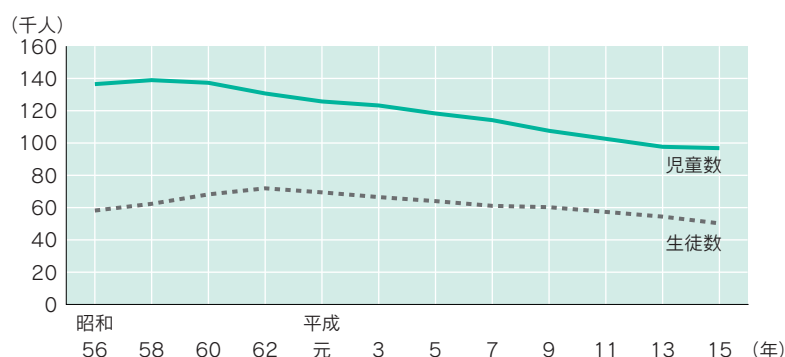
少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少や子どもへの過干渉・過保護といった負の側面をもたらす一方、一人ひとりの子どもが充実した教育を受ける機会の増加をもたらしています。

また、近年の経済情勢の変化は、就職率や終身雇用にも大きな影響を与えており、子どもが将来に夢や希望を持ちにくくなるなど、学習意欲の低下が指摘されており、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化しています。

このような状況の中で、時代の変化に対応できるたくましい子どもを育むため、学校週5日制や新学習指導要領が実施され、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成することが学校教育の重要な課題となっています。

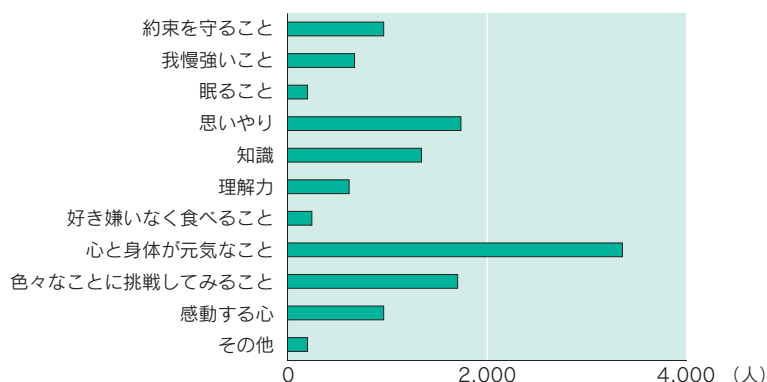
学校では、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で発揮できるよう質の高い、魅力にあふれた教育を推進します。また、家庭や地域との連携を図りながら、社会全体で子どもを育てるための教育環境を整え、子どもたちの「生きる力」を育んでいきます。

札幌市の児童数・生徒数の推移



〈資料〉札幌市教育委員会「児童生徒数及び学級数の推移」(平成15年)

子どもにとって「生きる力」として大切だと思うこと (3つまで)



〈資料〉札幌市PTA協議会「学校5日制に関するアンケート」(平成14年)

個別事業

※預かり保育：保護者の要請等により、幼稚園において通常のエデュケーション時間終了後に希望者を対象として行うエデュケーション活動。

（仮称）札幌市幼児教育振興計画策定 教育委員会総務部

少子化、都市化、核家族化など幼児や家庭を取りまく社会環境の変化に対応するため、幼稚園における①幼児教育機能の充実②預かり保育※等保育機能の充実③教育相談等子育て支援の強化④保育所や小学校等との連携などに関する新たな教育計画を平成17年度を目途に策定する。

札幌市教育推進計画策定事業 教育委員会総務部

一人ひとりの個性や特性を伸ばし、21世紀を担う、新しい時代を創造する子どもたちを育むために、主に義務教育を対象にした中長期的な推進計画と、その実行プログラムを策定する。

学校適正配置事業 教育委員会総務部

少子化が進み児童生徒数が減少していく中で、良好な教育環境を確保するため、市内小・中学校の学校適正配置計画を平成17年度を目途に策定する。

楽しさとゆとりのある給食推進事業 教育委員会総務部 〈4-3再掲〉

近年の生活環境の変化や食環境の変化など将来的かつ今日的な課題を踏まえ、学校給食のより一層の充実のために、食事環境の整備、献立内容の充実、家庭との情報交換による連携強化の推進などを主な内容として実施する。

【食事環境整備校数】平成15年度：246校▶平成17年度：305校

【ランチルーム用備品整備状況】平成15年度：80%▶平成17年度：100%

学校施設整備事業 教育委員会総務部

児童生徒が学習する場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもある学校の環境を改善・充実するため、施設の新増改築や大規模改造等を計画的に進めていく。

魅力ある高校づくり 学校教育部

平成15年2月に策定した札幌市立高等学校教育改革推進計画に基づき、生徒の多様化や社会の変化に対応し、主体的で意欲的な学習を促すため、各学校の特色づくりを進めるとともに、単位制や午前、午後、夜間の三部制を取り入れた新しいタイプの定時制高校を設置する。

特別支援教育基本計画に基づく学びの支援プランの推進 学校教育部 〈2-5-②再掲〉

乳幼児期から社会人への移行期までの継続的な相談・支援が行えるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図り、「学びの手帳」を発行するなど、学びを支援するための総合的な取組みを「学びの支援プラン」として推進する。

特別支援教育基本計画に基づく地域学習の推進 学校教育部 〈2-5-②再掲〉

盲・聾・養護学校等に在籍する児童生徒が、自分の暮らす地域での学習活動等を通じて地域の子どもたちとふれあうことを目的とした「地域学習校」の取組みを行うとともに、「地域学習モデル事業」を実施し、「地域学習校」を中心とした支援のあり方について調査・研究を行い、その充実を図る。【取組み学校数】平成15年度：151校

養護学校看護師配置モデル事業 学校教育部 〈2-5-②再掲〉

養護学校における医療的ケア体制の今後のあり方を検討・実証するためのモデル事業を行う。

特殊学級の整備推進 学校教育部 〈2-5-②再掲〉

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに応じた指導を行う特殊学級の整備を推進する。

【設置学校数の割合】平成16年度：33%▶平成18年度：40%

学生ボランティア事業 学校教育部

学校の教育活動を支援する学校外からの参加・協力の一方策として、大学において募集する学生を各学校へ派遣し、子ども一人ひとりの個に応じた教育活動を支援する。

不登校対策事業 学校教育部

学校における不登校の予防や取組み、関係機関との連携などを支援するとともに、相談体制の充実を図り、学校復帰に向けた取組みを行う。

【市立中学校・高校スクールカウンセラー配置】平成16年度：57校▶平成17年度：106校（全校）

学校研究モデル事業 学校教育部

これまでの学校研究委託事業の質の向上と内容の深化拡充を目指し、本市の学校教育の充実・向上に資する目的で、学校・園に、「札幌市学校教育の重点」等にかかわる学校教育推進上の諸課題についての実践的研究を委託する。

国際理解教育促進事業 学校教育部

市立中学校、高等学校における英語教育において、生徒のコミュニケーション能力の育成及び教職員研修の一助として外国語教育の改善に資する目的で、「語学指導等を行う外国語青年招致事業（JETプログラム）」により、外国語指導助手を招致している。今後は、JETプログラム以外の採用を視野に入れながら、外国語指導助手の一層の増員を図る。

地域に開かれた学校づくりの推進 学校教育部

総合的な学習の時間等において、地域の人材を積極的に活用した教育活動を支援するとともに、開かれた学校の創造に関する実践的な研究を行う。

学校評議員制度（類似制度を含む）の活用 学校教育部

学校が保護者や地域住民の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の情報等を提供するなど、開かれた学校づくりを進めるため、地域住民や保護者等の中から学校評議員を委嘱する。

【実施校の割合】平成15年度：30.2%▶平成18年度：100%

少人数指導や習熟度別学習の実施 学校教育部

各学校において「生きる力」を育むために、これまで以上に個に応じたきめ細かな指導の充実を図ることが必要であり、そのための授業改善の方策の一つとして、少人数指導や習熟度別学習を実施する。

【実施校の割合】平成15年度：93.8%

幼児教育相談 学校教育部

来所及び電話により、就学前の幼児の「発達上の問題」、「幼稚園等における適応上の問題」、「保護者の子育ての悩み」などに関する教育相談を行う。

【来所相談件数】平成15年度：220件

教育相談 学校教育部

来所及び電話により、不登校や特別支援教育に関わる教育相談に応じる。

【来所相談件数】平成15年度：2,000件

公開講演会 学校教育部

一般市民や教職員を対象に、子育て支援、特別支援教育、不登校等への支援、その他教育に関する今日的テーマに添って公開講演会を開催する。

【参加者数（年5回）】平成15年度：927人▶平成21年度：1,300人

総合的な学習の時間の支援 中央図書館

小・中・高等学校の「総合的な学習の時間」において、図書館が持つ調査・研究のための図書資料や情報を提供し、学習目的の達成を図るための支援を行う。

【受入人数】平成15年度：3,523人▶平成21年度：5,500人

太陽光発電設置事業 環境計画部

学校教育と連動した環境教育を推進するため、小学校等の市施設へ太陽光発電を設置するとともに、教育施設等への自然エネルギーの有効利用を進める。

【太陽光発電設置数】平成15年度：4施設▶平成16年度：5施設

学校ビオトープ*づくり事業 環境計画部

学校教育と連動した環境教育を推進するため、生きた環境教育の教材として市内小学校に「学校ビオトープ」を整備する。

【ビオトープ設置学校数】平成15年度：7校▶平成16年度：13校

社会福祉協力校指定事業 保健福祉局総務部

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、札幌市社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校事業に対する補助を行う。

【指定数（累計）】平成15年度：305校

国際交流員の派遣 国際部

小・中・高等学校における総合的な学習の時間において、札幌国際プラザへの視察受入や国際交流員の派遣を実施することにより、国際理解及び国際交流の推進を図る。

【受入・派遣回数】 受入 平成14年度：21回▶平成21年度：50回

派遣 平成14年度：32回▶平成21年度：100回

「教えて！ファイヤーマン」事業 予防部 〈4-1再掲〉

小学4年生の児童を対象として、第一線で働いている消防職員が小学校の教壇に立ち、消防に関する知識を教えるほか、煙からの避難や119番通報、消防隊が現場で使用する資機材に触れてもらう等の体験を通じて、消防の仕事に対する興味・関心を高め、その役割を理解してもらうことを目的とする。

※ビオトープ：動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間。公園の造成・河川の整備の計画などに取り入れられている。

子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

1 基本施策

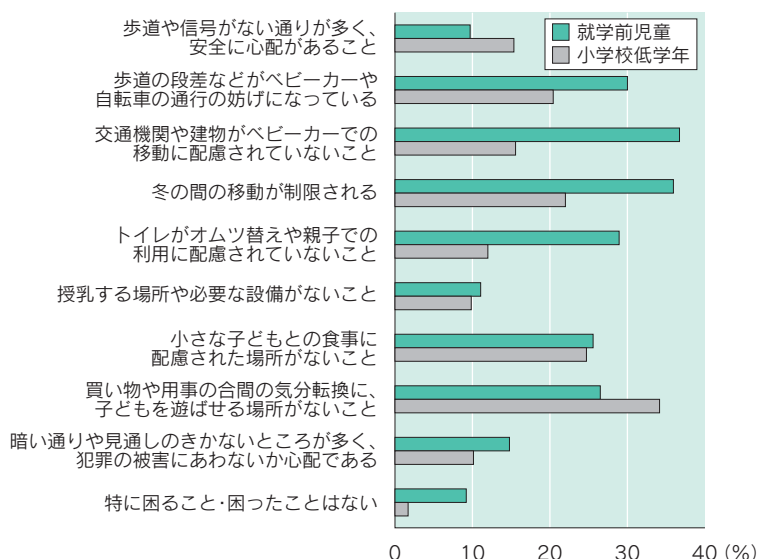
快適な生活空間の整備

※札幌市福祉のまちづくり条例：すべての市民が安心して快適に暮らせる人にやさしいまちづくりのための、市、事業者、市民それぞれの役割を定めるとともに、市の基本的施策や公共施設の整備について定めた条例。平成10年制定。

安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

札幌市では、すべての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを総合的に推進し、すべての人にやさしいまちを目指した「札幌市福祉のまちづくり条例※」を制定し、これまでも物理的な障壁などの解消に取り組んできました。

外出の際に困ること



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成15年）

しかしながら、子育て中の保護者が外出する際に困ることとして、「歩道の段差」や「交通機関・建物」、「トイレ」など、特に移動に伴って必要な施設・設備面での配慮がなされていないと感じています。

さらに、子育て中の多くの保護者が、「雨の日に遊ぶことができる場所がない」と感じており、また、積雪・寒冷など自然環境の厳しい札幌市においては、「冬の間、外で遊べる場所がない」と感じています。

今後とも、子どもを安心して育てられ、ゆとりのある快適な生活を送れるよう、公共的施設を中心に子育て家庭に配慮したまちづくりを進めていきます。

また、日常生活の中心となる住宅については、これまでの量的拡大から質的向上への目標の転換を踏まえ、子育て家庭が、それぞれのライフスタイルや家族構成などに応じた多様な住宅の選択を可能にするための支援を推進します。

個別事業

公的住宅の供給 市街地整備部

市営住宅の募集時において、母子（父子）・多子・大家族等の世帯に対しては、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を設けており、今後、さらにその拡大について検討を進める。

【市営住宅当選確率】平成15年度：2倍（一般世帯比）▶平成21年度：拡大方向で検討

福祉のまちづくり環境整備事業 保健福祉局保健福祉部

札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、妊産婦の方や高齢の方及び障がいのある方等の社会参加を促進し、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、地下鉄駅にエレベーター等を設置する。

【整備済の地下鉄駅数】平成15年度：37駅▶平成21年度：46駅（片側ホームのみの設置駅は含まない）

個性あふれる公園整備事業 緑化推進部

開設後概ね20年以上経過した街区公園や近隣公園を、周辺環境の変化や利用実態、市民ニーズ等を踏まえ、地域に親しまれる公園に再整備している。平成15年度子ども議会から子どもの声を反映してほしい旨の提案があり、今後も計画段階から積極的に、子どもを含めた幅広い市民参加による公園づくりを実施する。

公園・緑地等の整備 緑化推進部

環境保全・防災、景観形成、レクリエーションといった緑がもつ様々な機能を十分発揮させるために、身近な緑を増やし、均衡のとれた街並み形成を図るとともに、今ある緑を保全・育成する。

【市民一人当たり公園緑地面積】平成10年度：21.6㎡▶平成32年度：約40㎡

市民運動広場整備事業 スポーツ部

子どもや家族を主体としたスポーツ活動の環境づくりを目指し、北区新琴似に多目的・平面系の市民運動広場を整備するための検討を行う。

冬の公園利用の活性化事業 緑化推進部

地域住民が主体となった冬の公園利用のきっかけづくりや冬季屋外活動の指導員養成などにより、冬の公園利用活性化を図る。

【公園における冬季イベント開催件数】平成14年度：304件▶平成18年度：350件

2 基本施策

子どもの安心・安全の確保

札幌市内における小学生以下の歩行者・自転車事故の発生状況は、概ね横ばいで推移しているものの、自転車による死亡事故は増加傾向にあります。

子どもの安全を守るには、これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育に力を入れるとともに、家庭における交通安全教育のアドバイスを行うなど、交通安全意識の高揚及びマナーの向上を図る必要があります。

札幌市では、これらの活動を行っている札幌市交通安全運動推進委員会に補助を行うことにより、子どもの交通事故防止に向けた取組みを推進します。

さらに、平成12年4月1日から義務付けられたチャイルドシートの着用を徹底するため、啓発資料の配布や交通安全イベント等における正しい装着方法の指導などの取組みを推進します。

小学生以下の歩行者・自転車事故の発生状況

(人)

	総数	歩行者事故		自転車事故	
		死者数	傷者数	死者数	傷者数
平成11年	278	0	153	1	124
12年	323	3	169	0	151
13年	320	2	156	0	162
14年	339	1	163	2	173
15年	315	1	164	3	147

〈資料〉札幌市地域振興部

近年、幼児・児童・生徒が「不審者から声をかけられた」、「痴漢行為の被害にあった」、「殴られた」、「刃物を持った不審者を目撃した」などの事例が発生しています。

各学校においては、学校の安全についての実態把握や安全に配慮した学校施設の整備を進めるとともに、PTA、地域、警察等との連携や協力による防犯教室を開催するなどの安全指導の充実に努めており、さらに具体的防犯マニュアルの作成に取り組めます。

また、「子ども110番の家」など、子どもを守る地域の取組みも広がってきていることから、今後とも学校、地域、関係機関のより一層の連携により、地域ぐるみで地域や学校における子どもの安全を守るためのより具体的な取組みを進めます。

個別事業

スクールゾーン実行委員会の設置 地域振興部

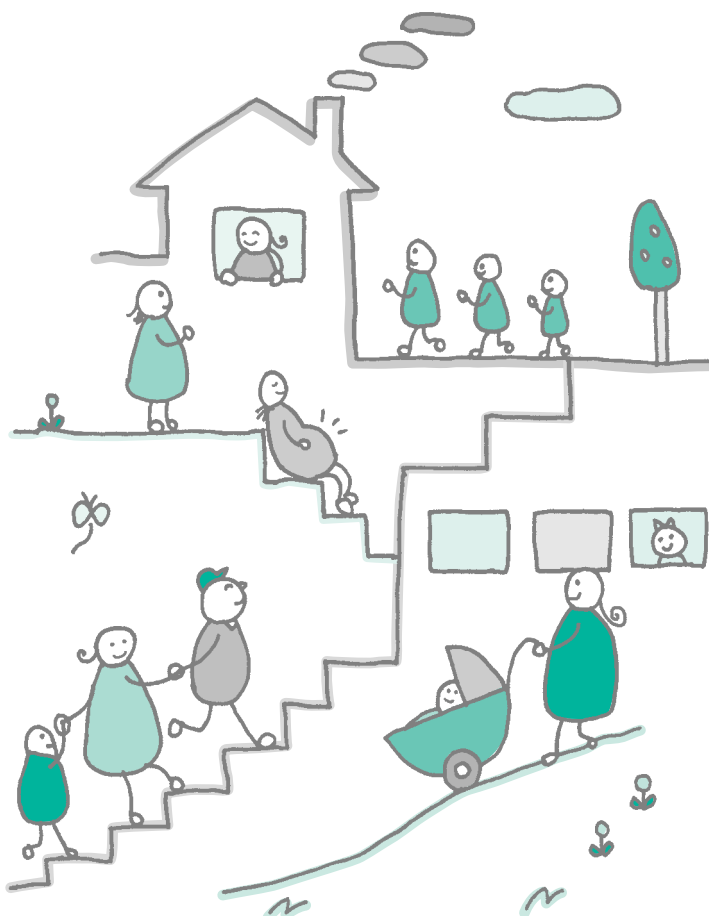
子どもの交通安全を図る目的から、小学校から半径概ね500mの範囲をスクールゾーンとして設定するとともに、行政・地域・学校・運転者が協力して「スクールゾーン実行委員会」を組織し、登下校時の通学指導を実施する。

札幌市交通安全運動推進委員会の活動支援 地域振興部

交通安全教育の充実、交通道德の普及、交通安全運動の展開等により、交通安全への取組みを推進し、子どもの安全確保に努める。

学校安全教育等の推進 教育委員会総務部・学校教育部

学校施設や周辺の点検、幼稚園や学校における危機管理マニュアルの作成、警察等との協力による防犯教室の実施、子どもが自分の身を守ることの大切さやその手立てについて様々な機会をとらえて指導することにより、学校安全教育の一層の推進を図る。



第4章

計画の推進に向けて

1

市民や関係機関などとの連携

本計画は、札幌市長期総合計画（計画期間：平成12～32年）の部門別計画として位置付けられています。推進にあたっては、他の部門別計画などとの整合性を図るとともに、札幌市関係部局をはじめ、関係する行政機関・団体とも連携を図りながら取り組んでいきます。

また、多様化した市民ニーズにきめ細かく対応していくためには行政サービスのみでは困難であるとともに、本計画における多くの事業は人と人とのふれあいや様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、市民やNPO、地域団体などの各種関係団体との連携・協力を図りながら進めていきます。

さらに、本計画の実施状況については、札幌市保健福祉施策総合推進本部及び札幌市次世代育成支援対策推進協議会において点検を行うとともに、その後の対策について、市民の意見を反映させながら検討を行います。

2

社会・経済情勢や厳しい財政状況への適確かつ柔軟な対応

長引く景気低迷の影響により、札幌市の財政状況も依然として厳しい状況が続くと見込まれます。経済・財政に関する国の「基本方針」に示されているとおり、今後においても歳出抑制を進めなければならないことから、行政が行うべき事業領域の見直しや受益者負担の適正化などに取り組み、必要な財源の確保に努めていくことが必要です。

本計画の基本目標の実現に向けた各種事業の実施にあたっては、このような状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。

なお、本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策などへも適切に対応するよう適宜見直しを行います。

次世代育成支援対策のより一層の推進 —社会全体による子育ての実現に向けて—

少子化は、一地方の特定の状況や住民の意識などに起因するものではなく、社会・経済情勢や国民意識、ライフスタイルなど、国レベルの大きな流れの中で、国民の様々な場面における選択の最終的な結果として現れるものです。

これまでも国・地方公共団体による様々な少子化対策が講じられてきたところであり、数値的な検証ができないものの、保育所入所定員数の増加や地域での子育て支援体制の充実が図られるなど、子育て環境の整備において一定の成果をもたらしてきました。

このような中、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、全国の地方公共団体や事業主などに対して行動計画の策定が義務付けられたことにより、国全体による次世代育成支援対策を推進するための体制が整いつつあります。

しかしながら、この次世代育成支援対策をより効果的に推進するためには、既婚・未婚、子どものいる・いないにかかわらず、世代を越えたすべての人が、少子化を将来にかかわる重要な課題として認識するとともに、経済的負担をはじめとした子育てにかかわる様々な負担を社会全体で共有・分担し合う方法や新たな枠組みのあり方について考えていく必要があります。

今後、札幌市は、結婚・出産・子育てにかかわる一人ひとりの意識や価値観を尊重することを基本としつつ、子育てを社会全体で支え合う枠組みのあり方について、様々な機会を通じて国や関係機関に対して検討を進めるよう働きかけるとともに、市民理解を深めていただけるように努めていきます。

付 属 資 料

1 次世代育成支援に関係した主な動き

- ①本市の策定経過と国の動き
- ②札幌市次世代育成支援対策推進協議会
 - ①委員名簿
 - ②開催経過
- ③札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査
 - ①調査概要
 - ②調査結果
- ④計画素案に対する市民意見の募集
 - ①実施概要
 - ②募集結果

2 参考データ

「札幌市の現状と課題」（第1章－2）関連データ

	札幌市	国
平成14年 1月		「日本の将来推計人口」発表【国立社会保障・人口問題研究所】
3月 15日	「札幌市の少子化への具体的な対策について」を答申【札幌市社会福祉審議会】	
5月 30日	平成14年度第1回札幌市保健福祉施策総合推進本部少子化対策推進部会開催	
7月 23日	平成14年度第1回札幌市保健福祉施策総合推進本部少子化対策推進部会ワーキンググループ会議開催	
9月 20日		「少子化対策プラスワン」発表【厚生労働省】
平成15年 1月 30日	平成14年度第2回札幌市保健福祉施策総合推進本部少子化対策推進部会ワーキンググループ会議開催	
2月	区子育て支援検討会議全体会議参加者との懇話会・参加者へのアンケート調査(全区で実施)(～3月)	
4日	平成14年度札幌市保健福祉施策総合推進本部幹事会・専門部会(合同会議)開催	
3月 14日		「次世代育成支援に関する当面の取組方針」決定【少子化対策推進閣僚会議】
5月	区子育て支援検討会議ブロック会議参加者との懇話会(全区で実施)(～8月)	
27日	平成15年度第1回札幌市保健福祉施策総合推進本部少子化対策推進部会・ワーキンググループ課長会議(合同会議)開催	
7月 9日		「次世代育成支援対策推進法」可決・成立
23日		「少子化社会対策基本法」可決・成立
8月 14日	児童福祉関係団体の代表者や公募市民の方などによる「市民懇話会」開催	
5日		地域行動計画先行策定市町村等担当課長会議
19日		次世代育成支援対策担当課長会議
22日		「行動計画策定指針」告示
9月 10日	平成15年度第2回札幌市保健福祉施策総合推進本部少子化対策推進部会開催	
16日	行動計画の策定について、市議会少子化対策・青少年育成調査特別委員会に報告・審議	
18日	平成15年度第2回札幌市保健福祉施策総合推進本部少子化対策推進部会ワーキンググループ会議開催	
10月 9日	「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」実施(～24日)	
11月 6日	平成15年度第1回札幌市次世代育成支援対策推進協議会開催	
11月 17日	「札幌市青少年基本調査」実施(～12月15日)	
12月 1日	平成15年度第3回札幌市保健福祉施策総合推進本部少子化対策推進部会ワーキンググループ会議開催	

			札幌市	国
平成15年	12月	9日	平成15年度第2回札幌市次世代育成支援対策推進協議会開催	地域行動計画先行策定市町村等担当課長会議(第2回)
		15日		
		18日	行動計画の策定経過について、市議会少子化対策・青少年育成調査特別委員会で報告・審議	
平成16年	1月	30日	平成15年度第3回札幌市次世代育成支援対策推進協議会開催	次世代育成支援対策担当課長会議
	2月	2日	青少年の健全育成について、市議会少子化対策・青少年育成調査特別委員会で報告・審議	
		16日	平成15年度第4回札幌市次世代育成支援対策推進協議会開催	
		27日	平成15年度第4回札幌市保健福祉施策総合推進本部少子化対策推進部会ワーキンググループ会議開催	
	3月	5日	平成15年度第3回札幌市保健福祉施策総合推進本部少子化対策推進部会・ワーキンググループ課長会議(合同会議)開催	
		10日	平成15年度第5回札幌市次世代育成支援対策推進協議会開催	
		22日	平成15年度札幌市保健福祉施策総合推進本部幹事会・少子化対策推進部会(合同会議)開催	
		25日	札幌市保健福祉施策総合推進本部会議・企画調整会議(合同会議)開催	
		26日	平成15年度第6回札幌市次世代育成支援対策推進協議会開催	
		29日	行動計画の素案について、市議会少子化対策・青少年育成調査特別委員会で報告・審議	
		31日	〔(仮称)札幌市次世代育成支援対策推進行動計画素案〕の国への報告	
	4月	28日		
	5月	11日	〔(仮称)札幌市次世代育成支援対策推進行動計画素案〕公表・市民意見募集(～6月10日)	
	6月	4日		
	8月	9日	平成16年度第1回札幌市保健福祉施策総合推進本部少子化対策推進部会ワーキンググループ会議開催	
		25日	平成16年度札幌市保健福祉施策総合推進本部幹事会・少子化対策推進部会(合同会議)開催	
	9月	1日	札幌市保健福祉施策総合推進本部会議	
		2日	平成16年度第1回札幌市次世代育成支援対策推進協議会開催	
		7日	行動計画の案について、市議会少子化対策・青少年育成調査特別委員会で報告・審議	

2

札幌市次世代育成支援対策推進協議会

1 委員名簿

(敬称略・五十音順、平成16年9月2日現在)

座 長	かね こ 金子	いさむ 勇	北海道大学大学院教授
副座長	の だ 野田	まこと 誠	(社)札幌市私立保育所連合会会長
委 員	いわ た 岩田	み か 美香	北海道医療大学助教授
委 員	うち だ 内田	しん や 信也	札幌弁護士会子どもの権利委員会委員長
委 員	おかざき 岡崎	くにひろ 邦宏	札幌市小学校長会会長
委 員	かいづか 貝塚	り え こ 里枝子	公募市民
委 員	き やま 帰山	のぶ こ 信子	北海道労働局雇用均等室長
委 員	さかもと 坂本	ひとし 齊	札幌商工会議所総務委員会委員長
委 員	しば き 芝木	かつ こ 捷子	(社)札幌市私立幼稚園連合会会長
委 員	た なか 田中	ひでかず 秀一	札幌市民生委員児童委員協議会副会長
委 員	は せ がわ 長谷川	あつ こ 敦子	公募市民
委 員	はやし 林	みちのり 阡徳	札幌市青少年育成委員会連絡協議会副議長
委 員	ふくもと 福本	まさゆき 雅行	札幌市PTA協議会会長
委 員	ほそかわ 細川	しょういち 昭一	(社)札幌市子ども会育成連合会会長
委 員	み うら 三浦	きみ え 君衣	公募市民

旧委員	おか た 岡田	ゆういち 祐一	前札幌市小学校長会会長
(委員在任期間 平成15年11月6日から平成16年3月31日まで)			

旧委員	やまぐち 山口	ひとし 均	前札幌弁護士会子どもの権利委員会委員長
(委員在任期間 平成15年11月6日から平成16年3月31日まで)			

② 開催経過

平成
15.11.6

平成15年度第1回札幌市次世代育成支援対策推進協議会

- ①推進協議会の座長及び副座長選任
- ②推進協議会設置の趣旨説明
- ③今後のスケジュールについて
- ④その他

15.12.9

平成15年度第2回札幌市次世代育成支援対策推進協議会

- ①本市の現状と課題の把握
- ②行動計画の基本方向の検討
- ③その他

16.1.30

平成15年度第3回札幌市次世代育成支援対策推進協議会

- ①課題と基本方向の整理
- ②行動計画の骨格案
- ③その他

16.2.16

平成15年度第4回札幌市次世代育成支援対策推進協議会

- ①行動計画素案の検討（第1章及び第2章）
- ②その他

16.3.10

平成15年度第5回札幌市次世代育成支援対策推進協議会

- ①行動計画素案の検討
- ②札幌市議会少子化対策・青少年育成調査特別委員会からの提言（報告）
- ③その他

16.3.26

平成15年度第6回札幌市次世代育成支援対策推進協議会

- ①行動計画素案の検討
- ②その他

16.7.2

平成16年度第1回札幌市次世代育成支援対策推進協議会

- ①行動計画案の検討
- ②その他

札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査

① 調査概要

(ア) 調査趣旨及び目的

(仮称) 札幌市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に向けて、市民の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するために実施。

(イ) 調査対象

就学前児童調査：札幌市の住民基本台帳（平成15年7月1日現在）から無作為抽出した就学前児童の保護者10,000人

小学校児童調査：札幌市の住民基本台帳（平成15年7月1日現在）から無作為抽出した小学校児童の保護者5,000人

(ウ) 実施時期：平成15年10月9日～10月24日

(エ) 有効回答数

就学前児童調査：4,938人（有効回答率49.4%）

小学校児童調査：2,283人（有効回答率45.7%）

(オ) 調査方法

就学前児童調査：郵送法／設問数31問

小学校児童調査：郵送法／設問数26問

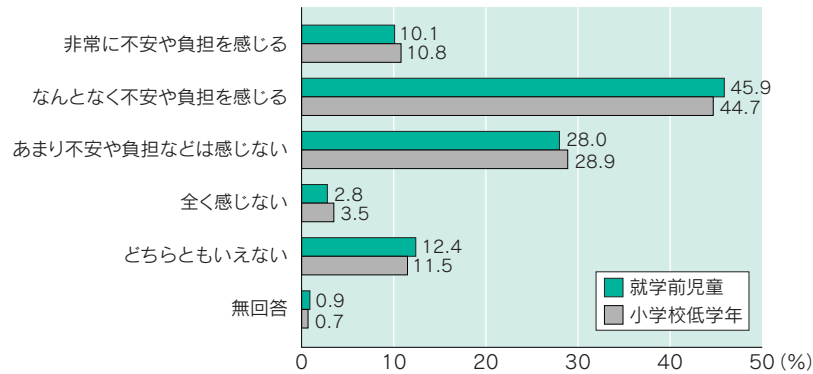
② 調査結果

(ア) 推計ニーズ量についての調査結果（1日あたり）

通常保育事業	16,734人
延長保育事業	5,135人
夜間保育事業	255人
休日保育事業	1,144人
一時保育事業	2,537人
子育て支援短期利用事業（ショートステイ）	15人
乳幼児健康支援デイサービス（一時預かり）事業 （病後児保育（派遣型・施設型））	52人
特定保育事業	784人
放課後児童健全育成事業	12,536人

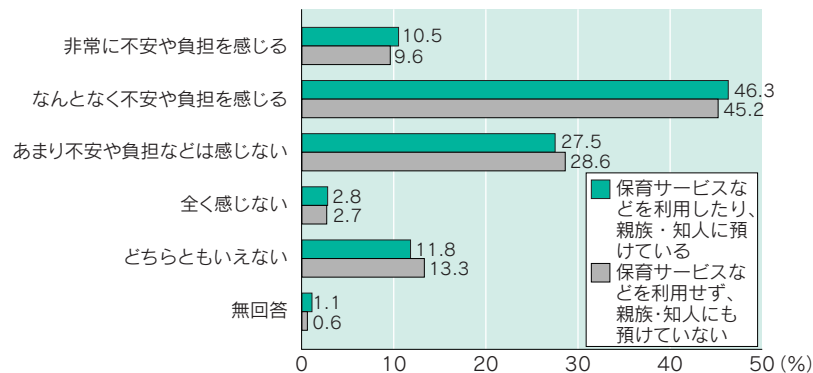
(イ) 子育てに関する意識や実情についての調査結果

Q 子育てに関して不安や負担などを感じていますか？



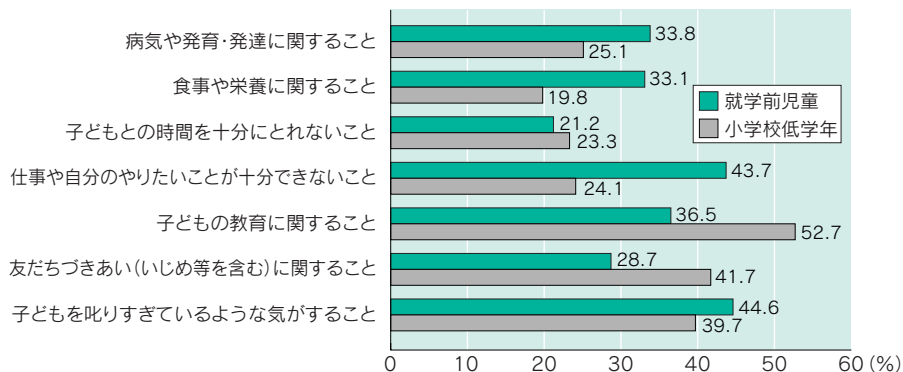
Q 子育てに関して不安や負担などを感じていますか？

《就学前児童の保育サービス等の利用の有無別》



Q 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか？

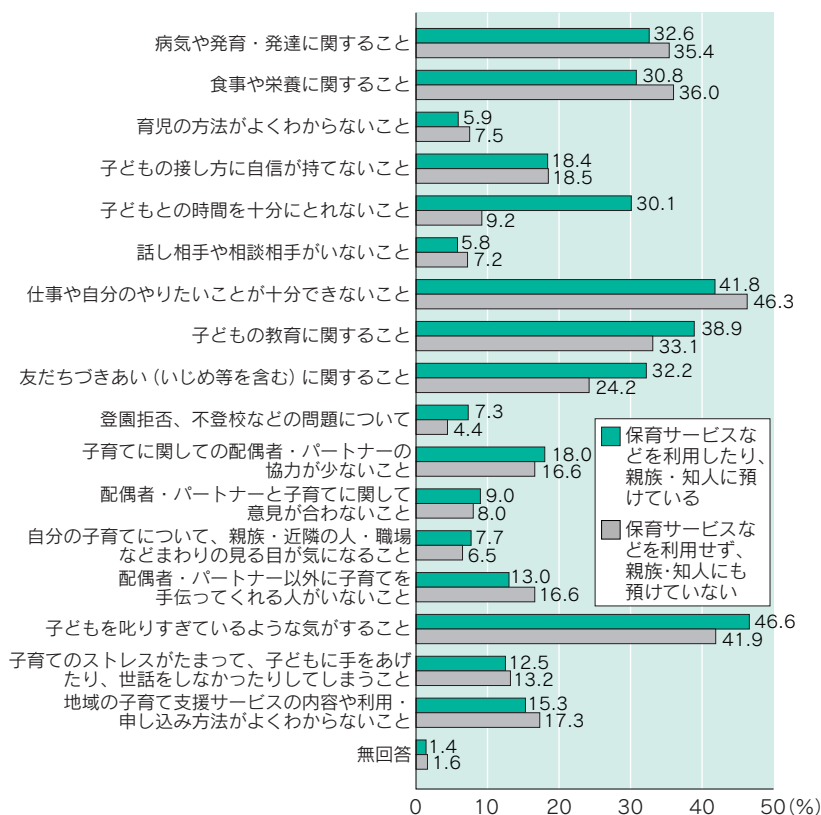
(複数回答)





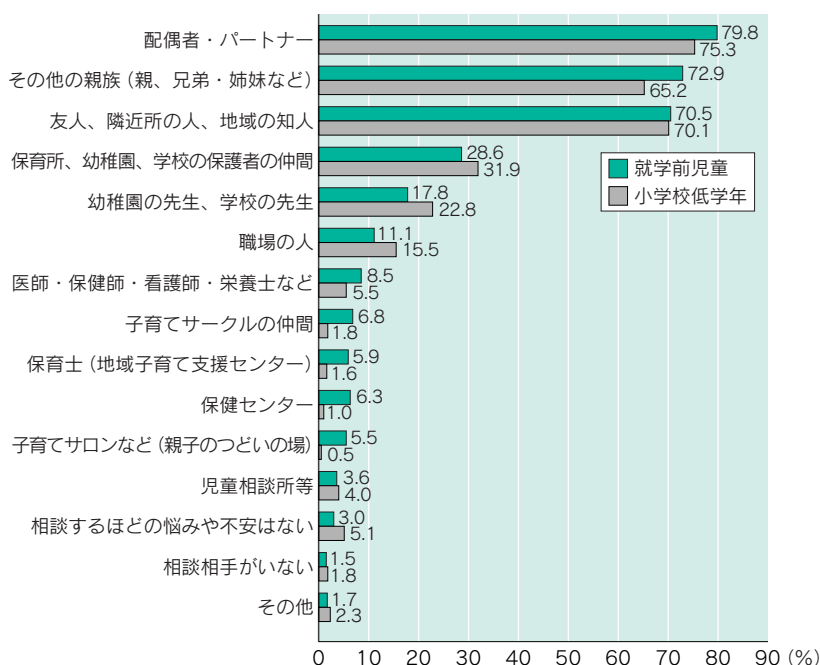
子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか？

(複数回答)《就学前児童の保育サービス等の利用の有無別》



身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなた(どこ)に相談しますか？

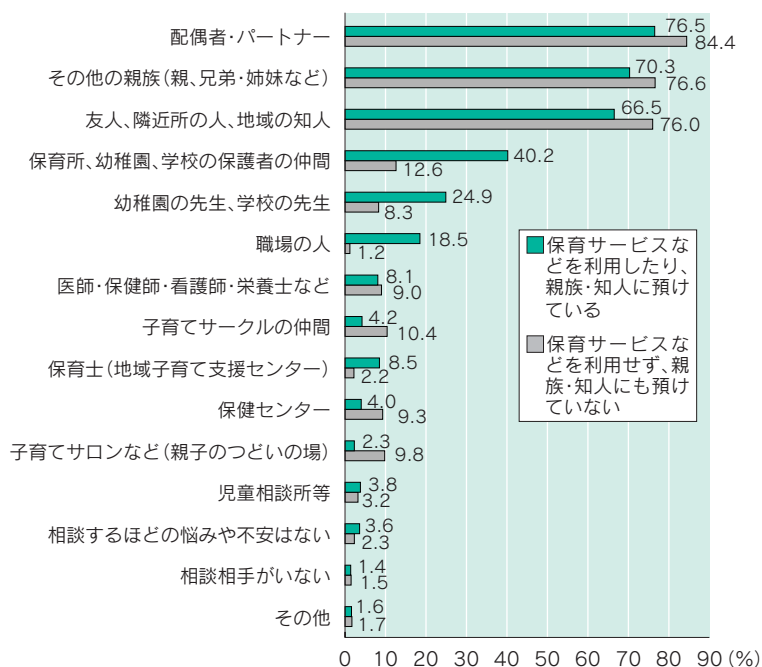
(複数回答)





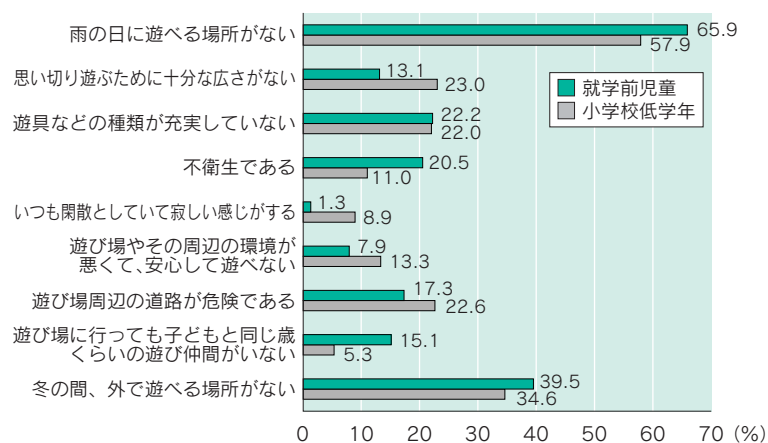
身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなた(どこ)に相談しますか？

(複数回答)《就学前児童の保育サービス等の利用の有無別》



家の近くの子どもの遊び場について、日頃感じていることはありますか？

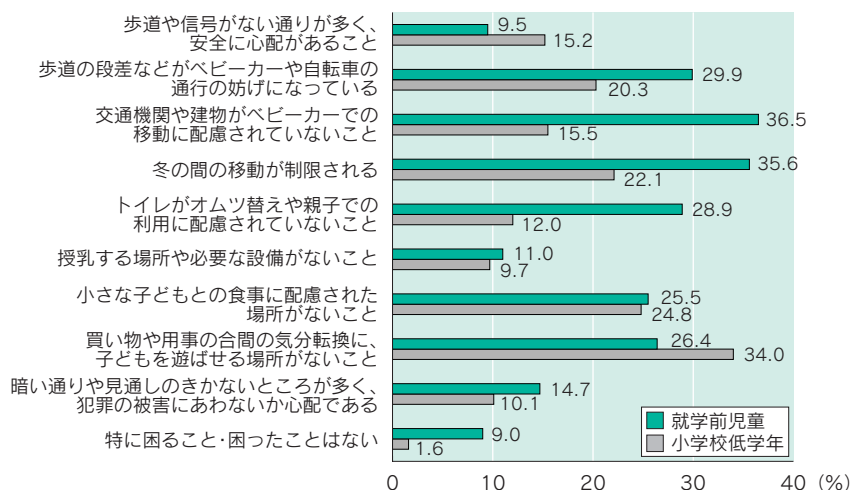
(3つまで選択)





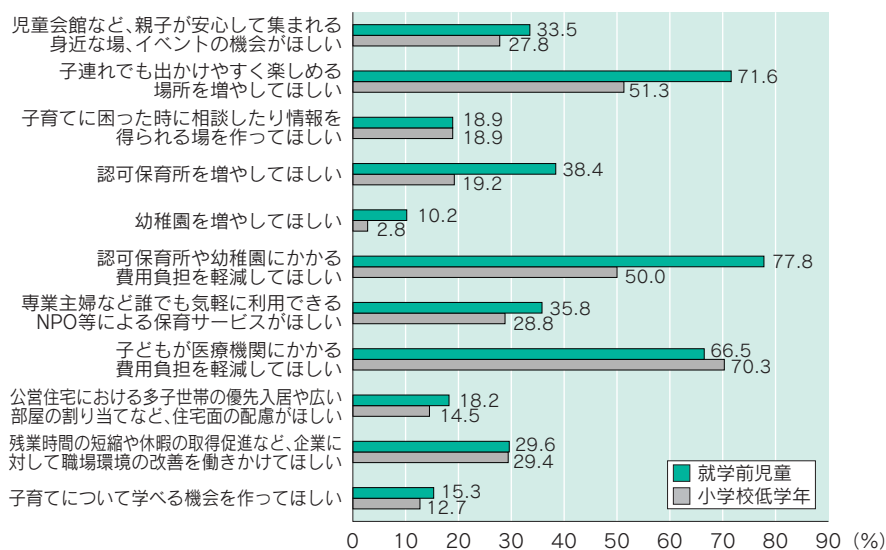
子どもとの外出の際、困ることや困ったことはありますか？

(3つまで選択)



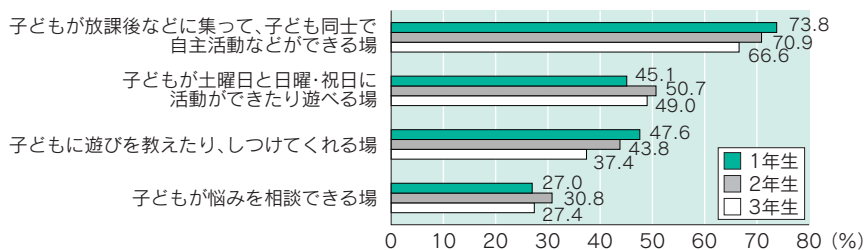
子育て支援環境の充実のためには、どのような支援策が望ましいとお考えになりますか？

(複数回答)



身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことのできる場ができた場合、どのようなものが望ましいとお考えですか？

(複数回答) 《小学校低学年のみの設問》



(ウ) 次世代育成支援に関する主な意見・要望

1 保育園・幼稚園

1-1 保育所整備について

- 認可保育所の空きがないため、働きたくてもなかなか働くことができません。子どもをもつ女性が働きやすい環境を整えてほしいです。
- 保育所を増設し、希望する保育所に希望通りに入れるように選択の幅を広げてほしいと思います。
- 1クラスの人数が多く、部屋が狭くなり、ケガの危険性も高いです。子ども達の遊びやすいスペースを作っていただきたいと思います。

1-2 保育サービスについて

- 勤務形態に見合うように、また、緊急時の対応のためにも、日祝日の開所や開所時間の延長を積極的に行ってほしいと思います。
- 保育所でもバスなどで送迎をしてほしいです。
- 保育園開放はよく利用させてもらっていました。とても楽しく過ごせ、これからも続けて欲しい取組みの一つです。
- 保育所に預けていると、子どもが病気になる時が一番困ります。風邪程度であれば、保育所の別室などで様子をみながら預かってほしいし、薬も投与してほしいです。

1-3 保育制度・職員体制・その他

- 保育所の申込みは、仕事している人だけではなく、専業主婦で、これから仕事を探す人にもできるようにしてほしいです。もし仕事が決まっても保育所が決まらなないと仕事できません。
- 保育士の人は女性ばかりなので男性の職員を増やしてほしいと思います。
- 保育士1人当たりの児童数を減らしてほしいです。子どもに目が行き届いているか不安です。質の高い保育のためには、先生方にもゆとりをもていただくことが必要ではないでしょうか。
- 就労しているかどうかにかかわらず、専業主婦の家庭やパートタイムの家庭でも、いつでも保育所を利用できるようにしてほしいです。

1-4 幼稚園全般

- 預かり時間の拡大や土日の実施など、預かり保育の充実を希望します。
- 月々の費用が高すぎるので、もっと安くしてほしいです。
- 私立と公立とでは保育料の格差が大きいです。(保育料が比較的低い)市立を増設したり、送迎バスを導入したりして遠くの人でも市立に通えるようにしたりしてほしいと思います。

1-5 幼保連携・その他

- 幼保一元化はとても無理があるように思います。旧体制で言えば保育園はやはり厚生省、幼稚園は文部省。ちゃんと分けられていた先人達の判断があるのでは。
また保護者のニーズも違います。働いていて幼稚園に通わせたい人にはそれなりの意志があると思います。保育園では、生活面全体を指導してくれます。幼稚園ではそういうことは望めないかわりに「学習」、「集団

の規律」などを学べます。どちらが良いかは親子で決める事ではないでしょうか。

- 保育園と幼稚園を一緒にしたらいいと思います。働くお母さん、働いてないお母さんで子どもを預ける場所が違ふ必要はないと思います。
- 保育所が一緒になっているような、3才以下の子どもを預かってもらえる幼稚園があるとよいと思います。また、未就園児と園児の場合だけでなく、園児と小学生というような場合についても、託児が別々の場所になってしまうと不便なため、柔軟に対応してもらいたいです。
- 共働きのため幼稚園を利用することができませんが、保育所と幼稚園とでは、小学校にあがるまでにしつけに差ができてしまいます。就学前の教育の充実も必要であると思います。

2 放課後児童

2-1 児童クラブ全般

- 現在対象が小学3年生までとなっていますが、6年生までにしてほしいです。おやつを出してほしいし、夏・冬・春休みは給食を出してほしいです。その際の自己負担はもちろん出します。(行政が何割か負担してくれるとももちろん嬉しいですが、厳しい経済状況の中そうも言っていられないですね…)
- 学校を開放して欲しいと思います。児童会館が遠くて、民間は料金が高いので。

2-2 児童会館

- 近く（校区内）に児童会館がないため利用しづらいです。中学校区に1つではなく、小学校区に1つあればいいと思います。
- 日曜日も児童会館を開けてほしい。開館時間も8時半ころからにしてほしいです。
- 児童クラブは楽しそうですが、制約が多いため子どもは次第に行きたくなっていきます。もっと保育園のように時間を遅くして欲しいし（有料でもかまわないので）自由に出入りできて、自宅のように帰れる場を望みます。（責任は親がとりますので）

2-3 その他

- 「放課後、大学生などが子ども達に勉強を教えているのが好評」というニュース番組を見ました。すごく良いことだと思うので、ぜひ、すべての小・中学校で実施して下さい。
- 子どもが2人以上いる場合（1人が小学生、1人が園児など）預ける場所が別々というのは不安です。ぜひ、兄弟・姉妹と一緒に預ける事が出来るサービスがあると良いと思う。
- 春先や晩秋から初冬にかけての期間など、戸外でめいっぱい遊べない時期に、子どもたちが体を動かしてスポーツや遊びなどができるような施設と指導員が増加することを希望します。

3 労働環境

3-1 労働慣行

- 育児をしながらでも仕事をしやすい環境が必要だと思います。育児休業等の制度や労働時間の短縮のほか、子どもを預ける際の保育料の費用負担の軽減や降園後の保育サービスを充実して欲しいと思います。
- 育児休業等を使うのは官庁ならともかく一般の企業では難しいことだと思います。それよりも前に労働基準

法で決められている労働時間や休日等をしっかりと管理・監督していただけると（育休も含む）ありがたいです。保護者の時間のゆとりについて、もっと考えてもらいたいと思います。

- 小さな子どものいる母親が求職しても、子どもが病気になって休まれると困るという理由で雇用してもらえないことが多いと思います。

3-2 その他

- 子どもがいても年齢に関係なく働ける場所が、もう少し増えるといいと思います。
- 在宅の仕事などをあつせんしてくれたり、子どもがいても就職できる雇用先などの情報サービスがあつたらいいと思います。

4 生活環境

4-1 遊び場(公園等)

- 児童会館とはちがう、誰でも利用出来る、室内公園の様なものが身近にあると良いと思います。雨の日や冬の間、小さい子どもが安心して遊べる場所がないです。
- 冬の間、公園が雪捨て場になってしまっていて遊ぶことができないので困ります。
- 公園に行くと砂場に犬のフンがあり不潔です。飼い主のモラルの問題なのでしょうが、公園に犬を連れ込まずに欲しいです。子どもが知らずに触ると衛生上よくないと思います。
- 公園はありますが、ボールなど思いきり体を使って遊べる所となると学校のグラウンドしかありません。広くて思いきり遊ぶスペースがほしいです。
- 現在、近くの公園でも、改修にあたっては、いつも利用している子ども達の意見を取り入れた公園づくりをしようとしています。そういう公園が増えてくれればと思っています。
- 公園が柄の悪い高校生のたまり場になっているそうです。怖くて遊べないと小学生の子どもが言っています。

4-2 居住環境

- 市営住宅を、母子家庭などに優先的に割り当てて欲しいです。母子家庭になって住む場所が定まらないと、子どもに精神的な不安を与えたいと思います。

4-3 公共施設・交通・その他

- 道幅が狭く、段差があり、ベビーカーを押して歩くのが大変です。一度、車道におりないと通れない所もあり危険です。車いすの人は、もっと大変だろうなと思いました。
- 歩道に乗り上げて駐車している車が多いです。近くの公園に行くにも、駐車している車を避けるため車道に降りてベビーカーを押しています。
- 高校生の通学などで自転車が歩道をふさぐように走っていることが多く、(歩道で)幼児を歩かせるときには神経を使います。
- 地下鉄駅、バスターミナル等でエレベーター設置のないところが多いので改良してほしいです。エスカレーターは(子ども連れには)危険です。
- ノンステップバスの数が増えるといいと思います。

- 新しいスーパーじゃない限りオムツ交換やベビーカー等に配慮されている場所はほとんどないですね。そういうレストランもほとんどありません。育児中は外出すると言われていたような気がします。

5 経済的負担

5-1 子育て家庭の負軽減

- 医療費にかかる費用負担が多すぎます。毎月、子どものぜんそく、アトピーで（医療費が）すごくかかっています。その上、他の病気になったり兄弟でかかったり、ということになると医療費だけで大きな負担になります。費用負担の軽減を望みます。
- 少子化だとよく聞きますが、経済的な事を考えると仕方のない事だと思います。これからお金がかかるという時に児童手当はなくなり医療の助成もなくなり、学校の授業だけでは将来不安という事で周りでは塾に入れたり、子どもの将来にかかるお金の事を考えたりすると不安でならないです。せめて義務教育の間は児童手当と医療の助成があるといいと思います。
- 今の時代は、夫婦共働きでないと、生活していけない状況です。夫の収入は、年々減り、その分を妻がささえる為に、どうしても家を空けてパートに出なければなりません。子育て中は、税負担の軽減、もしくは、児童手当などを支給するなど経済的負担を軽くして頂きたい。
- 保育所の保育料の負担を少なくしてほしいです。何の為に働いているのか、意味がないような気がします。子どもが多ければ、負担が多くなることは仕方ないと思いますが、少子化の世の中、頑張って子どもを産み育てている両親に、減税とか、恩恵があってもいいのではないかと思います。
- 私立幼稚園の学費が高いので、市立との差を少なくして欲しいです。現在の補助では不十分だと思います。また他都市では未就学児の医療費（外来も）が無料のところもあるようです。病院に一番かかる乳幼児の医療費をもっと補助してほしいです。
- 今3番目の子どもが児童手当をもらっているのですが、小学校にあがるともらえなくなるのは何故なのでしょう。小学校へあがってからの方が食費や教材など、お金がかかるのに…。または、学校へあがってからの、負担を少しでも少なくしてもらえるとありがたいです。
- 子育てには大変お金がかかるにも関わらず、乳幼児医療費助成制度には所得制限ができて、窓口で2割を負担しなくてはなりません。所得があってもその分税金は支払っているし、税金は平等に使われるべきです。また、助成対象年齢についても、通院にかかる助成を3歳まででなく6歳（あるいは小学校卒業）までにしてほしいです。幼稚園などに入ってからの方が、風邪をもらってくる確率も高くなるのに、その頃に対象とならなくなるのはおかしいと思います。インフルエンザなどの予防接種についても無料として欲しいです。
- 私立幼稚園に3人同時に通わせていますが、認可保育園だと、2人目半額、3人目無料となることを考えると（私立幼稚園の）授業料は高い方だと思います。私立幼稚園に対する補助金を増やしてほしいです。

5-2 その他

- 専業主婦への所得控除はなくしてほしくありません。
- 年金、健康保険支払額が高いと思います。

6 その他

6-1 少子化(対策)の在り方

- 子育て支援、少子化対策等叫ばれ、年々様々なサービスや対策がでてきていますが、もっともっととるべき対策はあるはずです。子どもが好きな人が産めず、だからといって経済的に余裕のある家がたくさん産もうとは思わない。
それならば、やはり産みたい！ 育てたい！ そして、授かる人が安心して笑顔で育てられる環境と支援をお願いしたいと思います。
- 少子化を騒ぐ割には対策が表面的にしかなくないと思います。男性がまず育児に積極的に参加するようになってはじめて本質的な対策がとれると思います。
すべての男性が「育児休暇をとらなければならない」制度をまず作ってみてはいかがでしょうか？ 職場の意識も雰囲気も変わると思います。
- 子どもを産めば産む程、得になる。その位にしなければ、子どもを産む人は増えないと思います。極端なくらいの保護をあたえなければ、今のままでは負担が大きすぎて（経済的、肉体的、精神的）もう1人子どもが…と考えていますがムリですね。
- 近所には働く為に保育園に子どもを預けるのではなく、育児をしたくない為に短時間のパートをして子どもを夕方まで預けている方が何人かいます。子どもは一義的には親が育てるものであり、そういう環境を整える事が今の子育て支援策には欠けていると思います。
子ども達は20年後には親になる訳です。幼い時は親の愛情を満身に受け、そして親になった時にまた自分の子どもを叱り育てていける人を育てていかなくてはならないと思います。親よりも子どもの事を考えた子育て支援を考えて頂きたいです。

6-2 子育て支援全般

6-2-1 人・場所づくり

- 子育てサロンなどの回数をもっと増やしてください。
- 親子向けの遊びの講座、集まりは午前がほとんどなので、幼稚園の終わった後の3時過ぎにも、たまにはやってほしいです。
- 子育てサロン（の対象年齢）を2段階にしてほしいです。0～2才くらいの年齢向けの内容が多くて、もう少し子どもが大きくなると、もの足りなく感じました。2才後半くらい～4才くらいまでにした方が、参加数も増えると思います。
PRももっとした方がいいですし、天気の良い日は、外遊びも積極的にとり入れるべきだと思います。また、時間帯はもう少しゆとりめ（10時過ぎくらいからとか）でも良いと思います。
- 区民センターの部屋を借りて週一度子育てサークル活動をしていたのですが、突然、会議室にするとのことで、お部屋を利用できなくなりました。子育て支援を考えて下さるのでしたら、数少ない活動できる場所を無くすことなどなさないでほしいです。

6-2-2 相談等の支援

- 母親がカウンセリングを受けられる仕組みを望みます。内容は育児に限らず、どんな悩みでも、また、悩みを自覚していない人でも。母親の悩みやストレスはたいてい子どもに向かってしまうと思うので。また、母親

がカウンセリングを受けたい時はいつでも受けられて、さらに乳幼児検診のように定期的にも受ける仕組みも望みます。

- 子育て・子の教育に関し、気軽に相談できる場所が必要と感じます。現行のままで利用しにくいのではないのでしょうか。
- 子どもに発達の遅れがあり、現在通園施設に通っています。児童相談所－保健センター－通園施設と、情報の伝達が悪いと思います。もっと情報がつながっていてほしいです。どこに何を相談すればいいのか、誰に相談すればいいのか、どんな専門の職員がいて、誰に何を聞いたらいいのかわかりません。子どもは小さいうちに少しでも早く対応してもらった方が子どもの発達、親の精神的にも良いと思います。市の発達相談もたった1時間足らず話して2次は〇ヶ月後にと言われてもその間の親の精神的負担は大きすぎます。市の医師やセラピストなど増やして下さい。

6-2-3 その他

- 保育所、児童会館など、市は、（子育ての支援を）考えてくれていると思います。預ける場所がないから働けないのではなくて、働く場所がないから、預けられないのだと思います。日本経済が活性化してくれなければ、改善されない気がします。
- 色々な方（シングルマザーの方など）と接して意見交換をしたいです。私は16才で妊娠し17才で未婚で産んでからは仕事の毎日なので、同じ様な人達と話をして頑張っていきたいと思っています。

6-3 地域(ネットワーク)・組織(システム)

- 私の家はおじいちゃん・おばあちゃんと同居なのでそれほど大変さはありませんが、身近なところでは両親や親類など居ない人が多く、子どもを預けるところがなく2人目の子どもはムリとか病氣してもこまると言う人がいます。市ももちろんですが、もう少し、ご近所で（同町内など）そういう支援グループみたいのを作って、お年寄りだけでなく小さな子どもの居る家族を支援するのが良いと思います。
- 地域の人にちょっと仕事が遅くなった時に見てもらえたらありがたいです。50～60代のベテラン主婦の方がいいですね。そういうサービスは（これが子育てサポートセンターというのでしょうか？）あるのでしょうか。有料でもいいです。
- 家の周辺に（自分の家と）同じくらいの（年齢の）子どもがいるのかよくわかりません。もっと顔見知りが増えるよう地域での活動に力を入れてもらいたいです。
- 登園バスに乗せるまでの道中、色々な方に「いつてらっしゃい」と声をかけられるのですが、子どももとってもうれしそうに返事をします。これが札幌市内全域で小中高生にも広がればと思います。特に一戸建てで、長くその地域に住んでいる方などは、色々な意味で頼りになると思います。町内会単位で朝15分・夕方15分でもいいので子どもを見守ってほしいです。防犯にもなります。
- 市で行なわれていること、区で行なわれていること、町内会で行なわれていること、全てが、バラバラのような気がする。町内会の活性化を助け、地域密着型のアットホームな支援としてほしい。

6-4 学校・学校教育

- 現在通学している小学校が少人数なのでとても人との交流（子ども同士・親同士・先生と親など）が図りやすく、親としても満足しています。こんな学校が多ければいいですね。
- 今通っている小学校は1クラスあたりの人数が多いので、せめて30人クラスにして、先生が子ども1人1人を

見てくれるようにしてほしいと思います。

- 現在、毎日のように事件が起っています。その中でも娘を持つ母親として「誘拐事件」が多発しているのが気になります。親が四六時中目を離さず見ている事もできず、とても心配になります。何をどのように改善すれば良いかわかりませんが、これから大人になっていく子ども達に「何が良い事で何が悪い事なのか」をしっかりと、幼いうちから教えてくれる教育を望んでいます。
- 義務教育（小・中学校）における教育とは何かを見直して頂きたいです。（勉強だけがすべてではないと思います。）高いレベルの学習よりも必要な教育（教えるだけではなく育てることの意味）を見直してほしいです。
- どうして、近くの小学校があるのに、学区のせいで遠い小学校へ通わせないといけないのでしょうか？ 今は学校帰りの誘拐が多いので、近くて、安心できる道を通って行ける所にして欲しいです。

6-5 母子保健・医療

- 健康診断時など、困っていること等を相談すると、マニュアル的な回答しか返ってこないのが、相談する気にもなりません。
「相談して良かった」と思える様な回答が欲しいと思います。
- 乳幼児医療助成制度を6才までに引き上げてほしいです。
- ポリオの予防接種の実施の場所と日数を増してください。（混みすぎて困ります）

6-6 親づくり

- 地域へのお手伝いや、学校のPTA活動等に対する保護者の考え方が、（親によって）あまりにも違いがあります。子どもは皆で育てるという考えを、特に「親」が持たなければと思っています。
- 母子家庭の自立をもっと応援してほしいし、協力的な社会になってもらいたいです。
- 「子育てサロン」はとても良いことだと思います。他の子どもと遊ぶよい機会であり、母親にとっても友だちづくりや相談の場になると思います。ぜひ市の方で、母親になる人、なった人全員を対象に子どもへの接し方、母親としての常識を教える機会をつくってください。
- 子どもをたくさん生むことを援助するのではなくて、子どもが虐待や望ましくない育て方をうけていけないように、また親が楽に育児をしていけるように支援してほしいです。親がストレスにより育児にいきづまることのないように子どもと遊びながらいい方法を教えてくれるような場が増えたらいいです。

6-7 社会の仕組み(問題点)

- 子どもがいない人はその分貯金もできるので、老後の年金は支給しなくても良いと思います。こんなにかんばって仕事と育児を両立しているのに、自分のことだけやっている人が普通に年金をもらえるのはおかしいです。独身者（子どもなし）からの税金を高くして保育料などや子ども施設などに利用して欲しいです。
また、女性だけが子どものために犠牲になっている気がします。夫の会社も自由に子どものために休みがもらえるといいのですが、結局、男性社会なので女の方が疲れてしまいます。
育児ノイローゼで男が死ぬことはないでしょう。もっと男性（父）も子どものために頭を悩ませたり心を痛めたりできる世の中になって欲しいです。女性だから仕事をやめて家にいろと言われるのはとても腹が立ちます。社会全体が良くなないと、安心して子どもを生み育てることが出来ないと思います。
- おそらくこういったアンケートをとるということは、少なくとも、子どもの事、子どもの未来の事、将来の市、道、国のあり方を考えての事だと思います。しかし問題は大きく、根が深くいくらやっても解決しない

ような気持ちがしてくる事もあると思います。でも、あきらめないで頑張りましょう、細々とでもやっていくことが大事だと思います。

6-8 子どもの権利(安全)

- 今、うちの近くでは変質者が出たりして、子どもを公園に出すのも不安でたまりません。幼稚園の子を外に出す時は必ず私も出なければなりません。小学生の子は心配ながらも家にとじこめる事もできないので何度も注意して出していますが、本当に心配です。学校からもプリントなどで気をつけるよう呼びかけたり、時には私たちが道路に立ったりしています。安全にのびのびと子どもを遊ばせたいです。
- 小学生の連れ去りが多く、小学校の通学が心配です。公園もあぶないので、管理人のいる公園や、パトロールなど、治安改善の対策が必要ではないでしょうか。
- 小さい時から、交通事故の危険性や交通ルールを、口頭ではなく身体をつかい実践で教えるようにしてほしいです。

6-9 要保護(障がい・被虐待)児童

- わが家の子どもは軽度の障がいを持っています。特殊学級にいてもなじめず、普通学級では問題児扱いです。こういうタイプの子どもは意外と沢山います。安心して学校に行けるように制度を早く作って下さい。

6-10 行政全般・計画作り・その他

- いろいろな(子育て支援の)活動は耳にすることはあるが、市民の認知度が低く、また、利用する側と距離があるような気がします。もう少し、(情報の)発信の方法を考えてみては？
- 次世代育成支援は、従前のエンゼルプランや子育て支援とは異なり、市政全般で育成支援を切り口として、どこまでマルチに検討できるのかがポイントとなります。子どもたちを育てやすい環境をつくるために、がんばってください。
- 今回、このようなアンケートが行われたということだけでも、とても喜ばしく思います。市には支援されているという実感がすでに十分あります。

4

計画素案に対する市民意見の募集

1 実施概要

- (ア) 事前予告 「広報さつぽろ」(平成16年5月号)に掲載
 (イ) 募集期間 平成16年5月11日から平成16年6月10日まで
 (ウ) 素案の配布 市役所本庁舎、区役所など市内14か所
 (エ) 素案の閲覧 各区保健センター、児童会館など市内166か所

※素案については、ホームページにおいても公表

2 募集結果

46人の方から144件の貴重なご意見をいただきました。

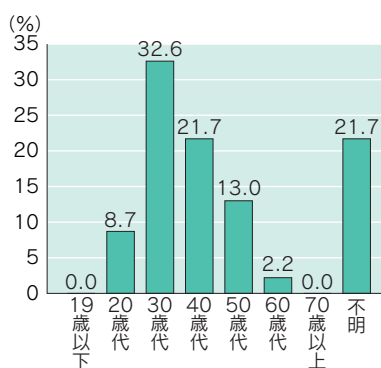
いただいたご意見をもとに、庁内会議及び札幌市次世代育成支援対策推進協議会などで検討を行い、素案の14か所を修正し、行動計画の成案を得ました。

■意見者・提出された意見の属性別割合

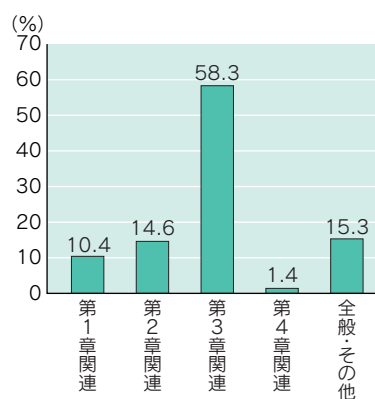
□男女別の割合



□年齢別の割合



□分野別割合



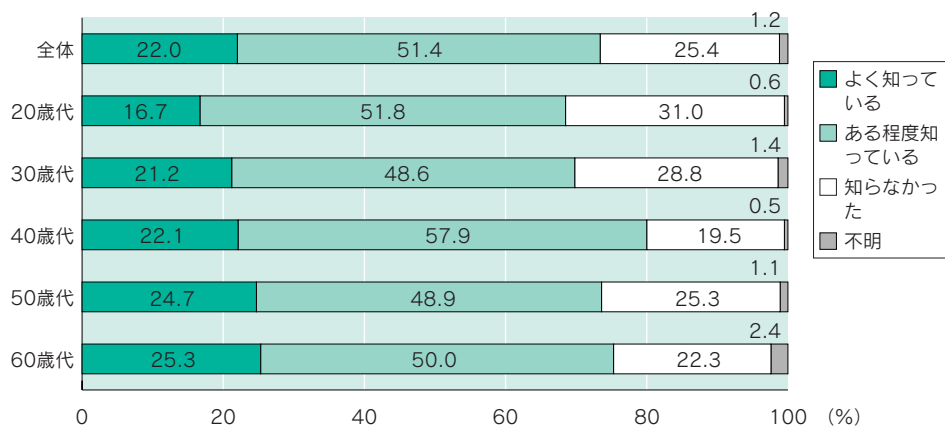
2

参考データ

「札幌市の現状と課題」（第1章－2）関連データ

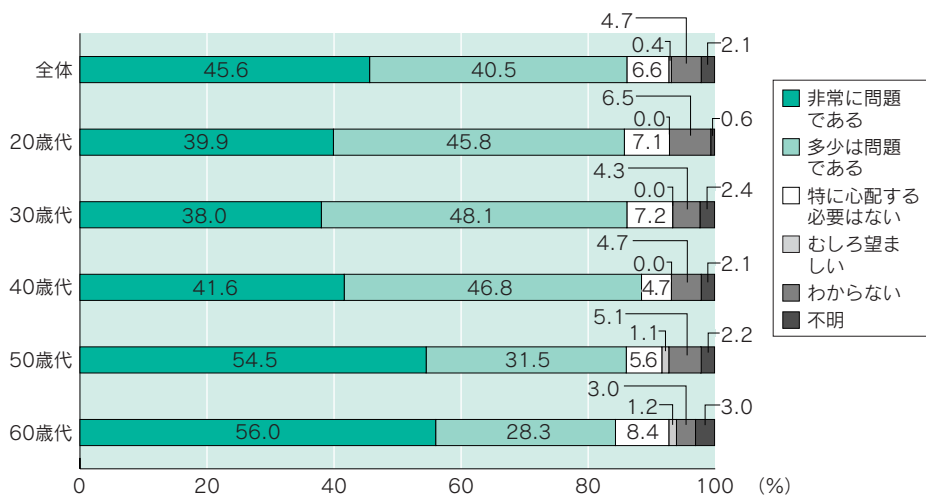
①－②「出生の動向」関連

□札幌市の少子化に対する認知度



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市の少子化に関する調査（市民全体調査）」（平成11年）

□少子社会に関する問題意識



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市の少子化に関する調査（市民全体調査）」（平成11年）

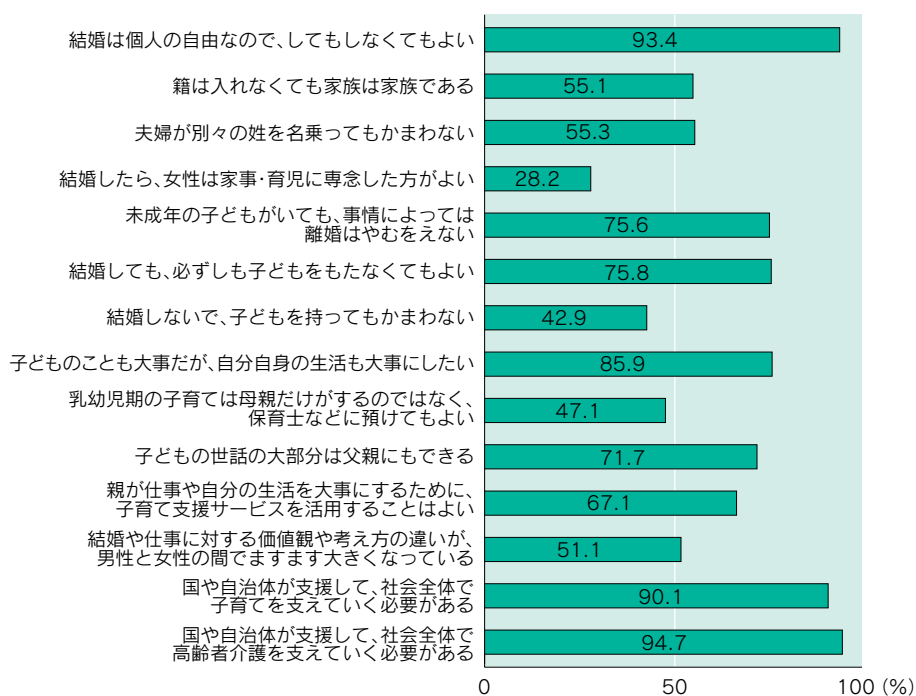
①－③「婚姻及び出産等の動向」関連

□婚姻・離婚の状況（人口千対）

都 市	婚姻率	離婚率
札幌市	6.6	2.85
仙台市	6.8	2.24
千葉市	6.5	2.31
横浜市	7.0	2.30
川崎市	8.3	2.44
名古屋市	6.5	2.38
京都市	5.8	2.40
大阪市	6.9	3.18
神戸市	5.9	2.53
広島市	6.4	2.34
北九州市	5.9	2.79
福岡市	7.1	2.84
全 国	6.0	2.30
北海道	5.8	2.77
東京都区部	7.3	2.44

〈資料〉厚生労働省「人口動態統計」（平成14年）

□家族や家庭に対する価値観 （「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市の少子化に関する調査（若年層調査）」（平成11年）

2-①「世帯の動向」関連

□一般世帯数の推移

(世帯)

世帯人員	一般世帯数			増加数	
	平成2年	7年	12年	2～7年	7～12年
一般世帯数	640,005	713,461	759,338	73,456	45,877
1人	197,179	238,167	258,702	40,988	20,535
2人	146,634	177,930	205,628	31,296	27,698
3人	115,871	127,553	138,715	11,682	11,162
4人	126,633	120,473	114,387	△6,160	△6,086
5人	40,547	37,909	32,982	△2,638	△4,927
6人	10,083	8,845	7,064	△1,238	△1,781
7人以上	3,058	2,584	1,860	△474	△724

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

2-②「就業状況」関連

□就業者数・率の推移

産業(大分類)	平成7年					平成12年				
	就業者数(人)			男女別割合(%)		就業者数(人)			男女別割合(%)	
	総数	男	女	男	女	総数	男	女	男	女
総数	845,813	511,398	334,415	60.5	39.5	851,060	501,299	349,761	58.9	41.1
第1次産業	4,526	2,838	1,688	62.7	37.3	3,789	2,371	1,418	62.6	37.4
農業	4,010	2,405	1,605	60.0	40.0	3,431	2,079	1,352	60.6	39.4
林業	383	332	51	86.7	13.3	281	238	43	84.7	15.3
漁業	133	101	32	75.9	24.1	77	54	23	70.1	29.9
第2次産業	171,813	131,777	40,036	76.7	23.3	157,778	121,501	36,277	77.0	23.0
鉱業	825	705	120	85.5	14.5	620	543	77	87.6	12.4
建設業	108,995	92,327	16,668	84.7	15.3	99,339	85,603	13,736	86.2	13.8
製造業	61,993	38,745	23,248	62.5	37.5	57,819	35,355	22,464	61.1	38.9
第3次産業	659,081	371,342	287,739	56.3	43.7	671,443	368,032	303,411	54.8	45.2
電気・ガス・熱供給・水道業	4,918	4,221	697	85.8	14.2	4,734	4,183	551	88.4	11.6
運輸・通信業	63,408	53,570	9,838	84.5	15.5	65,804	53,258	12,546	80.9	19.1
卸売・小売業、飲食店	246,449	129,283	117,166	52.5	47.5	241,687	122,062	119,625	50.5	49.5
金融・保険業	31,852	14,391	17,461	45.2	54.8	28,055	12,731	15,324	45.4	54.6
不動産業	16,159	10,316	5,843	63.8	36.2	16,400	10,652	5,748	65.0	35.0
サービス業	260,607	130,589	130,018	50.1	49.9	279,515	136,739	142,776	48.9	51.1
公務(他に分類されないもの)	35,688	28,972	6,716	81.2	18.8	35,248	28,407	6,841	80.6	19.4
分類不能の産業	10,393	5,441	4,952	52.4	47.6	18,050	9,395	8,655	52.0	48.0

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」

②－②「就業状況」関連

□夫婦の就業の状況

(%)

子どもの有無・年齢	札幌市						全国					
	夫婦のいる一般世帯数						夫婦のいる一般世帯数					
	総数 1)	夫・妻 とも就業	夫・妻とも 雇用者 2)	夫が就 業、妻が 非就業	夫が非就 業、妻が 就業	夫・妻 とも 非就業	総数 1)	夫・妻 とも就業	夫・妻とも 雇用者 2)	夫が就 業、妻が 非就業	夫が非就 業、妻が 就業	夫・妻 とも 非就業
総数	100.0	35.1	28.1	44.7	2.5	15.8	100.0	44.9	32.1	36.4	3.2	14.6
子どもなし	100.0	30.4	24.2	33.6	3.3	29.4	100.0	36.8	24.7	28.2	4.4	29.0
子どもあり	100.0	38.1	30.6	51.8	2.0	7.1	100.0	49.0	36.0	40.6	2.6	7.2
最年少の子どもが 6歳未満	100.0	21.5	17.7	75.5	0.6	1.8	100.0	32.8	26.3	64.8	0.6	1.3
6～14歳	100.0	46.2	38.2	51.1	1.2	1.0	100.0	61.1	48.2	36.6	1.1	0.8
15～17歳	100.0	55.9	46.3	40.9	1.5	1.2	100.0	67.1	51.4	29.6	1.7	1.1
18歳以上	100.0	39.4	30.2	38.8	3.7	16.4	100.0	48.1	31.3	30.0	4.9	16.2

注：1) 労働力状態「不詳」を含む。 2) 「役員」を含む。 〈資料〉総務省統計局「国勢調査」（平成12年）

②－④「生活環境の状況」関連

□住宅の所有の関係の状況

住宅の所有の関係	世帯数（世帯）	割合（%）
総数	750,627	100.0
持ち家	361,897	48.2
公営の借家	29,497	3.9
公団・公社の借家	8,674	1.2
民営の借家	305,641	10.7
給与住宅	29,080	3.9
間借り	15,838	2.1

〈資料〉総務省統計局「国勢調査」（平成12年）

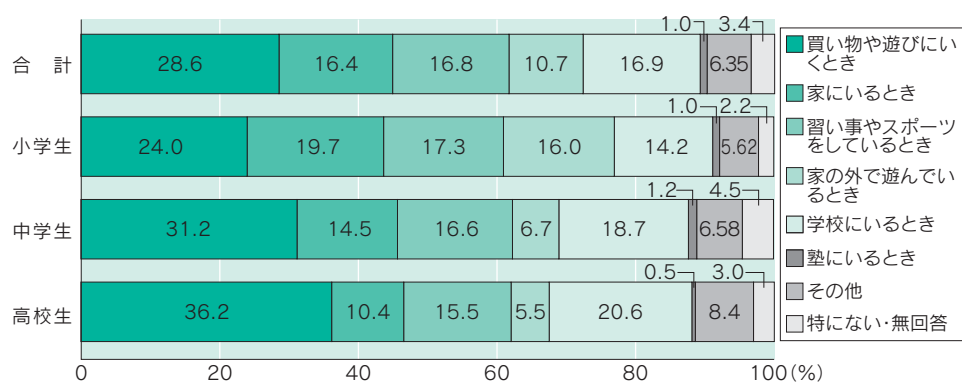
□住宅の所有の関係別居住室数の状況

住宅の所有の関係	総数 1)	1室	2室	3室	4室	5室	6室	7室	8室以上
総数 2)	100.0	7.4	12.9	19.6	20.3	16.5	11.3	5.3	3.8
持ち家	100.0	0.1	0.6	4.2	23.4	30.6	22.5	10.7	7.9
借家	100.0	14.7	25.3	35.2	18.6	4.1	1.4	0.4	0.2

注：1) 居住室数「不詳」を含む。 2) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。 〈資料〉総務省統計局「住宅・土地統計調査」（平成10年）

③－①「子どもの日常と健康」関連

□ 普段の生活の中で一番楽しいと思うとき



〈資料〉札幌市子ども育成部「札幌市青少年基本調査」（平成15年）

さっぽろ子ども未来プラン

—札幌市次世代育成支援対策推進行動計画—

市政等資料番号	01-G01-04-562
広報印刷番号	16-1-39
保存期間	永年

平成16年(2004年)9月発行

編集・発行 〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局 子ども育成部 子ども企画課

電話 011-211-2982 FAX 011-231-6221

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/>

